

タイトル	十六世紀イギリス旧救貧法の成立(二)
著者	大場, 四千男; OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(153): 87-192
発行日	2012-09-25

# 十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）

大 場 四 千 男

## 目 次

- 1 編 チューダー朝初期救貧法とマックス・ヴェーバーの方法論
    - 1 章 マックス・ヴェーバーの市民資本主義論と救貧法
      - I 大塚久雄のマックス・ヴェーバー論
      - II 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの相同性
      - III 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの違い
      - IV マックス・ヴェーバーの資本主義論の特異性
      - V 市民資本主義論と救貧法
        - (一) マックス・ヴェーバーの資本主義方法論
        - (二) 天職労働, カソリック, プロテスタンティズム
        - (三) 宗教改革と市民資本主義
        - (四) 市民資本主義と救貧法
    - 2 章 ジャン・カルヴィンの「天職」概念とマックス・ヴェーバー
      - (一) カルヴィンとマックス・ヴェーバー
      - (二) カルヴィンの「天職」概念と「キリスト教概要」
      - (三) カルヴィンの「天職」概念と「真のキリスト教的生活」
  - 2 編 イギリス旧救貧法成立の歴史的背景
    - 1 章 16世紀新しい貧民層の勃興
      - I 問題の所在
      - II 旧救貧法の歴史的倫理構成
      - III 新しい「貧民」概念について
        - (一) 「労働不能な貧民」概念
        - (二) 「労働可能な貧民救済」条項
        - (三) 「労働可能な貧民」概念
- 結び

2章 イギリス旧救貧法の資料探索 — ジョン・F・ポウンド 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570年」(一)

はじめに

- a 手書き原稿
- b 人口調査の背景
- c 分析

地図

付録

- I 年齢, 性別, 婚姻
- II 16歳未満の児童の年齢と性別
- III 21歳以上男性の職業
- IV 21歳以上女性の職業
- V 貧民ハウスに収容された人数
- VI 世帯あたりの人数
- VII ノリッジでの在住期間
- VIII ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産
- IX 各教区の貧民人口 (以上迄 152号)

3編 チューダー治政期地方救貧政策

序 問題の所在

1章 ノーフォーク州の救貧政策

- I ノーフォーク地域の再生産=蓄積基盤
- II 貧民救済事業の変遷
- III 教区の救済事業
- IV 小括 — 地域別貧民救済事業活動

2章 16世紀前半ノリッジ市の救貧政策

- I 修道院解散以前の救貧政策
- II ヘンリーVIII世治政期の救貧政策

結び — 展望にかえて —

3章 イギリス旧救貧法の資料探索 — ジョン F.ポウンド 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570年」(二)

- I 貧民調査資料

## 3 編 チューダー治政期地方救貧政策

### 序 問題の所在

「旧救貧法」研究史は従来労働立法史の視点及びその関連裡から問題にされたにすぎない。こうした研究史の空白は当面個別的都市段階の救貧条例とその政策史を検討することによって埋められる。そして都市段階の救貧政策は修道院段階と異なり、さらに議会及び枢密院段階の先駆的形態をなす独自の救貧条例・政策である。したがって問題はこうした都市段階の救貧政策の独自性に限定する。

以上の視点を具体化するために、問題は第1にカーニンガムの救貧条例とその政策研究を整理し、第2に従来の旧救貧法研究史を批判的に発展させることにある。

そして旧救貧法研究史は絶対王政の基盤をなす教区制に示される教区共同体の構造とその再編制を意図する「第二次的な〈誓約共同体〉」の研究で補充される。

それならばカーニンガムは『近代イギリスの産業と商業の成長』The Growth of England Industry and Commerce in Modern Timesの中で如何に旧救貧法を位置づけ問題にするかを次に見てみよう。

「エリザベス治政期は経済的規制の重要な時期にあたる。エドワードI世治政期と同じ長さであり、エリザベス期でイギリス絶対王政は地方自治体の領域を浸蝕し始め、そして今や一国の産業構造は都市的統制下よりむしろ国家的統制下に組み込まれるにいたった<sup>(1)</sup>。」と。

W・カーニンガム W. Cunningham はイギリス絶対王政国家の確立 (=Nationalisation) をエリザベス治政期、就中1563年『徒弟条例』と1597年『救貧条例』の制定法 (=the industrial code) に求めた点、傾聴すべきである<sup>(2)</sup>。

「救貧条例」はカーニンガムにとってエリザベス体制 Elizabethan System (=絶対王政機構)

---

注(1) W. C. Cunningham, The Growth of England industry and commerce in Modern Times. p. 37.

(2) St. Bindoff, The Making of the Statute of Artificers. p. 56. 「徒弟条例」と「救貧条例」との関連性は主に絶対王政の経済政策を支える骨格的条例であるとしその相互補充関係に関して多く追求されており、主にその補充関係は「中世的な性格」(Heckscher)である。E. F. Hecksher 『重商主義』Mercantilism p. 232, Sir: William Ashley, Introduction to English Economic History and Theory, p. 360~361, Leonard, The early History of English poor Relief, p. 51-52, Herman Levy, "The Economic History of Sickness and Medical Benefit before the Puritan Revolution" (EcHR) vol. XVIII-2, p. 49, Lipson, Economic history of England vol. III, p. 417, 田中豊治, 『イギリス絶対王政期の産業構造』(岩波書店, p. 129), 拙稿, 「十六世紀後半絶対王政の救貧政策—1597年「救貧条例」を中心に」(社会経済史学, Vol. 35, No.2), p. 92~95, 同拙稿「16世紀イギリス絶対王政の労働政策」(経済学年誌 2号); p. 106~110, 同拙稿「チューダー絶対王政期の救貧法分析」p. 67. 以上の拙稿論文は主に制定法段階での救貧条例および政策の意義とその性格を絶対王政の骨格条例として位置づけんとするものであり、その系譜に連なるものである。この小論では制定法段階の確立=1957年「条例」の先駆的段階として都市段階を措定し、そして都市段階の救貧政策及び条例の意義と限界に問題を限定し究明せんとするものである。

の枢軸的制定法をなすのである。したがって「救貧条例」研究史はまさにW・カーニンガムのこうした絶対王政体制を支える骨格条例として位置づけその出発点にしなければならない。「救貧条例」を絶対王政の基調政策(=救貧政策)として指定する点がカーニンガムの救貧条例研究の経済史的成果でありまた我々の救貧条例研究の第1の前提である<sup>(3)</sup>。

次に、カーニンガムは1597年-1603年にいたる旧「救貧条例」の確立史を次のように問題にする。

「宗教的自治体は修道院解散後 the Reformation 権限と富とを大巾にはぎ取られその結果、彼ら宗教的自治体は貧民の救済のために仕事をする当事者でありえなくなったのである。この貧民救済の義務を果しえなくなった宗教的自治体は全くの無能力さを露呈した。かくて多くの都市自治体は貧民救済のために独自の準備をし始めることに全力を尽し始めた。そして、1536年に、貧民救済のための世俗的自治体への責任を課す条例が制定されたのである。しかしエドワード VI 世或いはメアリー治政下では増大しつつある困難を解決することはならなされていなかったの、ついにエリザベス I 世女王と顧問のために貧民救済のための機構=制度(システム)を築くことが課題として残された<sup>(4)</sup>。」

以上の長い文脈<sup>コンテカスト</sup>で、カーニンガムは(1)修道院・教会の宗教的自治体の活躍期、(2)形成段階を世俗的自治体、特に都市自治体の活躍期そして最後に(3)中央集権政府、就中枢密院の活躍期と「救貧条例」のこうした展開プロセスを三段階に区分し指定する。したがって1597年「救貧条例」は以上の諸段階の綜括的法体系であり、まさに「国家的統制」national central としての制定法の重みを担うことになる。カーニンガムの救貧条例の成立段階及びその担い手の区分は「救貧条例」研究史、特にレオナード女史の成果でありその確認でもあるといえよう<sup>(5)</sup>。

大枠としてのこのカーニンガムの「救貧条例」(=旧救貧法)の三段階把握はその内部に問題を含むといえ一応是認しえるものである。この点が第二の前提であり「初期救貧条例史」の出発点<sup>(6)</sup>でもある。「初期救貧条例」史は次のテーブル I によってその内容を知りえる。

さらに、カーニンガムは貧民・浮浪者群の大量発生原因について言及する。まず、カーニ

注(3) 一言すれば従来の救貧条例研究史はマルクスの「資本の本原的蓄積過程」を促す産婆役として指定するものであった。その代表理論は所謂大河内理論である。こうした従来の救貧条例及び政策研究史は貧民・浮浪者群を発生せしめる地域的事象とその対応策の変容を考慮しない流通論的内容であったといわなければならない。W. C. カーニンガムの救貧条例の研究史水準を確認する迂回的方法をとったのはイギリスの救貧条例の高い水準を再確認するためである。特に、ヘクシャーは救貧条例・政策をさらに封建的性格として論じている点傾聴すべきである。したがって救貧条例・政策の研究史はこうしたイギリス経済史水準を確認する作業を介してなされなければならない。大河内一男、『社会政策』(総論)、p. 116、中村幸太郎、「救貧法の生成過程」社会福祉評論第1号。

(4) W. C. Cunningham, *ibid.*, p. 43~44.

(5) Lenard, *ibid.*, p. 3~96 レオナード女史はイギリス旧救貧法の史的展開過程を3段階に区分し、その段階的特質を指摘する。

(6) カーニンガム、レオナード女史の研究はイギリス旧救貧法の研究史上必見の文献であり、研究内容である。したがって当該論文もカーニンガム、レオナード女史の研究成果に負っている。しかし、後述するが、レオナード、カーニンガムの救貧条例、特に都市段階の意義と制定法段階=1597年との関連性がそれほど明確に究明されているわけでない。したがって小論文はこうした問題点を究明する点にある。

Table I 「初期救貧条例」史一覧表

条例制定時	内 容
4 Henry IV.(1402).-c. 27	No westours, rhymers, minstrels, or vagabonds to be sustained in Wales. (Repealed 19 & 20 Vict. c. 64)
7 Henry IV.(1405).-c. 17.	No man to put his son or daughter to be an apprentice unless he have twenty shillings in land or rent. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
1 Henry V.(1413).-c. 8.	Irishmen and Irish clerks mendicant to depart the realm. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
2 Henry V.(1414).-c. 4.	Justices empowered to send their writs for fugitive servants or labourers to every sheriff of England. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
1 Henry VI.(1422).-c. 3.	Irishmen to depart the realm. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
6 Henry VI.(1427).-c. 3.	Justices to assign the wages of artificers and workmen by proclamation. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
23 Henry VI.(1444).-c. 12.	To assess the wages of servants, labourers, and artificers, and to provide for the punishment of those who refuse to serve. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
25 Henry VI.(1446-7).-All	statutes against Welchmen confirmed. (Repealed 21 James I. c. 28, s. 11)
11 Henry VII.(1495).-c. 2.	Against vagabonds and beggars. (Repealed as to vagabonds 39 Eliy. c. 4: altogether repealed 21 James I. c. 28, s. 11)
19 Henry VII.(1503-4).-c. 12.	To fix the wages of servants and artificers. (Repealed 12 Henry VII. c. 3. 5 Eliy. c. 4, and Stat. Law Rev. Act, 1863)
3 Henry VIII.(1511-12).-c. 9.	To fix the wages of servants artificers. (Repealed 21 James I. c. 28, s. 11)
3 Henry VIII.(1511-12).-c. 9.	Mummers or disguised persons, to be arrested as suspects or vagabonds; and committed to goal. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
6 Henry VIII.(1514-15).-c. 3.	Concerning the wages of artificers and labourers. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
22 Henry VIII.(1530-1).-c. 10.	Concerning Egyptians. (Repealed 19 & 20 Vict. c. 64)
22 Henry VIII.(1530-1).-c. 12.	Punishment of beggars and vagabonds. (Explained and amended 27 Hen. VIII., continued as therein mentioned by 28 Hen. VIII. c. 6, 31 Hen. VIII. c. 7, 33 Hen. VIII. c. 17; repealed 1 Edw. VI. c. 3; revived and amended 3 & 4 Edw. VI. c. 16. That act and this confirmed 5 & 6 Edw. VI. c. 2 and 5 Eliy. c. 3. This Act and Statutes 3 & 4 Edw. VI., 5 Eliy., repealed by 14 Eliy. c. 5. See also 35 Eliy. c. 7, ss. 6, 7; and this Act finally repealed by 21 James I. c. 28, s. 11)
25 Henry VIII.(1533-4).-c. 13.	To limit the number of sheep kept by any one man. (Repealed 19 & 20 Vict. c. 64)
26 Henry VIII.(1534).-c. 6.	No person to levy or gather any commorthe. (Repealed 19 & 20 Vict. c. 64)
27 Henry VIII.(1535-6).-c. 28.	To dissolve all religious houses under the yearly revenue of two hundred pounds. (Repealed in part 21 James I. c. 28, s. 11)
28 Henry VIII.(1536-7).-c. 6.	Continuing 22 Hen. VIII. c. 12. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
31 Henry VIII.(1539).-c. 7.	Continuing 22 Hen. VIII. c. 12, and 27 Hen. VIII. c. 25, until the end of next Parliament. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
31 Henry VIII.(1539).-c. 13.	To dissolve monasteries and abbeys.
33 Henry VIII.(1541-2).-c. 8.	Persons using innocations, or other practices of sorcery, to discover treasure, and c., or to destory or injure anyone, or to provoke unlawful love, declared felons without clergy, and c. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)

33 Henry VIII.(1541-2).-c. 14.	Persons pretending to make prophecies as to what shall become of those who bear arms, cogniyances, or badges derived from their arms, bages. and c., declared guilty of felony. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
33 Henry VIII.(1541-2).-c. 17.	Continuing 22 Hen. VIII. c. 12, until the end of next Parliament. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
34 & 35 Henry VIII.(1543).-c. 1.	Penalty on persons printing or selling prohibited books, or playing or singing, or rhyming any matter contrary to 31 Hen. VIII. c. 14. (Repealed 1 Edw. VI. c. 12, s. 2)
1 Edward VI.(1547).-c. 3.	For the punishment of vagabonds; and for the relief of the poor, and impotent persons, to continue to the end of the next Parliament. Repeals 22 Hen. VIII. c. 12. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
1 Edward VI.(1547).-c. 12, s. 2.	Repeales 34 & 35 Hen. VIII. c. 1.
2 & 3 Edward VI.(1548-9).-c. 15, s. 1.	To impose penalties on butchers, bakers, and c., conspiring to sell victuals only at certain prices; and on artificers conspiring as to the prices or times of work. 1st offence £ 10 or imprisonment for twenty days; 2nd offence £ 20 or pillory, 3rd offence £ 40 or pillory, loss of an ear and infarm. (Repealed 6 Geo. IV. c. 129, s. 2)
3 & 4 Edward VI.(1549-50).-c. 15.	Against false prophecies founded on arms, badges, relating to the King, for the purpose of raising insurrections. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
3 & 4 Edward VI.(1549-50).-c. 16.	For the punishment of vagabonds and other idle persons. Revives and amends 22 Hen. VIII. c. 12. (Repealed 21 James I. c. 28, s. 11)
3 & 4 Edward VI.(1549-50).-c. 22, s. 5.	Journey men clothiers, meaners, tailors, and shoemakers, not to be hired for less than a quarter of a year; penalty one mother a imprisonment and five of forty shillings. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
5 & 6 Edward VI.(1551-52).-c. 2.	To confirm 22 Hen. VIII. c. 12, and 3 and 4 Edw. VI. c. 16, and to appoint collectors of alms. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
5 & 6 Edward (1551-2).-c. 21.	Against tinkers, pedlars, and such-like vagrant persons. (Repealed 1 James I. c. 25, s. 7)
7 Edward VI.(1552-3).-c. 11.	To continue the 3 & 4 Edw. VI. c. 15, till the next sessions of Parliament. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
1 Mary (1553).-Stat. 2, c. 13.	To continue 5 and 6 Edw. VI. c. 2, antil the end of next Parliament. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
1 & 2 Philip & Mary (1554).-c. 4.	For the punishment of certain persons caling themselves Egyptians. (Repealed 19 & 20 Vict. c. 64)
2 & 3 Philip & Mary (1555).-c. 5.	To confirm and amend 22 Hen. VIII. c. 12, and 3 & 4 Edw. VI. c. 16. To continue until the end of the first session of the next Parliament. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)
4 & 4 Philip & Mary (1557).-c. 9.	To continue 2 & 3 Phil. & Mar. c. 5. (Repealed Stat. Law Rev. Act, 1863)

注 : History of Vagrants and Vagrancy. by C. J. Ribton Turner 1887. p. 677~679 より作成

ンガムは貧民発生を一般的な原因と特別・固有なイギリス的問題の原因とに分けて説明する<sup>(7)</sup>。

注(7) イギリス救貧条例のイギリス的性格はヨーロッパ史に一般的な事柄と同時にイギリス的特殊性との2側面に由来する。特にイギリスの性格はノーフォークの場合宗教的背景(=ピュリタニズム)と地域的分業構造(「平野地帯」と「森林-牧草地帯」との間の補完と対立)の内部崩壊のあらわれであり、その産業構造の内部崩壊は失業人口、潜在的失業人口=浮浪者群を構造的に発生せしめ、対応策としてイギリスの救貧法は貧

## 〔イ〕 一般的原因，特に政治的問題：

カーニングガムは「封建王政」と修道院の崩壊が封建的家臣団の大量解雇とその没落によって貧民・浮浪者群を大量に発生させたと次のように述べる。

「貧民を救済するための有効な機関の設置が性急なものとして感じられた。というのはあらゆる種類の貧民がイギリスだけでなく西ヨーロッパ一般で以前に感じていた以上にめだちはじめたと思われるからである。封建社会の崩壊が、封建的家臣団と雇傭兵の解散と同様に、浮浪者群の増大を惹起せしめた。そしてこの浮浪者層に対する苦々しい不満が広がりはじめた<sup>(8)</sup>。」と。

## 〔ロ〕 特別・固有なイギリス的問題，特に経済的問題：

さらにカーニングガムは「封建王政」から「絶対王政」への推転プロセスで生じる政治的問題と同時に経済的問題，とりわけ「エンクロージャー・ムーブメント」Enclosure Movement と「繊維産業（＝毛織物）」Cloth Industry の停滞とを貧民・浮浪者の大量発生原因として次に挙げる。そして、カーニングガムの問題意識は農業革命の展開，繊維産業の停滞というイギリスに固有な歴史的基盤，つまり原始的蓄積過程を進めれば進めるだけ貧民・浮浪者群を構造的に惹起せしめると考え、同時にその「危機」をのりきるものとして「旧救貧法」old poor law を法体系化せざるをえない方向へ導いたとする。こうした点での問題整理に関してのカーニングガムの問題意識の位置づけに対して過大評価の危険を多分に内包するかも知れない。しかし、カーニングガムの救貧条例・政策の研究が大塚久雄教授の救貧条例の取り扱いかと相似形をなしているように思える。大塚久雄教授の名著『近代欧州経済史序説』の、特に貧民発生、旧救貧法と毛織物工業とのそれぞれの関連部分はまさに『株式会社発生史』の基調になった「初期資本」概念と関連する。氏の資本主義成立史論は、とりわけ原始的蓄積過程と「旧救貧法」との内的関連性の仕方を短絡させ、あいまいな両面性(カオス)として把握する<sup>(9)</sup>。確かに、古典的資本主義成立の国、イギリスはヨーロッパでの「旧救貧法」の最高の法体系をなし、そのもとに完備される「旧救貧法」はこうしたイギリスに固有な問題を歴史的基盤にしていることは事実である。しかし問題点はこうした歴史的事実を背面にする「旧救貧法」の政策的意図そのものと現実的機能とを一応別個にし

---

民就労＝社会福祉（社会復帰 Social Rehabilitation）としてあらわれる。この点の研究は従来の救貧条例研究史の最大の欠落部分であったといえよう。W. K. Jordan, The Charities of Rural England -1480-1660. p. 89～143.

(8) W. C. Cunningham, *ibid.*, p. 45.

(9) 大塚久雄『近代欧州経済史序説』（大塚久雄著作集第二巻）、同氏の「初期資本」概念は『株式会社発生史』（改訂版）で否定されている。そして「初期資本」概念は角山栄教授の「ジェントリ資本」として継承されている。角山栄『絶対主義の構造』p. 303、角山栄教授の「ジェントリ資本」批判は田中豊治『イギリス絶対王政期の産業構造』p. 14、岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開——賃労働史序説』p. 59～65を参照せよ。



exhibit the divergence between politic idea and real operationes, その上で「旧救貧法」の現実的機能を検討しなければならぬことである<sup>(10)</sup>。したがってまずはじめに「旧救貧法」の政策の意図を確定しなければならぬことになる。

かくの如く、「旧救貧法」の政策的意図と歴史的現実的機能との背離とを踏まえたうえで、さらに「旧救貧法」の政策的変容プロセス、つまり制定法成立の段階的プロセスとそうした「旧救貧法」を制定せしめる歴史的基盤との相関的関連性が問題になる。そして最後に、「旧救貧法」の歴史的現実的機能がそうした政策的精神（エートス）と如何に合致しえたのか或いは背離を生じているのかという点を明確に考察しなければならないが、こうした点はカーニィンガム、大塚久雄教授の救貧法の考察に欠落されている点であり重要な問題点である。

また、貧民・浮浪者群の発生原因が農業における「エンクロジャー・ムーブメント」(=R. H. トーニーのいう農業革命を含む農業問題の基本課題)と「繊維産業」の停滞とその国際的競争の敗北による不況という並列・平行かつ羅列的例挙での解決方法、つまりその経済史的方法に問題を宿すことになる。というのも、問題の「エンクロジャー・ムーブメント」と「繊維産業」の停滞は農工業の絡みあい=対立の内的構造(=社会的分業、特にノーフォーク的分業のしくみ)自体の在り方にあるからである<sup>(11)</sup>。貧民発生原因は従来のように個別的・羅列的問題としてでなく<sup>(12)</sup>、地域史的視点からとらえなおさなければならない。つまり、地域史研究が「エンクロジャー・

注(10) 政策的意図と現実的機能との区別は関口尚志「重商主義の政策論」「経済政策」第2巻所収論文, p. 33。

(11) リプソンは浮浪者、貧民の流動性を次の散文詩の引用で示す。

“Hark! Hark! the dogs do bark;	吠えろ！ 吠えろ！ 犬はから騒ぎをしろ！
the beggars are coming to towns…	さもなければ乞食達が町へ入りこんでしまう…
…Some gave them white bread,	誰か乞食に白パンを与えよ、
some gave them brown,	誰か乞食に黒パンを与えよ、
And some gave them a good horse-whip,	そして誰か乞食をきついむちでこらしめ、
and sent them out of the town”	乞食を町からおい出せ

単に浮浪者・貧民の流動性だけをもって賃銀労働者として指定するのは疑問である。

E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. III, p. 422.

(12) リプソンは浮浪者・貧民の流動性を阻止する方法として定住法の原理 principle of the Restoration Law of Settlement の発動を挙げている。定住法の原理は(1)誕生地への緊縛、(2)3年間以上の定住地への緊縛、とである(Lipson, p. 459.)。問題はこうした原理の発動と受け入れ側の意図との関係であり、この点リプソンの場合不明である。というのも、定住地規則はリプソンの場合、労働者の移動の自由を束縛するものとしてしか位置づけていないからであり、都市と農村とのからみ合い=対立の関係を全く無視するからである。リプソンは貧民の発生原因を次の諸点に求めている。つまり、「この時期で貧窮の増大をなす諸原因——穀物生産の犠牲による牧羊業の発展、その牧羊業は村落での人口減少を生じさせる；産業での資本主義の成長と賃銀取得層に及ぼす外国製品の増大；価格の急騰を生じさせるほどの通貨の変更；修道院の解散」と。

リプソンはさらに「改訂版」序で救貧条例・政策とその時代背景について論究するゆえに、この点を問題にする。リプソンは中世封建制→初期資本主義→重商主義のイギリスの発展段階を鳥瞰図的に描き、中世封建制はクラフト・ギルドを中心とした中世都市とマナーとの統一世界であり、初期資本主義は重商主義の初期的移行、その過渡段階で中世的性格に規制される段階である。そして重商主義段階は市民革命、特に「大揆乱」Great Rebellion 以後の保護主義体制に支えられる時期である。したがって、中世封建制から初期資本主義、さらに重商主義体制への移行を貫く歴史の起動力は「商業の溶解力が中世的社会構造を残酷に解体する」the dissolving forces of commercialism should ruthlessly destroy the mediaeval fabric or society.

ムーブメント」と「繊維産業」との内的関連性を「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との2つの農業生産力地帯構成の特徴として把握せんとするものである<sup>(13)</sup>。「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との2つの農業生産力地帯構成の把握は近年イギリス経済史、とりわけ地域経済史及び経営史研究の成果であり、主にサースク Joan Thirsk, ホーマンズ G. C. Homans, また我国で米川伸一、安本稔、そして坂巻清氏らによって精力的に展開されつつあるといえよう<sup>(14)</sup>。

過程であり、その純化の過程である。こうした商業の溶解力が全社会体制へ満面するのは自由主義段階であり、その移行を保護するのが重商主義政策である、と。リブソンによれば、「商業の溶解力が中世的封建社会を残酷に解体する」のであり、その解体過程から貧民・浮浪者群が発生し、その対応策として貧民救済政策・条例が発展段階に即して制定され、都市段階、制定法段階、重商主義段階へと段階によって貧民救済政策・条例が異なる。都市段階や制定法段階→重商主義段階への救貧政策・条例の変容とその必然性は地域的分業構造を基底にする生産過程の変化・展開を欠落させるゆえに著しく救貧条例・政策は個別的側面しか有せざるをえなくなるものといえよう。

リブソンのこうした「商業の溶解力」に対して「生産過程」の展開である「市場の溶解力」の立場から救貧条例・政策を把握しない限り、救貧条例・政策の—様性しか問題に入らず、救貧条例・政策の変化の必然性、都市と農村とのちがひ、「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との差による救貧条例・政策の相違等の相互的把握がなされず、単に事柄の羅列に終らざるをえなくなるといえよう。こうした整理は過大評価へ帰結するのであろうか。

以上の「商業の溶解力」論は「生産過程」の展開である「市場の溶解力」論に対して円環的思考様式であり、後者は分解的思考様式であり、両者の相違は中世封建制から資本主義社会体制への移行把握に際して、前貸問屋制論とマニファクチュア論との相違点を生じさせることになる。以上の把握は歴史理論＝認識観の根本的相違をあらわすものであり、労農派と講座派とを軌にする日本資本主義論争にも影を投影している。「生産過程」の展開である「市場の溶解力」把握は移行過程である「資本の本原的蓄積過程」把握の相違になる。日本の救貧政策・条例の把握は以上の視点から検討されるべきである。

- (13) 地域史研究の積み重ねの結果、従来の一般経済史の成果＝認識と対立する場合もでてくる。イギリスの発展が著しく地域的発展の重層的力学から由来する場合、従来等閑視してきた地域史研究を再評価しなければならないだろう。地域史研究はイギリス経済史の伝統であり、その歴史でもある。問題のノーフォークだけに限定しても数多くの著作・選集・文献、資料がある。この小論は主にこうしたノーフォークの地域史研究の成果に負っている。その際のモノグラフ、資料は以下のものである。

F. Blomfield, *An Essay Towards a Topographical History of the County of Norfolk* 11 vols. London, 1805-1810; *Norfolk Archaeology or Miscellaneous Tracts relating to the Antiquities of the county of Norfolk*, published by Norfolk and Norwich Archaeological society, B. 4 vols. Norwich; さらに未刊の学位論文として、K. J. Allison, *The Wool Supply and the Worsteds cloth Industry in Norfolk in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, (University of Leeds Ph. D. Thesis, 1955). J. C. Pound, *The Elizabethan Corporation of Norwich, 1558-1603*; *Selected Records of the city of Norwich*, published by Hudson and Tingey 2 vols.; J. Spratt, *Agrarian conditions in Norfolk and Suffolk, 1660-1650* (University of London Library, unpublished.); *Norfolk Record Society*; Mason, R. H. Mason, *History of Norfolk*, 1884, Moens, W. J. C. Moens, *The Walloons and their Church at Norwich*, 1887-8; R. W. Ketton-Cremer, *Norfolk in the Civil War*; John. L'estranger, *Calendar of the Freeman of Norwich from 1317 to 1603: State papers relating to Musters, Beacons, Shipmoney, and c. in Norfolk*, by Walter Rye, P. Millican, *The Register of the Freeman of Norwich, 1548-1713*; 以上の諸資料・文献について立教大学近藤晃教授、桃山学院大学安元稔助教授、一橋大学米川伸一助教授の御厚意によりお借りすることができた。又、文献以外にも貴重な助言をいただいた。ここに誌上を借りて感謝の意を表したい。

- (14) G. C. Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century*; *The Agrarian History of England and Wales*, ed. by H. P. R. Finberg, p. 1~113. 米川伸一、「十一世紀ノーフォークにおける社会経済構造——近代的経済発展の歴史的前提——」史学雑誌第67編第4号; 同、「中世イギリスにおける「農村市場」の成立史——国内市場構造の研究」社会経済史学第22巻第3号; 同、「12, 3世紀イギリスにおける土地保有と土地市

したがって、貧民発生原因は農業と産業との単なる個別的例挙でなく農業生産力構成の変容プロセスの中で位置づけなければならない。つまり、「平野地帯」における「牧草—穀物農法」は主に「エンクロジャー・ムーブメント」を中心にする問題であり、「森林—牧草地帯」は「毛織物工業」の内的セクター転換の問題である。「エンクロジャー・ムーブメント」は「平野地帯」における「牧草—穀物農法」の経営構造とその担い手の転変で惹起する村落構成員、特に土地保有農民層を「廃村」という形で駆逐、没落させ、貧民・浮浪者化させる。他方、オランダの新毛織との競争に負ける「繊維工業」の停滞は「森林—牧草地帯」における毛織物工業、とりわけ仕上工程から未仕上工程へのウルン型毛織物工業の生産過程重点移行と伝統的ウステッド型毛織物工業から新種型ウステッド毛織物工業へのウステッド毛織物工業内部のセクター転換への螺旋的いき詰まりより生じる不況として顕現化する。ウルン型毛織物工業の生産過程における軸点移行とウステッド型毛織物工業内部のセクター転換との螺旋的プロセスは毛織物工業の生産者層を没落させ、そして貧民・浮浪者群を構造的に発生させる原因をなす<sup>(15)</sup>。その代表はイングランド東部の州都ノリッジ市に見出される。

貧民発生原因は「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との内的絡み合い=対立を構造的な背景にするものであり、「エンクロジャー・ムーブメント」と「毛織物工業」の停滞の両面現象となる。

以上のごとくW・カーニンガムの「旧救貧法」の研究は①「旧救貧法」の歴史的な位置づけとその成立史プロセス、②「救貧法」の歴史的背景とその政策的意図との問題、③貧民発生原因、等に優れた考察をなし、その成果は現在でも確認しえるし、同時に、「初期イギリス救貧法」史の前提にしなければならない。他面、カーニンガムの「救貧法」研究には①「旧救貧法」の3段階区分、特にその移行プロセスの構造、②「旧救貧法」の政策的意図と現実的機能との問題、そして③貧民発生原因、とりわけその内的関連性等に重大な難点を孕んでいる。ゆえに、以上これらの点

---

場—ノーフォーク「西部」ラムゼイ所領の分析—」西洋史研究第4号；同、「14世紀イングランド農民—労働の社会経済的背景」社会経済大系III、中世後期編所収；同、「大揆乱(Great Rebellion)は市民革命か」、イギリス中世史研究会編、「イギリス封建社会の研究」所収論文、安本稔「近世初頭東部イングランドにおけるウステッド毛織物工業」、同三田学会雑誌61~12、同、「チューダー・スチュワート朝の都市経済」三田学会雑誌62巻10、11号；坂巻清、「近世ヨークシャーの農村都市と特権都市」史学雑誌、第76編第9号；同、「近世ウイルトシャーの毛織物工業」、土地制度史学第50号XIII-2。

(15) 毛織物工業の内部セクター転換は東部イングランドの場合、エセックス・サーフォークにおけるウルン系毛織物工業の仕上工程から未仕上工程への転換と他方、ノーフォークにおける伝統的ウステッド系毛織物工業の新種ウステッド系毛織物工業への転換をほぼ軌を1にした形で展開される。西部型経営織元=前貸問屋制の変容を生じさせる西部型は東部のウステッドのセクター転換からかなり遅れて毛織物工業のセクター転換をなす。問題は毛織物工業のセクター転換を国際的視野と地域的視野との両方から究明しなければならない。特に、東部イングランドの場合、「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との絡み合い=対立はこうした毛織物工業のセクター転換、経営形態を規制するゆえに、以上の地域的分業の変化と構造との関係から問題にしなければならない。そして「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との絡み合い=対立は都市と農村とのからみあい=対立を規定することになる。J. E. Pilgrim, *The Cloth Industry in Essex and Suffolk, 1558-1640*, p. 40~50. K. J. Allison, *The Norfolk Worsted Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, p. 74~76. 船山栄一、「イギリス毛織物工業と国際競争」土地制度史学26号；同、「イギリスにおける経済構成の転換」p. 60.

についてさらに資料にさかのぼって検討する。したがって、「旧救貧法」史研究はカーニィンガムの「救貧法」研究の成果を批判的に発展させながら、同時にその研究史の問題点を次のように整理しえる。救貧条例の研究は第1に、「旧救貧法」の政策的意図とその制定法的変容プロセスそのもののありかた、第2に、「旧救貧法」がエリザベス絶対王政の構造を確立することに帰結した歴史のプロセス、特にその骨格条例としての歴史的位置づけとに問題を集約しかつ限定し、絶対王政の経済的構造を究明する準備作業の一環をなすものでなければならない。

以上の諸点はノーフォーク、就中ノリッジ市の救貧条例・政策史そのものの検討を通じて果されるゆえに、都市段階の典型的救貧条例・政策の意図及びその歴史的背景を課題にし検討する。

まず最初に、ノーフォーク全体の貧民状況と救貧事業の段階的変容プロセスそのものを課題にし、次稿で、ノリッジ市の救貧政策を問題にする。

## 1 章 ノーフォーク州の救貧政策

### I ノーフォーク地域の再生産＝蓄積基盤

「エンクロジャー・ムーブメント」は第1次囲い込み運動として「平野地帯」での「牧羊—穀物農法」を形成する方向で展開され、主に「廃村」deserted enclosure を惹起せしめる。「廃村」型エンクロジャー・ムーブメントは総劃運動の形態をとる封建的領主層のマナー再編プロセスそのもののあらわれであり<sup>(16)</sup>、したがって、それだけ村落共同体員、主に土地保有農民層の駆逐・没落へ帰結する<sup>(17)</sup>。

しかも、ノーフォークで「平野地帯」は全州的広がり幅を有して分布するゆえに、「エンクロジャー・ムーブメント」もそれだけ広汎な貧民・浮浪者群を構造的に発生せしめる。1517年の「エ

注(16) R. H. トーニーTourneyは古典的名著『16世紀の農業問題』The Agrarian problem in the sixteenth centuryで領主型エンクロジャー・ムーブメントと「廃村」又は「人口減少」による農民層の没落とその浮浪者・貧民群への転落過程との内的関係を明らかにする。そしてトーニーは次の例でもってその両者の関連を指摘する。

「エリザベス治政16年以来、トガムバーランドの領主 Robert Dalavale は全ての自由土地保有農と膳本保有農民の土地を買上げ、土地保有農を放逐し、そして保有地をつぶし、耕地を牧草地へ転換した。総劃した面積は約720エーカーであり、単一の直営地にし、小作人によって維持される連蓄が残漂されている。かつて十分な馬と道具でもって耕作した保有農15人がいた、しかし今や過去20年間誰もそこにはいない。」と。(p. 258).

(17) 人口減少及び貧民・浮浪者群の数は総劃地域に満延する。ムーア Morre は「The crying Sin of England」の中で「どんなタウン（市場町）でも14人、16人そして20人の保有農が耕作から排除され、たむろする。」とのべる。また当時の資料は貧民・浮浪者群の数を次のように指摘する、『イギリスの都市と村落で400,000人以上が（貧民・浮浪者群）をなし……そして各々の都市と農村においてヘンリ7世以来ほうり出された連蓄犁はおびただしい数にのぼる。それは全体で50,000連蓄犁であり、1連蓄犁は6人で動かされる。しかし土地保有農民は今やその連蓄犁をもたず、戸口から戸口へ渡りあるくにすぎない。』と。1485～1550年の間、ほぼ300,000人に貧民・浮浪者群は達した。(E. E. T. S. date 1550-1553).

「エンクロージャー・調査委員会」報告 returns of the Commission of Inquiry<sup>(18)</sup> は「エンクロージャー・ムーブメント」のノーフォークでの全州的展開を示唆する。この報告はノーフォークにおける Clackclose, Happing と Taverham の各ハンドレットを除いて、「エンクロージャー・ムーブメント」の規模と深さを報告している。ノーフォークでの「エンクロージャー・ムーブメント」は 10,454 エーカ、全州の 0.94 パーセントである。その 10,454 エーカのうち 1,485 エーカは耕地としてであり、残りの 8,969 エーカは共同地囲い込みと耕地の牧草地への転換である。しかも、最大規模での「エンクロージャー・ムーブメント」は主に西部の「平野地帯」の中核に位置する 4 ハンドレットに集中する。

「廃村」エンクロージャー・ムーブメントのプロセスは次のように報告される。<sup>(19)</sup>

“Item Thomas Thurysby · Senior qui nuper obiit destruxit unum integrum hamelett cum omnibus tenementis vocatum holte hamelett et posuit it erram ad pasturam ovium que fuerunt in cultura infra datum commissstonis”

[訳：つい最近そこにあった村落を廃村にせんとする領主トーマス・サーリスビーはその村落の土地保有農民全てを村外へ駆逐し、そして牧草地に転換して牧羊を営むようになった。その牧草地は以前耕作されていたのである。]

このキングス・リンの東に位置する Bawsey 付近の小村 Holt における領主 Thomas Thurysby のマナー再編成は「廃村」エンクロージャーの典型例であるといえよう。「廃村」deserted villages 型エンクロージャー・ムーブメントは「地主型」landlord と規定しえる<sup>(20)</sup>。「廃村」エンクロージャー・

注(18) 「エンクロージャー調査委員会」報告は 1517～19, 1548, 1566, 1607, 1632, 1635, 1636 年の調査にもとづいている。調査州は 1517 年に 23 州, 1548～66 年 4 州, 1607 年 6 州であり、「エンクロージャー・ムーブメント」の激しい時期と州を中心にしてその調査はなされている。その調査州の耕地半分は囲込まれ, 6,391 人が放逐された。1600 年は 69,758 エーカが囲込まれ, 2,232 人が排除された。グレイは 1455～1607 年の間 24 州の全耕地 2.7 パーセントに影響を及ぼし, 30,000～50,000 人の農民層が排除されたと推定する。そして中心地はミッドラッド諸州であり, 南—西部と南—東部ではそうでなかった。東部はスモール・エンクロージャーが中心であった, と。H. L. Gray, English Field, Systems, 1915. I. S. Leadam, The Domesday of Inclosures, 1517-18, 2 vols.

(19) K. J. Allison, The Lost villages of Norfolk, p. 131 Norfolk Archaeology, vol. 31.

(20) アリソンはノーフォークでの「廃村」及び「人口減少」へ指向する領主型ラージー・エンクロージャー・ムーブメントの原因を(1)穀物価格の騰落と羊毛価格の急騰, (2)黒死病以降の人口減少による農業労働力の不足による少数経営体制としての牧羊業への選択, (3)農業生産力水準, 地理的に適応した地域への集中, つまりエンクロージャー・ムーブメントの中心をなす西部は生産力水準も低位であり, 農業技術も改良されず, しかも砂地帯であった点, そして(4)領主特権, 就中「牧羊権」が中世以来行使されており, この領主特権の行使による大規模な綜劃運動を生じさせたとする。「牧羊業への転換は地理的要因の適する地域で生じたにすぎなかった。主要な対象地域は中世初期に穀物を生産した地域であり, 良質の牧草地帯になりえるところであった。」(p. 132) と。

同; The Sheep-Corn Husbandry of Norfolk in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, p. 16, (The Agricultural History Review), do; Flock Management in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, p. 100.

ムーブメントは村落の人口減少 the depopulation of a village の原因であり同時に貧民・浮浪者群の増大原因でもある。この点、廃村型「エンクロジャー・ムーブメント」の中心地である西部の4ハンドレッドを次に検討する。

(1) フリーブリッジ Freebridge Hundred

フリーブリッジ・ハンドレッドは総劃面積 2,395 エーカーであり、ハンドレッドの総耕地面積の 3.03 パーセントである。

(2) ラウンディチ Launditch Hundred

ラウンディチ・ハンドレットは総劃面積 1,447 エーカーであり、ハンドレットの総耕地面積の 2.41 パーセントである。

(3) スメイスドン Smithden Hundred

スメイスドン・ハンドレットは総劃面積 1,036 エーカーであり、ハンドレットの総耕地面積の 2.27 パーセントである。Choseley 村は教区耕地 678 エーカーのうち 600 エーカーを総劃し、510 エーカーは牧草地へ、90 エーカーは公園 park へ転換せられた。しかも村落の 10 世帯は立ちのかさされている。この Choseley 村落は人口減少のプロセスをそのまま示すものである。

(4) ノース・グリーンホー North Greenhoe Hundred

ノース・グリーンホー・ハンドレットは総劃面積 892 エーカーであり、ハンドレットの総耕地面積の 2.47 パーセントである。

「エンクロジャー・ムーブメント」は「人口減少」型 the depopulation of a village をさらに進めた場合「廃村」型 the Lost village へ帰結する。「廃村」は 1517 年報告で次のように 16ヶ村を数える。Bayfield, Shotesham St. Mary, Thorp Parva, Palgrave, Bowthorp, Testerton, Houghton, Babingley, Great Barwick, Bawsey, Little Breckles, Choseley, Holkham, Holt, Kempstone, Letton の各村落である<sup>(21)</sup>。

## II 貧民救済事業の変遷

貧民・浮浪者群は「平野地帯」における「牧羊一穀物農法」を展開させる「エンクロジャー・ムーブメント」、就中、「人口減少」或いは「廃村」プロセス裡から構造的に発生する。したがって貧民・浮浪者群の救済活動は農村と都市の教区制 parish を基盤にして展開される。こうした都市・農村教区制とその救貧事業活動はテーブル II によって示される。したがって、ここでは農村教区の救済事業活動が主要な問題であり、都市教区の救済事業活動は次稿のノリッジで主要例として検討されることになる。

農村問題、とりわけ「平野地帯」における「牧羊一穀物農法」を基盤に展開する「エンクロジャー・ムーブメント」は「人口減少」・「廃村」を農業生産力水準の発展性裡から生じさせ構造的に「貧

---

注(21) K. J. Allison, The Lost village of Norfolk, p. 132-3.

Table II ノーフォークの救貧事業額と内訳一覧表 1480~1660

年代・時期	貧民の救済事業		社会復業		都市自治体改善事業		教育事業		宗教的事業		合計	パーセント
	£	s	£	s	£	s	£	s	£	s		
修道院解散以前												
1480~1490	705	0	81	2	420	8			2,917	13	4,124	3
1491~1500	1,009	9	111	15	1,287	9	1,847	6	3,568	19	7,824	18
1500~1510	1,218	9	153	13	1,396	6	1,346	6	9,693	7	13,808	1
1511~1520	1,092	10	26	8	604	18	253	0	2,878	8	4,855	4
1521~1530	521	7	215	10	683	12	516	13	5,601	13	7,538	15
1531~1540	801	14	12	1	2,176	4	829	0	1,715	1	5,534	0
計	5,348	9	600	9	6,568	17	4,792	5	26,375	1	43,685	1
	(12.24%)		(1.37%)		(15.04%)		(10.97%)		(60.38%)			(24.56%)
修道院解散												
1541~1550	2,973	7	299	14	1,903	0	1,283	0	582	11	7,141	12
1551~1560	1,788	2	640	17	1,763	16	69	0	946	3	5,207	18
計	4,761	9	940	11	3,666	16	1,452	0	1,528	14	12,349	10
	(38.56%)		(7.62%)		(29.69%)		(11.76%)		(12.38%)			(6.94%)
エリザベス期												
1561~1570	2,514	15	554	4	718	13	1,739	0	327	9	5,854	1
1571~1580	2,860	15	277	9	437	1	410	0	242	1	4,227	6
1581~1590	2,122	11	400	6	285	19	5,010	0	1,313	17	9,132	13
1591~1600	6,477	17	901	12	2,546	6	2,047	6	616	8	12,589	9
計	13,975	18	2,133	11	3,987	19	9,206	6	2,499	15	31,803	9
	(43.94%)		(6.71%)		(12.54%)		(28.95%)		(7.86%)			(17.88%)
初期スチュアート期												
1601~1610	7,862	9	195	0	95	10	3,593	13	1,877	19	13,624	11
1611~1620	6,247	1	2,427	14	1,709	15	6,355	0	1,663	9	18,402	19
1621~1630	5,994	6	1,951	15	1,071	11	3,553	0	1,633	8	14,204	0
1631~1640	4,836	14	2,685	16	955	5	4,970	0	4,090	5	17,538	0
計	24,940	10	7,260	5	3,832	1	13,471	13	9,265	1	63,769	10
	(39.11%)		(11.39%)		(6.01%)		(28.97%)		(14.53%)			(35.85%)
市民革命												
1641~1650	7,151	12	3,547	7	225	2	3,298	0	815	9	15,037	10
1651~1660	3,390	8	2,625	13	540	0	3,660	0	177	9	10,393	10
不明	507	0	20	0			40	0	278	1	845	1
計	11,049	0	6,193	0	765	2	6,998	0	1,270	19	26,276	1
	(42.05%)		(23.57%)		(2.91%)		(26.63%)		(4.84%)			(14.77%)
合計	60,075	6	17,127	16	18,820	15	40,920	4	40,939	10	177,883	11
	(33.77%)		(9.63%)		(10.58%)		(23.00%)		(23.01%)			100%

W. K. Jordan, The Charities of Rural England, Appendix より作成。

民・浮浪者群」を惹起させることになった<sup>(22)</sup>。こうした農村の「貧民・浮浪者群」は強制的帰農による「農業徒弟」と「封建的＝農民的持分総体の維持」の方向で農村共同体に低廉な労働力としてプールされる。したがって1562-3年の「耕作の維持ならびに増大のための条例」Act for the Mayntenance and Encrease of Tillage は貧民・浮浪者群の救貧民層を農業労働への就労として

注(22) 領主型エンクロージャー・ムーブメントが「廃村」・「人口減少」を生じさせ「農村共同体」の解体を惹起するゆえに絶対王政の経済的基盤を解体することになり、こうした視点から大規模牧羊業の禁止政策を制定せざるをえなくなった。そのため25 Henry VIII (1533-4) c. 13. が制定されることになる。

措置し全国的に施行するものである<sup>(23)</sup>。

1562-3年の農業立法(=耕作維持条例)は1517年の議会における「エンクロージャー調査委員会」報告に示唆される牧羊業の領主的マナー拡大過程とその「廃村」・「人口減少」に対応する制定法であり、貧民救済を農本主義的政策で解決せんとする点に特徴をなす<sup>(24)</sup>。こうした制定法の立法内容を踏まえて各農村教区の救貧事業は活発に展開する<sup>(25)</sup>。

教区の救貧事業は主に4種類あり地方自治体の管轄におかれる。修道院解散以後世俗的自治体、特に末端の「教区」が地方自治体としての行政支配単位をなし、地域的活動の担い手になる。教区事業の内容と変化は前掲したテーブルIIに示されるゆえに、このテーブルIIにそって次に問題にする。

### (1) 貧民の救済事業 the relief of the poor

貧民の救済事業は家庭サービス・援助 Household Relief と救貧院の設立 Founding of Almshouses とを主要にする。ノーフォークの1480~1660年間の“施し”charities 総額は177,883ポンド11シリングであり、その33.77パーセントにあたる60,075ポンド6シリングをこの「貧民救済」事業にあてる。60,075ポンドのうち、36,055ポンドは家庭援助としての貧民救済・保護又は世話にふりむけられる。18,146ポンドは救貧院の設置とその支出にあてられる。また、4,493

注(23) 田中豊治, 前掲書, p. 85, English Historical Documents, p. 929-940.

(24) トーニー, *ibid.*, p. 274-276, トーニーは15・6世紀における都市と農村との絡みあい=対立から生じる人口移動を次の二つに区別する。第1は「廃村」及び「人口減少」による農村の解体の結果「農民層の都市への流入」In the place there is a steady immigration into the towns on the part of those. “who being driven out of their habitations”であり、彼らは都市における潜在失業者と共に壮健な浮浪者・貧民群を形成する。彼ら貧民は都市で生活を営むことによってギルドを解体させる。第2は農村内部での移動である。つまり、「囲い込まれた村落から開放耕地村落への一般的動き」In the second place there is a general movement from the enclosed to the open field villages. である。放逐された農民は囲い込まれていない村落、荒地にスクォーターsquatter, スコツテジcottagerとして定着する。定着された教区・農村共同体は一夜にして潜在的失業人口をプールし、貧民救済政策・条例を制定・行使せざるをえなくなった。

以上のトーニーの人口移動に、さらに第3として都市商工業者層の農村への流出(=所謂urban exodus, 「都市人口流出」)を付記せねばならぬであろう。また、トーニーは(土地=生産手段を喪失した)貧民・浮浪者群を近代的賃銀労働者(propertyless modern labourer)と規定する。他方、トーニーは「イングランドでの治安判事による賃銀裁定」The Assessment of Wages in England by Justice Peace. で都市ギルドの分解、徒弟・職人の失業=貧民化を阻止するための法定賃銀裁定=小生産者保護として措置する。

以上のトーニーの人口移住の経路は救貧条例を制定する場合、都市と農村とで対応のちがいは差を生じさせる。

(25) 「西部」と「東部」とでは人口移住の経路・循環は一定の相違を惹起せしめる。西部はトーニーによる②の農村内部での移住、つまり「囲い込まれた農耕」から「囲い込まれない」「開放耕地村落」の共同地・荒地・牧草地への人口移動を惹起せしめ、したがって農村・教区共同体の救貧政策は消極的な貧民の救済・宗教的施しになり、東部は①の農村から都市への流出を基調にさせ、農村内部の移動を次におくといった形であり、毛織物工業への吸収を意図する貧民就労政策というエリザベス原則を指向し、その典型はノリッジ市である。この人口移動の上に、さらに第3の人口移動、つまり、農村工業への都市中間市民層の流入があり、救貧条例はそうした人口移動を阻止し、没落生産者を保護する点を基調にする。この点がテーブルIIIの基調でもある。



ポンド9シリングは貧民生活援助費であり、最後の1,380ポンド10シリングは老年層の扶養のために支出される。貧民の救済支出額はイギリスの初期景気変動の幅となんらかの照応関係をなしている。つまり、修道院解散以前の時期(1480~1540年)における貧民の救済事業額は5,348ポンド9シリングであり、この時期にノーフォーク西部に展開し、1517年「エンクロージャー・調査委員会」報告の対象になった「牧羊—穀物農法地帯」での「廃村」・「人口減少」という貧民・浮浪者群の増大と、他方東部「森林—牧草地帯」での伝統的ウステット工業の停滞・不況による失業人口と貧民・浮浪者群の増大状況と、この貧民の救済事業額の急増と照応し、むしろそれらを歴史的背景にした貧民の救済のための莫大な支出である。修道院解散以後の1541~1560年の間は4,671ポンド9シリングであり、その内訳は1541~1550年の2,973ポンド1シリング、1551~1560年の1,788ポンド2シリングとであり、総体として、この「大不況期間」に急騰する。この1540~1550年代はイギリスの「大不況」期であり、イースト・アングリアの毛織物工業の衰退を決定的にした時期でもあった。こうした産業・農業の変動が貧民・浮浪者群発生を増大拡幅し、その貧民の救済額を膨張させ、それは主にノリッジ市近隣で顕著であった。エリザベス治政期は、以上の産業構造の変動を背景にする「貧民・浮浪者群」の対策を本格的に講ぜざるをえなくする歴史段階である。そしてその都市段階での救済政策の典型はノリッジにおいてなされることになった。

救貧院の設置は教区を中心にしてなされ、救貧院の設置増加は貧民・浮浪者群の増大と照応し、特に、修道院解散以後その設置のための支出増大を特徴にする。つまり、修道院解散以前は1,331ポンド2シリング、解散以後は2,696ポンド10シリング、そしてエリザベス治政期はほぼ6,000ポンドといわれている。したがって農村教区単位の救済事業活動は年々拡大する傾向を示す。

## (2) 社会復帰事業 Social Rehabilitation

貧民・浮浪者群の社会復帰、つまり就労事業は修道院解散以後、特にエリザベス治政期に一応確立する。イギリス旧救貧法がこうした社会復帰事業の機構的整備とその法体系での確立をなす点において特徴的であり、制定法としての1596年条例以後に先駆的形態として都市段階で実践される。ノリッジ市を中心にしたノーフォークの救済事業が貧民就労主義の立場に立脚した社会復帰事業を中心に先駆的に展開するのである。救済事業活動、特に貧民就労主義の原則(=エリザベス原則)が法体系として樹立するのはまさにノーフォークの先進性を立証するものであるといえよう。ノーフォークでの先駆的な救済事業はこうした「平野地帯」と「森林—牧草地帯」との対立=絡み合い状況に関連するのであり、地域的再生産=蓄積に規制された現実主義的政策の産物である。地域的変動、特に、産業的停滞・不況は徒弟制度の再編強化、ワーク・ハウス work-house の設置、営業・運転資金の貸出制 loan の設定・拡大、婦女子の結婚奨励、そして救済院 sich & hospital の形成等をとおしての貧民・浮浪者群を低廉な労働力=小生産者層として蘇生させることになる。その典型はノーフォークの場合ノリッジ市を頂点にするキングス・リン、そしてグレー

ト・ヤーマスの都市救貧政策に見出される。こうしたノーフォークでの都市救貧政策の根幹をなす貧民就労主義はピューリタン<sup>ニイズム</sup>諸派、就中カルビン派<sup>ニイズム</sup>の精神的表象であり、ノーフォークにおける宗教的世俗化の深化を反映するものといえよう。制定法以前都市段階での救貧政策が16世紀的経済社会構成体の展開状況を背景にして制定され、特にノリッジ市はその「先駆的」形態の都市であるといえる。

### （3）自治体改善事業 Municipal Betterments

教区自治体改善事業は主に失業人口に対する有効需要創出的性格を含み、道路修理、城塞・橋の建築、初等中学 grammar school 建設等の公共事業であり、開拓的な救貧事業対策といえる。大量の労働を公共事業で吸収し、その結果施設、設備が貧民の改善利用につながるプロセスでもある。教区自治体の改善事業費は修道院解散以前 6,568 ポンド 17 シリングであり、解散以後 3,666 ポンド、そしてエリザベス治政期は 3,987 ポンドである。したがって、社会復帰事業費が解散以後 940 ポンド 11 シリング、エリザベス治政期に 2,139 ポンドと急騰し、貧民就労政策を確立するのに対して、教区自治体改善事業費が相対的に減少、低滞を示すのは対照的であり、それだけエリザベス治政期におけるノーフォークは先進的救貧政策を実践する州になっていたといえる。こうしたノーフォークの先進的救貧政策を支えたのはノリッジ市であり、この点次稿で検討される。ただ、1541～1560年の「大不況」期間は救貧条例・政策を間接的方法よりむしろ直接的方法としての貧民就労主義を選択させつつあり、そうした政策選択の方向性を規定づけた時期である点に、注目すべきであろう。

### （4）宗教的事業 Region Poor Relief

ノーフォークは教区制を基盤にした地方自治体の救貧事業を展開する先駆的州である。その教区数は581に達し、660の教会数を有する宗教州でもある。しかも、ノーフォークの宗教は主にピューリタン諸派、就中、カルビン派を主体勢力にする「世俗的」活動を広汎に展開する。宗教的担い手は商工業者、ジェントリ、ヨーマン層の広汎な層を構成し、彼らはそうした市民層の世俗化のあらわれである救貧活動を担う。

ノーフォークの西部における「牧羊—穀物農法」と東部における「森林—牧草地帯」との絡み合い＝対立はさらに宗教闘争を媒介にし、激化する。ノーフォークでの伝統的に根強い宗教はイングランドでのピューリタン諸派の重要中心地を形成するが、他方、農村での名門、旧いジェントルマンは古代の信仰、主にカソリシズムを頑強に固執する。したがって、ノーフォークは新・旧両派の混合した宗教州であり、その宗教的变化によって多くの影響を経済社会に及ぼす。こうしたノーフォークの宗教的变化は「東部連盟」結成、さらに市民革命期の「大撥乱」への芽を宿すことになるのである。

ノーフォークでの「世俗化」secularization は宗教的救貧事業のための種々なる“施し”charity

の大きさであらわされ、1480～1660年の間宗教的事業額は40,939ポンド10シリングになる。就中、修道院解散以後の1480～1540年の間は26,375ポンド1シリング、全額の60パーセントをなし、修道院・教会の重要な貧民救済事業の財政源になったのである。そして宗教的自治体、特に修道院、教会は貧民救済の担い手である。この莫大な資金は信心深い保護者の寄付金であり、主に教区の教育的事業 educational purposes のために支出される。この60年間における26,375ポンドのうち、10,934ポンド6シリング、つまり、その41パーセントの額は宗教的目的、使用のための寄贈であり、死者の霊と魂を弔うための祈禱者とそのミサ典礼のための謝礼、そして教会修理等に支払われる。カソリシズム Catholicism の制度・教会への信徒層はその深い帰依を寄付額10,934ポンドに示す。宗教的活動は農村・都市教区でともに“ギルド”を形成し、“ギルド”は商工業的性格と同時に宗教的性格とを兼ねあわせた教区組織の中心に指定される。教区ギルドの組織・性格は村落共同体員の日常・職業活動を強く規制し村意識を醸成する。信徒の寄付・施しを財源にする教会・修道院は貧民救済事業を営む。しかし、修道院解散の影響はノーフォークにおいて他の州以上の強さで広がり、特に救貧事業に直接影響し、修道院解散以後の1541～1560年間の施し額は1,528ポンド14シリングであり全体の12.38パーセントと急減する。次のエリザベス治政期、1561～1660年間の施し額は2,499ポンド15シリングと横ばい状態である。こうした宗教的救済事業額の大巾な減少は貧民救済事業そのものの転換を余儀なくさせることへ帰結する。と同時に、宗教的救済事業額の急減は「生活と熱情の世俗化」secularization of life and of aspirationsのプロセスそのものであり、職業労働の禁欲的精神の発露過程でもあり、貧民就労主義へ結晶化する<sup>(26)</sup>。こうした宗教的変動が旧救貧法の精神的・物質的基盤であるといえよう。「職業労働」の禁欲的精神はカルビニズムの中心的信仰態度でありその「世俗化」プロセスでもある。この宗教的変動のプロセスは①貧民の救済のための事業額、②社会復帰事業額の急騰、と軸を一つにし、従来の「残虐立法」から「貧民就労主義」への貧民救済事業の推移を促がす契機である点注意しなければならぬ<sup>(27)</sup>。

### III 教区の救貧事業

農村教区の救貧事業は主に「教区ギルド」Parish Gildによって営まれる<sup>(28)</sup>。当時、ギルドは二種類あり、第1のギルドはマーチャント・ギルド或いはカンパニー(trade or merchants' gilds

注(26) W. K. Jordan, *The Charities of Rural England 1480-1660*, p. 92-94; R. W. Ketton-Cremer, *Norfolk in the Civil War-A Portrait of a Society in Conflict*, p. 22.

(27) マックス・ウェーバー、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を参照せよ。マックス・ウェーバーは旧救貧法の基調である貧民就労主義の確立を当時のプロテスタント諸派の「職業労働」信仰を精神的基盤として指定する点、すぐれた指摘であるといえよう。ウェーバー的に云うなら、ノーフォークは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の培養所であるともいえる。こうした宗教的闘争との内的関連性は今後の重要な研究課題であるゆえに、別な形で問題にする。

(28) 教区ギルド及び組織は12～14世紀に関して Leet Jurisdiction in Norwich, by Hudson, XIIを参照せよ。

or companies) の高度な商工業系統であり、第2のギルドはフレンドリィ・クラブと葬式組合 (friendly clubs and burial societies) という低次限な地縁的系統である<sup>(29)</sup>。

ウイマンドハム Wymondham 教区ギルドは、第2系統の同胞組合 Fraternity or Brotherhood であり、主に宗教的行事、救貧の事業活動を主にし、次のような組合規則を有する。

〈同胞組合のメンバー〉

In y<sup>e</sup> hono<sup>ur</sup> and woshyppe of y<sup>e</sup> blessyd vyrgyn mary & in y<sup>e</sup> hono<sup>r</sup> of all y<sup>e</sup> blyssyd company of havyn we have a bretherwoode gatheryd in y<sup>e</sup> townshyppe of Wymondh<sup>am</sup> wyche brey'woode ys calyd y<sup>e</sup> bretherwoode of y<sup>e</sup> lyght of our lady in y<sup>e</sup> Chappell.

神聖なメアリィ女王の名誉と崇拝において、そして全ての神聖なカンパニーの名誉において、ここに我々はカンパニーを形成する。そのカンパニーはウイマンドハム・タウンシップに集まった同胞からなり、その同胞は礼拝堂での聖母マリアの同胞と呼称する。

〈組合規則〉

And if Whe Whose gyds and rewlrs of thys foresed bretherwoode to gou and rewle ytt to y<sup>e</sup> hono<sup>ur</sup> of god and our blyssyd lady what brothyr or sist<sup>r</sup> be a geyn them rebell geyn say or dysgrace thys estats xall pay to thys brethyrwoode iijli of waxe.

〈前述した同胞の組合規則は神と聖母マリアの名誉に対しての規則であり、同胞の仲間ブラザー・シスターが神と聖母マリアに反抗し又辱しめる場合、彼らは全て組合の蠟4ポンドを支払わなければならない。〉

〈組合役員選挙〉

Also it is ordeynyd y<sup>t</sup> all y<sup>e</sup> brethers and systers of y<sup>is</sup> seyde bretherwoode of y<sup>e</sup> lyght of oure lady xall come to gether y<sup>e</sup> sonday nexte aft whytesonday and close all offycers y<sup>t</sup> long to thys seyde breth'rode and what brother wyll nott thyr offyce that y<sup>er</sup> be leyde to xall pay to thys fratnyte iijli. of waxe or ellys to be p<sup>ur</sup>suyd in crysten coyrt and ther at y<sup>e</sup> seyde day to raken and cownte all y<sup>e</sup> stocke and pfyts of y<sup>e</sup> seyde fratnyte.

〈組合規則は次のごとく制定される。我々の聖母マリアの同胞たる仲間ブラザー・シスターは全て聖霊降臨節後の日曜日に集まりそして組合の役員を選出すべきである、また彼らは教会で使用される蠟4ポンド又はその他を支払うべきである。また彼らは当該組合の全ての貯蔵品と収益を決算し精算すべきである。〉

〈聖霊降臨節祭の宴会 drinking 準備と割当〉

Also it is ordeynyd y<sup>t</sup> when any brother or systyr be deptyd y<sup>t</sup> euy brother and syster xall be att y<sup>e</sup> pysshe chyrche att y<sup>e</sup> messe of reqme for them y<sup>t</sup> be deptyd and they for to be assygnyd of y<sup>e</sup> day of keypyng by y<sup>e</sup> bedell & ther to offer a q [one farthing] a pece and to sey our lady's sawtyr or cause it to be seyed in y<sup>e</sup> peyne of a li of waxe.

〈教区教会に出席する各々の仲間ブラザーとシスター全てがミサ聖祭の食料を委託されそして小役人によってその提出日を割当てられ、提供すべきである。さもなければ蠟1ポンドの罰。〉

Also it is ordeynyd y<sup>t</sup> euy brother & syster xall on y<sup>e</sup> sonday aft whytesonday come and pay all ther dutyes & offeryngs y<sup>t</sup> be owyng to thys breth'woode or be behynde in y<sup>e</sup> yer paste-pena up sup.

〈聖霊降臨節祭後の日曜日に全ての仲間ブラザーとシスター各々は組合の割当に基づいて或いは過去に遅れた全てのそれらの義務と奉納を支払うべきである。〉

Also it ordeynyd y<sup>t</sup> non of y<sup>e</sup> brothers and systers xall plete w<sup>t</sup> othyr for no man<sup>r</sup> of cawse tyll y<sup>e</sup> rewlrs and hyr counsell hathe pyvd to make an ende & unyte & love be twyne ptyes and if y<sup>t</sup> may not make an end y<sup>ei</sup> may take y<sup>e</sup> comon lawe and ho deny thys xall pay iijli of waxe.

注(29) C. B. Firth, Village Guilds of Norfolk in the Fifteenth Century, p. 161.

〈仲間ブラザーとシスターは割当の何らかの品物のために他の人々とともに教区役員のところまで来てそして割当てられた物を作る。もしその割当てられた物を作らない場合、彼らは慣習法によって罰せられそして蠟4ポンド全てを支払うのを拒否することはできない。〉

Also it ordeynyd what brother or syst<sup>r</sup> y<sup>t</sup> hath any catell or stock if thys breth'woode or of dedes quethewoode xall bryng them y<sup>e</sup> sonday aft whyte sonday and who do not xall do byll y<sup>e</sup> thyng w<sup>t</sup>holden.

〈仲間ブラザーとシスターは貯えたもの或いは食料を有する場合それらを聖霊降臨節祭後の日曜日に持ち寄ること。そして誰もはその持たされた品物を全て持ち去るべきでない。〉

Also it is ordenyd that euy brother & syster in this bretherwoode shall geve & paye yerly at our drynkyng to the use of thys fratnitie jd and whoo dothe denye or fayleth in paying the same shall pay to the ppose of thys fratnite ijli of waxe.

〈当該組合で各々の仲間ブラザーとシスターは毎年聖霊降臨節祭の宴会 Drinking に1ペンスを支払うべきである。その割当ったもの或いは金銭の支払いを拒否した者は蠟2ポンドを支払うべきである<sup>(29)</sup>。〉

教区ギルドは農村の場合宗教的性格を濃厚にした地縁的同胞組合(=「第二次的な〈誓約共同体〉」)であり、主に宗教的行事を営む。1530年の宗教的行事、就中聖霊降臨節祭の集まりは主に Drinking と呼ばれる宴会を中心に、その飲食に必要な財源は地域住民の奉納と寄付金とであり、特にビール麦が主要割当品になる。集まりに参加した人々はビールを飲んで支払いをする。その収益の一部は礼拝堂の運営資金にふりあてられる。教区ギルドの宗教的性格はさらに組合収支決算書 the balancing of the account の支出と収入の項目を検討することによって示される。しかし、ここでは主に決算の支出項目だけを取上げる。というのは前述した組合規則によって組合の収入財源が聖祭の際に生ずる収益と寄付、施しそして教区で飼育する牛から生ずる収入とによるからであり、支出の項は組合運営の内容をそのまま明らかにするからである。したがって、1530年の組合会計簿のうちの支出の項は次のような内容になっている。

Inde resolut.

Inp<sup>is</sup> payd iijs. iiijd. for y<sup>e</sup> certen.

It payd vijs. ob. for wax and y<sup>e</sup> making.

It iijs. for ij new candyllstyks w<sup>t</sup> y<sup>e</sup> peynting of y<sup>e</sup> same.

It vjs. ix. ob. for h're y<sup>e</sup> repacon of y<sup>e</sup> ston crosse in the churche yard w<sup>t</sup> ston to the same.

[Two sums of xiiij. and two of xvjd. for "Obites"]

It xs. for a cow bought, now in y<sup>e</sup> farme of John Poles.

〈支出項目

祭のために3シリング4ペンスの支出

蠟とその製造のために7シリングの支出

台付2本の新しいロウソクのために3シリングの支出

教会の庭に石をそなえるために6シリング9ペンスの支出

[仲間の「葬式」のために、14ペンス2回と16ペンス2回の支出]

今ジーヨン・ポーレスの農場にいる、以前購入した1頭の牛のために10シリングの支出<sup>(30)</sup>

注(30) G. A. Cartherw, Extracts from papers in the Church Chest of Wymendham, p. 124-125.

以上のごとく、会計簿の支出項目は①教区ギルドの宗教的活動（礼拝堂の支出）と②仲間の葬式代、そして③教区で飼育する牛の購入代との3項目からなる。

会計簿支出項目は「生存の際楽しくし、死亡の際葬式をするための」宗教的性格であり、共済事業をその一部分に内包する。また教会牧師 prayers of the church は死者の霊を弔うために重要な役割を演じる。したがって宗教的行事、特に聖祭での宴会“drinkings”は“施し”charitiesを相伴う性格を兼ねる。その“施し”財源は教区ギルドへ信託された家屋・土地・宅地・耕地・家畜等にわたるものである<sup>(31)</sup>。したがって教区ギルドは組合規則を有す地域自治体の細胞単位であり、そのギルド加入人数は教区 St. John の36人から、Nativit of the virgin での教区ギルドは111名を数え、種々である。各々の教区ギルドは教区役員 Alderman を選出し、その役員は教区ギルドの会計簿を作成し、そして実際の運営にあたる。その教区役員はそのタウンシップの宗教的且指導的人物であり、例えば Wymondham 修道院長は1500年に St. John ギルドの教区役員に選出されている。執行吏＝教区牧師 vicar がその役員の下に活動する。教区ギルドは聖祭のために選挙管理委員会12人衆 the Electon, Eleccio を選び、その選挙管理委員会は聖祭執行団として2人の教区委員 alderman、と2人の祭執行人 fest makers, provisosores or purviores convivii を選出する。他の2人は“施し”徴集吏 gatherers of alms, colyors, or collectors elemosinarum である。そして、下級執行吏 beadle or preco は、旗手 banner bearer, vexillator, 保安吏 steward, senescallus, 食事係 butler, pincerna が続く。教区ギルドはギルド・ホールで集会をし、そしてそのギルドホールは一種の公民館の役割を果たす。また教区ギルドは信託された動産・不動産の受託者であり、その受益額を財源にする。この信託基金は貸付金さらに、相互援助、救貧事業のために支出される。救貧事業のうち主要なものは生活援助費と施しとである。例えば、Vicar of Wymondham で3ペンスが貧しい病人又は癩病患者に施こされ、各ギルドでは2シリング4ペンスから3シリング8ペンスを支出する<sup>(32)</sup>。

注31) G. A. Cartherw, Further extracts from papers in the Church Chest at Wymondham-Wymondham Gilds. p. 241～242.

ブロームフィールドも Wymondham Gild の信託資産増大を修道院解散以降と指摘する。

32) 例えばヘンリーVIII世治政11年で会計簿の支出項目は「教会の庭で、施しのための支出…4ペンス」Payed in alms in ye Chyrcheyard…iiijd」という形式で記載する。

さらに、教区ギルドが地域自治体の活動に主眼を置き、信託された動産、不動産を営むことによって収入＝財源を獲得する。そして1529年度の会計簿収入項目は教区ギルドの信託資産、特に貸付利子、農業収入等から成り、教区ギルドは土地問題を内包する。こうした教区ギルドが有する土地は「市民的土地所有」であり、教区共同体＝タウンシップ Township を形成する点注意しなければならぬ。したがって教区ギルドの救貧事業・宗教的性格はこの「市民的土地所有制」＝都市共同体＝土地共同体から由来するものであり、その意味で教区ギルドのブラザー組織はまさに地縁的共同体＝「第二次的な〈誓約共同体〉」Schwurbrüderschaft である。つまり、「ヘンリーVIII世治政第21年、1529年」。

今年度の地代収入は、農地貸付地のために地代5シリング、そして牧草地のために貸料5シリング、ほかに、1エーカーの農地及び耕地半エーカーのために地代2シリングを含む」と。G. A. Cartherw, ibid. p. 252. 鶴川馨「共同体と封建的土地所有」p. 175.（『西洋経済史講座』I巻所収論文、岩波書店）。市民的土地所有に関してはとりあえず渡辺文夫「十三、四世紀Bristolにおける都市経済」（『イギリス封建社会の研究』所収

こうした教区ギルドは修道院解散以後地域自治体としての機能を拡張し行政単位としての国家権力機構の末端へビルト・インされる。そして主に教区ギルドは農村教区の場合相互扶助・聖祭そして救貧事業を通じて行政＝統治自治体を形成し、国家権力機構の末端として機能する<sup>(33)</sup>。

しかし都市における教区ギルドの商工業的性格が他方の宗教的性格を超えて前面に出て商手工業者の寡頭支配体へ変容するが、農村教区ギルドはそうした商手工業的性格よりむしろ宗教的性格を中心にした精神の自由を享受するものである。

かくて、農村教区ギルドは支配の脆弱性を如実に示し農村工業に見出される営業の自由を内包するが、都市教区ギルドはむしろ支配の強個さを通じて都市工業を統制的産業として排他的な営業＝産業構造に定着させる。したがって、ギルドは農村と都市とその産業構造・国家権力行政機構との相互関連性を異にする。宗教的なギルドのあり方は都市と農村との対立＝絡み合いを生じさせるものとなる<sup>(34)</sup>。

論文 p. 252.

- (33) 教区ギルド、或いは教区制が地域的行政単位として整備される過程は市民的土地所有の変容と同一軸をなしている。注意すべき問題は教区制の生成過程であり、中世都市の自治・行政単位として教区制を指定する点である。行政支配単位が農村でマナー単位から「村落」単位へ移行するのと同様、都市でも従来のリート制度 Leet system からパリッシュ制度 Parish system への支配単位に変容する。そして中世都市はこの教区制を行政単位として地域自治体へ成長するのである。中世的行政単位としての教区制は絶対王政成立期に教区ギルドを中心とする「第二次的な〈誓約共同体〉」の基盤に編成される。したがって教区制は教区ギルドを母胎にする「第二次的な〈誓約共同体〉」であり、換言すれば、最終的なゲルマン共同体であるといえよう。こうした「第二次的な〈誓約共同体〉」は教区制を媒介にし「農村共同体」と「都市＝州共同体」との重層的共同体関係の上に国民的共同体として「絶対王政」Absolutismus を鼎立させることになる。国民的共同体としての「絶対王政」は共同体の重層的構造物でありその地域の中央集権化への編入過程である。最近の絶対王政研究史、就中篠塚論文は上述した共同体的視角から把握する点注目すべきである。篠塚信義「イギリス絶対主義の構造」(岩波講座世界歴史 14, 近代 I 所収論文)、同、「中世末期北部イングランドにおける大諸侯権力について」(「イギリス封建社会研究」所収)、さらに、共同体原理が産業構造に如何に申貫しているかは田中豊治「イギリス絶対王政期の産業構造」(岩波書店)、フランスの場合、中木康夫「フランス絶対王政の構造」、遅塚忠躬「フランス絶対王政期の農村社会」(岩波講座世界史 14 近代 I 所収論文)を参照せよ。Cunningham, ibid. p. 48.
- (34) 教区制或いは教区ギルドは(1)宗教的性格と(2)商工業的性格との二側面を中世封建制から絶対王政成立への移行過程で有する。しかし「封建制の危機」段階で主に都市教区制は宗教的側面から商工業的側面へとその重点を推移させつつあり、エリザベス女王期での特権カンパニーはこうした教区ギルドの商工業的側面を開花させたものである。他方、農村教区制は宗教的側面を持続させた仲間集団＝「第二次的な〈誓約共同体〉」のままであり、その宗教的側面＝呪術からの「解放」Entzwang は「プロテスタントの倫理と資本主義の〈精神〉」(M. ヴェーバー)の全面開花過程でなされる。しかし、ノーフォークにおける農村教区制は教区ギルドの宗教的側面を主要内容にし、商手工業的性格の都市ギルドとして成長しなかった。そして都市教区制は宗教的側面から商手工業的性格のギルドへと性格を変容し経済外強制を基調にする教区ギルドとして発展する。商手工業的ギルドは、その産業構造の不均等性による少数寡頭支配集団を形成し、都市自治体を支配する。したがって都市経済はこうした不均等な発展のトップに位置する商手工業的ギルド或いはカンパニーによって支配される「都市工業」を基盤にする教区ギルドの重層的構成体である。教区制＝教区ギルドは都市工業を経済外強制の結晶体にし、統制下に置く。商手工業的性格の都市ギルドは農村教区制＝教区ギルドを自己の支配基盤におこうとする。その際、商手工業的ギルドは行政単位として、或いは前貸問屋制の一環として農村教区制＝教区ギルドを支配する。ここに商手工業的ギルドは都市と農村との絡み合い＝対立の一線をなす。農村教区制＝教区ギルドは宗教的側面を特徴にする限り、営業の自由、農村工業の発展を生じさせるこ

農村教区ギルドは宗教的事業、救貧的事業を主要な活動領域にし、修道院解散以後宗教的な性格はそのまま維持されるのである。

#### IV 小括 — 地域別貧民救済事業活動

ノーフォークでの救貧事業活動は時期毎にその活動領域を異にする。次に掲げるテーブル III 「ノーフォークでの救貧事業変容一覧表<sup>(35)</sup>」はノーフォークでの救貧事業の変容プロセスをあらわすものである。つまり、修道院解散以前での救貧事業支出額は第 1 に、宗教的行事に支出され、26,375 ポンドである。第 2 は都市改善事業で 6,568 ポンドである、そして第 3 は貧民の救済事業で 5,348 ポンドである。第 4 は教育事業で、4,792 ポンドになり、最後は社会復帰事業の 600 ポンドである。第 2 期 1541～60 年の「大不況」期間は第 1 期の救貧事業活動と大幅に異なり新しい救済事業段階に突入したことを示す。つまり、第 1 に、貧民の救済事業額が第 I 期の 3 位から 1 位に

---

とを可能にする。それに対して、都市教区制＝教区ギルドは商手工業的性格を特徴にするゆえに、排他的商工業集団になり経済外強制として徒弟制、産業規制、市場支配を試みて都市産業・商業立地を寡頭支配的に維持せんとし、農村教区＝教区ギルドを単なる農業共同体、或は農業立地に指定し支配する。農村と都市との絡み合い＝対立はそれぞれの教区制＝教区ギルドのちがいが由来するものであり、この意味で教区の救貧条例＝政策も都市段階と農村段階でことならざるをえない。そして農村的な西部の「平野地帯」では消極的な救貧事業、特に貧民救済事業を展開させる。他方、都市的な東部の「森林―牧草地帯」では積極的な救貧事業、特に社会復帰＝就労主義を基調にする社会福祉型を展開させる。問題はノーフォークの場合、西部の「平野地帯」が主に開放耕地制を主内容にする農村教区＝教区ギルドであるゆえに、宗教的側面が強く前面に抑出され、そして「第二次的な〈誓約共同体〉」をなす。こうした教区制が「第二次的な〈誓約共同体〉」を教区ギルドの基調にする限り農村共同体として営まれることを意味する。

教区制が「第二次的な〈誓約共同体〉」として解体するプロセスは教区共同体内分業の発展であり、ノーフォーク西部では穀物・牧草の商業的農業の成長が農民層の分解、特に借地農を中心にして営まれる段階でなされる。この点はノーフォーク農法の広範な普及と軸を一にするプロセスであり、主に 16 世紀後半以降に進展する。東部では農村工業の発展が農村教区制＝「第二次的な〈誓約共同体〉」を解体させる。

教区制を軸にする救貧事業はその都市と農村との対立＝絡み合いの変容に伴って変容する。他州での教区制と救貧事業との関連性は、Returns, in English, Made to the King in Council, By Order of Parliament, as to The Ordinances, US Ages, properties, & c. of English Gilds, in the Twelfth Year of Richard II: A. D. 1389 を参照せよ。

ノーフォークでの教区制生成過程は Selected Records of the City of Norwich, vol. I: Leet Jurisdiction in Norwich を参照せよ。

ノリッジ市の教区制が教区ギルドを母胎にする商手工業的ギルドであり、教区制を底辺にする都市自治体はそうした教区ギルド、特に富裕な商手工業者層によって支配される。聖ジョージ・ギルドはそうした教区ギルドの代表者から構成された少数寡頭支配集団であり都市自治体を支配する。都市自治体の支配集団をなす市長を頂点にする官僚母胎は全て聖ジョージ・ギルドの加盟メンバから供給された。The Guild of St. George, Norwich, 1389-1547, p. 7-10. 教区共同体として、つまり「第二次的な〈誓約共同体〉」としての教区制が国家権力＝支配機構の末端へ編入されていくかは鶴見卓三「イギリス絶対王制下の地方統治機構―治安判事の機能を中心として」p. 67. また、サーフォークを根拠にし、一時代を形成するスプリング家は教区ギルドの宗教的側面を超えて商手工業的ギルドに組みかえ「農村工業」を都市工業的に編成替える。ラーベンハムを中心にする富裕な織元は教区ギルドを商手工業的性格で包い周辺の教区ギルドを前貸問屋的に支配し、その領域を拡大する。このような飛びぬけた巨大織元層はノーフォークで見出されない。The springs of Lavenham, p. 46.

(35) W. K. Jordan, The Charities of Rural England 1480-1660, p. 191-196. より作成。



Table III ノーフォークでの救貧事業変容一覧表 (1480~1600)

項 目	順位	第一期 (1480~1540)	順位	第二期 (1541~1560)	順位	第三期 (1561~1600)
貧民の救済事業額	③	5,348 <sup>£ s</sup>	①	4,761 <sup>£ 9s</sup>	①	13,975 <sup>£ 18s</sup>
社会復帰事業額	⑤	600	⑤	940 11	④	2,133 11
都市改善事業額	②	6,508	②	3,666 16	③	3,897 19
教育事業額	④	4,792 5	④	1,452 0	②	9,206 6
宗教的事業額	①	26,375 1	③	1,528 14	⑤	2,499 15

注 1) ○印順位  
2) Table I より作成

上り、4,761 ポンド 9 シリングである。第 2 に、都市改善事業額は I 期と同じ 2 位であり 3,666 ポンド 16 シリングである。第 3 に、宗教的事業額は第 I 期の 1 位から 3 位へ転落し、1,528 ポンド 14 シリングである。第 4 に、教育事業額は第 I 期と同じ 4 位であり 1,452 ポンドである。そして第 5 に、社会復帰事業額は I 期と同じ 5 位であるが、2,133 ポンドと増額し、一番高い伸び率を示す点注目すべきである。第三期はさらに第二期の基調である貧民の救済事業額と社会復帰事業額との顕著な増大傾向を継承する。つまり、第 1 に、貧民の救済事業額は、II 期の 1 位を保持し、13,975 ポンドである。第 2 に、教育事業額は 9,206 ポンド 6 シリングであり、II 期の 4 位から 2 位へと上昇した。第 3 に、都市改善事業額は II 期の 2 位から転落し 3,897 ポンド 19 シリングである。第 4 に、社会復帰事業は II 期の 5 位から 4 位へと上昇し、増加率の顕しい高さを続けている。第 5 に、宗教的事業額は II 期の 3 位より最下位へ転落し、2,499 ポンド 15 シリングであった。

したがって、ノーフォークでの救貧事業額の変容は一時的な天災、例えばペストの流行を内包するといえ、主要な救貧政策の変化・転変を表象する。ノーフォークでの救貧事業変容はまさにイギリス初期救貧法・政策の変化の先駆性を示すものであるといえよう。つまり、第一期での救貧事業は修道院・教会を中心にした宗教的救済期である。第二期は貧民の救済事業を中心にした時期である。第三期、つまりエリザベス治政期は貧民の救済事業と少額だが増加率の高い社会復帰事業との両軸を中心にした就労事業期である。

以上の、ノーフォークでの救貧条例とその政策の三段階にわたる変容過程は偶然的な天災（例・ペストの流行）また人為的事件（戦争、一擧、大火）を含むといえ<sup>(36)</sup>、その歴史的基盤の変容を反映し、そうした歴史的対応への段階的産物である。救貧条例・政策、その具体化としての事業活動の変容は歴史的基盤への対応であり、特にその地域的変化をあらわすものである。地域的救貧事業はその地域の再生産＝蓄積基盤の変容をあらわし、それに規制される。

テーブル IV は地域的救貧事業の内容とその救貧事業の地域的分布との関連性をあらわすものである。したがってテーブル IV は救貧事業とその歴史基盤との関係をも力学的にあらわす。

注(36) Selected Record of the City of Norwich vol. II, p. xxi.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

Table IV 400ポンド以上の救貧事業額を有する教区とその活動内容 1480~1660年

地域	Hundred ハンドレッド	Parish 教 区	Poor 貧民の救済事業 £ s	Social 社会復帰事業 £ s	Municipal 都市改善事業 £ s	Education 教育事業 £ s	Religion 宗教的事業 £ s	合 計 £ s
東 北 部 地 域	East Flegg	Castre	125 13			100 0	670 15	896 8
		Ormisby	297 16	10 0	66 13	533 6	114 11	1,022 6
	West Flegg	Tunsted						
		(N. Walsham)	142 8	2	12		2,007 10	2,150 12
	Biofied	Worstead	73 1		20 0	1,098 0	352 8	1,543 9
		Wighton	420 10				11	421 1
	Henstead							
		(38 paruhes)						
	North Erpingham							
		South Erpingham	Aylsham	697 6	20 8	320 0	302 0	221 17
域		Bliklyng	167 0			1,333 0	571 14	2,071 14
		Oxendes	432 0	32 0			41 0	505 0
		Holt	11 0			2,560 0	1 5	2,572 5
		Saxlingham	412 0		380 0		80 0	872 0
南 部 地 域	Lodden	Brooke	102 0		450 0			552 0
		Berg & Apton	25 0		580 0			605 0
	Henstead							
		Earsham	Alburgh			580 0		
	Redenbale		54 0		300 0		480 12	841 12
		Pulham	611 10				52 16	664 6
	Rushford		300 0	60 0	992 8	1,314 0	348 12	1,962 12
		Diss	1,184 0	2 0	300 0		122 19	2,359 7
	Dickleburgh		95 10		300 0		35 10	433 0
		Depwade	Stratton	84 6		200 0		107 0
Humdlyard		Tacolneston				1,364 6	1,510 8	
	Forehoe	Erlham						
Wymondham		173 17		2 10	1,700 0	435 12	2,365 12	
	Bauburgh					431 7	431 7	
Cotishey		190 0				100 0	1,110 6	
	Mytfort	Estderham	526 15		150 10	268 0	66 4	1,557 2
Shipdham		831 0					851 0	
西 部 地 域	Tanerham	Heydon	80 0			500 0	30 0	610 0
		Sprowston	220 17	260 0			1 0	481 17
	Eynesford							
		North Greenhoe						
	Gallow	Burnhum Thorpe	94 13			240 0	300 13	590 6
		North Creake	602 0			5 13	242 10	850 3
	Landitch	North Lopham	30 0		80 0		302 0	412 0
		Scarning	11 13			800 0	24 4	835 17
	Smithdon	Brancaster	141 0			900 0		1,041 0
		Hunstanton	155 0		20 0	80 0	1,125 0	1,380 0
Freefridge	Castle Acre	125 0				315 11	440 11	
	Castle Rising	2,551 14				2 0	2,553 14	
Lynn		43 5		8 0		340 8	391 13	
	Grimston	17 4		180 0	322 0	5 17	525 1	
Tilney		78 0	10 0	25 10	200 0	94 0	407 10	
	Walpole	534 15		32 10		380 16	948 1	
King's Lynnborough								
	Clackclose							
Brothercrofs	South Lopham	2 0		400 0			402 0	
南 西 部 地 域	Shropham	Attleborough	463 10	6	250 0		669 8	1,383 4
		Thetford	824 7	100 0	114 0	1,700 0	633 12	3,371 19
	Gyticrofs	Garboldisham	19 10		475 0		186 8	680 18
		Watton	269 13			155 0	1 12	426 5
	Weyland	Saham Toney	263 0	8 8	40 0	355 0	41 0	707 8
		South Greenhoe	Oxborough	421 0			267 15	688 15
	Swaffham		136 2		10 0		1,364 0	1,510 8
		Northworld	16 0		610 0		6 0	632 0
	Colneston		10				645 0	645 10
		Feltwell	412 0			800 0	6 5	1,218 5

W. K. Jordan, *ibid.*, Appendix より作成。

このテーブルIVから、次の2点が導き出される。つまり、第1に、救貧事業、特に宗教的事業と貧民の救済事業は「平野地帯」に位置する西部地域と南西部地域とに主に分布する。第2に、貧民の救済事業と社会復帰事業とは東部（東北地域・南部地域）における「森林―牧草地帯」に広汎な展開をなしている点である。西部の「平野地帯」は「エンクロージャー・ムーブメント」に示される「牧羊―穀物農法」であり、その貧民の救済も消極的な方法であった。他方、東部の「森林―牧草地帯」は「酪農―毛織物工業」の混合農業地域である。ゆえに、東部地域での救貧政策は貧民就労、就中ウーステッド工業関係への就労という積極的方法であり、この方向へエリザベス治政期ノリッジはその典型的貧民救済政策（＝貧民就労政策）を指向することになった<sup>(37)</sup>。

西部地域における貧民救済事業が消極的救済型であるなら、東部地域における貧民救済事業は積極的救済型＝社会福祉型<sup>(38)</sup>であるといえよう。こうした救貧事業の地域的差はその歴史的基盤の差異をあらわすものであり、ひいては地域的社会経済構成体の差をあらわすものといえよう。

しかも、貧民救済の積極的救済型＝社会福祉型が東部地域、就中、ノリッジ市で主に展開されるゆえに、ノリッジ市の貧民救済政策の政策的意図及びその性格が問われるべき主要課題である。そして、この課題はノリッジ市の貧民救済政策が、封建的危機のより深まった段階での積極的な「危機」克服過程の産物＝政策である。つまり、貧民救済政策が貧民就労対策を中心に積極的に対応しなければならぬことをしめすものである。その旧救貧法が意図的に原始的蓄積過程を強制的に進行せしめる「残虐方法」としてでなく、むしろ農民層の分解をおしとどめ没落小生産者層を低廉な労働力として農村・都市共同体にプール＝就労させる政策の一環である<sup>(39)</sup>。

ノリッジ市の貧民救済政策が「森林―牧草地帯」構造に規定されたウーステッド工業の失業人口対策として行使される場合、そのウーステッド工業への貧民就労は都市工業の利害を串貫させ、貧民＝没落小生産者層を特定商小工業者層（＝ギルド・カンパニーの産業経営者層）への安価な労働力群として蘇生させることになるのである。こうした意味を含む社会復帰事業は積極的な貧民救済＝社会福祉<sup>(40)</sup>を特徴にするのである。

注(37) ノリッジ市の貧民就労政策は1571年「救貧条例」the orders for the poor. で確立する。J. C. Pound, the Elizabethan Corporation of Norwich 1558-1603, Section III. IV. p. 189-190.

(38) イギリスの救貧条例・政策が積極的救済型＝社会福祉型へ帰結するのはイギリスの問題（＝原始的蓄積過程）があり、他面宗教的側面も見逃せない。Herman Levy, The Economic History of Sickness and Medical Benefit Before the Puritan Revolution, p. 42.

(39) R. H. Tawney, The Assessment of Wages in England by the Justices of the Peace, p. 583. トーニーは賃銀立法の政策的意図を小生産者没落層の保護であるとする。没落小生産者層の保護は救貧条例の基調である。ノリッジ市当局は貧民救済事業を教区制の自治活動として実施せんとする。ノリッジ市の教区制そのものに関してはウォルター・リーの一連の研究に依拠する。History of the Parish of He llesdon in the City of Norwich, History of the Parish of Heighton in the City of Norwich, History of the Parish of Cotton in the City of Norwich, History of the Parish of Earlham in the City of Norwich.

(40) English Historical Documents, 1485-1558, edited by C. H. Williams, vol. V, 1035-36. ロンドン市の救貧条例（「浮浪人、乞食処罰条例」）はヘンリーVIII世治政第3年法律第12号に依拠する。3. Henry VIII c. 9. E. M. Leonard, The Early History of English Poor Relief.

## 2章 16世紀前半ノリッジ市の救貧政策

16世紀前半で常に救貧条例、救貧政策の先駆的形態をなすロンドン市と、他方国家の救貧条例の影響下に独自の救貧政策とその条例を樹立せんとする地方都市の一典型であるノリッジ市を次に比較史的に考察する。

### I 修道院解散以前の救貧政策

#### 〔イ〕ロンドン市の救貧条例成立過程

16世紀前半ロンドン市の浮浪者、乞食を直接対象にする救貧条例は、「浮浪人、乞食処罰条例」(=1517年)であり、所謂「残虐立法」Bluegesetzである。この立法は次のように制定される。

「当条例は、壮健な浮浪者、乞食を処罰しロンドン市の外へ追放するために、市長、理事によって起草され制定されたものである。

第1条 各理事は、彼らの労働によって生計を獲得できない労働不能な老人、病人、貧民である人々の数と氏名を登録すべきである。その登録された貧民だけが善良な市民の施しと慈善とによって生活を営みえる。

第5条 壮健な乞食、浮浪者が、当市に流入した場合には、貧しい彼らは、ヘンリー7世治政期に制定された条例によって処罰されるべきである。

第6条 教区執行官 Henry Barker (大工) は、他の2人とともに、証明書を有するか否かを調査しそして都市へ来る浮浪者、乞食についても調査し、保安吏 constable へ報告すべきである。右の報告に基づいて、保安吏は彼らを、出生地又は、以前3年間定住した場所へ戻すべきである。」と<sup>(40)</sup>。

上の条例に示される様に、ロンドン市の救貧政策は、(a)労働不能者の救済、(b)特定乞食、浮浪者の物乞いライセンス制、(c)それ以外の壮健な乞食、浮浪者の刑罰主義 (=ヘンリー7世治政立法適用)、(d)救貧行政機構(執行官—保安吏—理事)の整備、等と広汎な内容をなす<sup>(41)</sup>。1514~5年「浮浪人処罰、貧民救済条例」は、壮健な浮浪者の物乞い禁止、市民のライセンス制の乞食以外の施し禁止を制定化する。1524年に、都市当局によって調査がなされ、「壮健な浮浪者は、車の後にしばりつけ役人 Shireff's officers が鞭うつ事」と制定される。従って、16世紀初頭のロンドン市の救貧条例は、乞食、浮浪者処罰主義を特徴とし、貧民 (=労働不能者) の救済はこの時期から頻発する。1533年に、上記の貧民救済のための施しが、教区民から徴収され、貧民へ再分配される。かくて、ロンドン市の救貧政策は、一方で、乞食に許可書を発行して都市の負担を軽減せんとする消極的態度を押し進め、他方で、労働不能な貧民を救済する基金の徴収に責任を負う態度へ指向する。この事は、テーブルV「ロンドン市の救治院の形成状況<sup>(42)</sup>」によって示される。1538

注(41) 貧民群は壮健で労働不能な者と労働不能な者(例、老人、病人)とにおおまかに区分し、それぞれの救済を意図する「救貧条例」poor law はようやく16世紀前半ごろ明確化される。以前は主に「労働者立法」で触られているにすぎない。したがって「救貧法」は「労働者立法」から漸次分離し独自の法体系を成すにいたる。L. J. Ribton Turner, History of Vagrants and Vagrancy.

Table V ロンドン市の救治院の形成

数	救 治 院	設立時期・設立者	目 的
1.	St. Mary's Barking		精神病院
2.	St. Anthony's Broad Street		自由児童学校
3.	St. Bartholomew's	Pahere, temp. Hen. I.	救治院
4.	St. Giles in the Fieleds	Matilda, wife of Hen I.	癩病患者, 病院
5.	St. John's of Jerusalem		For defence of Rhodes
6.	St. James in the Fields	市民による	癩病患者病院
7.	St. John's at Savoy	Hen. VII.	100人の貧民収容所
8.	St. Catherine's by the Tower	Matilda, wife of Staphen, Catherine, wife of Hen. VIII.	貧民収容所
9.	St. Mary's within Cripplegate		100人の盲人収容所
10.	St. Mary's Bethlehem	Siman Fitzmary	精神病院
11.	St. Mary's Spittle		180人の貧民収容所
12.	St. Mary's Rounceval		貧民の収容所
13.	St. Thomas of Acon		貧民の収容所
14.	St. Thomas in Southwark	Richwhittington	救治病院
15.	Hospital & Almshouse, Whittington Coll		貧民収容所

年に、ロンドン市当局は、St. Thomas, St Bartholomew's new abbey の救治院の設置を財政的に援助する。1544年に、ヘンリーVIII世は、St. Bartholomew's を再建し、500マルクを賦与した。1546年に、国王は Bathlehem Hospital を許可し、100個のベットを備えさせた。しかし、ロンドン市の貧民救貧基金は、市当局の救貧政策の拡大により、不足現象を露呈する。それ故に、1547年に市当局 common council は、強制救貧課税制の採用へふみきる事になる。従来の日曜、祭日の賦与に代って、1/15の半分(つまり=1/30)税が、ロンドン市の各教区民へ課せられ、イギリス初期救貧法に於ける最初の強制救貧課税の原則(プリンシプル)をうちたてることになる。更に、1548年に、ロンドン市当局は、救貧課税制の基金の他に、救貧資金源として500マルクをロンドンのカンパニーへ割り当てる。こうしたロンドン市当局の一連の救貧条例、救貧政策にもかかわらず、ロンドン市は、乞食、浮浪者のたまり場と化すのである。このために、ロンドン市当局は、根本的に貧民問題を解決せんとして、貧民就労政策をうちだす新段階へ突入する事になる。貧民就労所 work house, house of correction, としてロンドン市にあるブライドウェル王宮(Bridewell)が当てられんとする。そして、1552年にロンドン市民によるブライドウェル王宮下賜請願書が国王へ提出される。ブライドウェルは救貧院マニュファクチュアとして、壮健な浮浪者、乞食、貧民を受け入れて、一定の技術訓練のもとにギルド的生産者及び問屋制家内手工業者階層として蘇生(=救済)する強制労役所になる<sup>(43)</sup>。この点は、後節で具体的に検討される。

注(2) B. M. Leonard, *ibid.*, p. 27 より作成。

(43) 貧民就労政策がブライドウェル王宮の強制労役所=救貧院マニュファクチュアへの編入において貧民を訓練して一種のギルド生産者へ上昇させる没落小生産者保護政策である。Tudor Economic Document. vol. II,

従って、ブライドウェル制の普及によって、イギリスの都市段階の救貧条例と救貧政策は、従来の壮健な乞食、浮浪者処罰主義から貧民就労主義へと転換し、更に議会、枢密院段階の救貧条例の礎石になる。この点に、ロンドン市における救貧条例の成立過程の意義が見出されるのである。

#### 〔ロ〕ノリッジ市の救貧政策

16世紀以前におけるノリッジ市の救貧事業は、最初癩病患者の救済である。修道院はその救済院 Magdalen Hospital, Hospital of stpowl を設立し、癩病患者を収容する。Norman Hospital〔Hospital〕もこの系統に属する。更に、Hildebrand Hospital が設立される。St. Giles Hospital は、病人、衰弱者のための30ベットとともに、13人の貧民を扶養する救済院である。したがって浮浪者、乞食は、市民、修道院及び教会からの無差別な賦与、慈善で生活する。富裕な市民 William de Dunwich は、救済院にベットを寄附する。更に、13世紀に Craft gild<sup>クラフトギルド</sup> は、彼らのメンバーのための扶助義務を課す。1315年の飢饉、1348～9年の黒死病は、浮浪者、貧民の増加の契機をなすものである。また、この頃から治安判事は、壮健な浮浪者、乞食を、富裕な商手工業者層の所へ徒弟に出させ、又施しを彼らに与える事を禁止するようにする。人口減少による労働力の不足は、甚だ著しくなり、法定賃銀で労働者は働こうとしなくなる。こうした人々への治安判事の強制的な対応は、1381年農民一揆へ指向させる契機になる。1496年に、ノリッジ市で、ヘンリーVII世治政第2年立法（＝浮浪人、乞食禁止条例）が、壮健な浮浪者対策として、制定され、その状況は議会録に次のように記載されている。

「John Daryoon, John Hyll, John Marsyngdale, Robert Burnkan 等の壮健な乞食 might baggers は3月18日に、ヘンリーVII世治政第2年立法に従って、さらし台にさらされた。John Mathewe 木挽工と Elizabeth Herley 売春婦ならびに壮健な乞食は、4月21日にさらし台にさらされた。  
Robert Machon は、市長の前へつれてこられ、都市の外へ追放を命じられた<sup>(44)</sup>。」

上の資料に示される様に、16世紀初頭のノリッジ市の救貧政策は、苛酷な浮浪者抑圧政策である。1508年のノリッジ市の大火以後、浮浪者、貧民は、かなりの数に増加する。1520年に、ノリッジ市で穀物不足問題が生じ、ノリッジ市当局が、穀物の貯蔵政策を採り、教会の救貧事業を補充する事になる。1532年に再び穀物不足が生じ、永続的な穀物貯蔵制を指向する。同じ1532年に、羊毛不足が生じ、そのために婦人紡毛工の失業問題が顕現化し、その婦女子の失業を救済する羊毛原料供給政策を次の様に都市当局は制定する。

「当市で、多くの貧民 poor people の主要な生計は、羊毛の紡毛 spinning を営むことによって獲得されている。

---

p. 348-9, vol. I, p. 345~354. 拙稿、『十六世紀後半絶対王政の救貧政策——1597年「救貧条例」を中心に——』（社会経済史学、第35巻2号）p. 107-109.

(44) Selected Records of the City of Norwich (=以上 S. R. C. N. と略記) p. 153-154.

しかし、今や、それは、著しく衰退しはじめる。そのために多くの貧民は、そのような紡毛加工以外に彼らの生計のための手段を有していない。それ故に、次の事を制定する。肉屋 bucher は、羊を購入する際は、市場で12時迄に貧しい婦女子 poor women にその羊毛を販売すべき<sup>(44)</sup>である。」と。

1531年6月14日にノリッジ市は、ヘンリーVIII世治政第27年立法(=乞食、浮浪人処罰条例)を施行し、51人の乞食に指定区域での物乞いを、次の様に許可する。

「労働不能者 impotent persons のような乞食には、物乞いする事を許可する。その際に『ノリッジ市の労働不能者』The city of Norwich, Impotent persons.と彫られた特別のバッジが労働不能な貧民に与へられ、そのバッジをつけた貧民だけが物乞いを許される。

Northconesford—St. Vedate で2人。St. Peter で2人。St. Etheldred and St. Edward で2人。St. Julian and St. Cloment で2人。St. Peter parmentergate で1人。

Berstrete—St. John で1人。St. Sapulcher で2人。St. Michael で2人。

[Mancroft] —St. Peter で5人。

Estwymer—St. Simon and Tude で2人。St. Martin で2人。St. George で2人。St. Peter で1人。Holmestrete で2人。

Westwymer—St. Benedict で2人。St. Laurence で2人。St. Swithin で2人。

[Over the water]—(教区不明) 6人。St. Edmund で1人。St. Paul で2人。All saint で2人。St. Clement で1人。St. Saniour で1人。〔合計、51人の乞食<sup>(46)</sup>〕

同時に、乞食取締官 Masters of Beggars が任命され、浮浪者取締を強化する。更に、重要な立法は、ヘンリーVIII世治政第27年立法(乞食、浮浪人処罰条例)であり、この立法もノリッジ市で救貧条例として次の様に施行される。

---

注(45) S. R. C. N., p. 119-120. ノリッジ市を中心とする失業問題は国内的要因と国際的要因とから由来する。ノーフォークの独自の失業は同州の羊毛生産と流通そして消費地とのそれぞれの分業編成にあり、一貫とした羊毛の粗質な性質と羊毛不足に負っている面もある。J. James, History The Worsted Industry of in England, p. 40.

ノーフォークでの独自の羊毛生産=流通過程は拙稿「16世紀前半伝統的梳毛毛織紡工業における羊毛生産=流通過程の歴史的展開」(一)(二)(経済論集18巻2号, 19巻1号)を参照せよ。

(46) S. R. C. N., p. 161-162. ノリッジ市の救貧条例はロンドンと同様に労働可能な者と労働不能な者との区別に応じた救済を主要内容にするようになった。そして労働不能な者が「ノリッジ市の労働不能者」彫りのバッジを有する場合、物乞いを許される。こうしたノリッジ市の初期救貧条例は消極的ながら独自のシステムを設定することに指向するが、依然ロンドン及び国家規制の影響下に置かれているといえよう。さらに1531年貧民調査は51名の乞食の存在を指摘し、その地域的分布での均等的な数を示している。このことからこの1530年段階はそれほど貧民問題を顕在化させていず、都市の救貧政策を消極的なものにとどめている。1570年調査が莫大な貧民数を指摘するのと対比して貧民対策の進展状況が限定される。

S. R. C. N., p. 161-162. ヘンリーVIII世治政期の救貧条例は主に「残虐立法」Bluegesetzeであり、K. マルクスの産婆役説を生じさせている点周知のことである。修道院解散と「残虐立法」は結果として「資本の本源的蓄積過程」を促進することになるが、最初から意図的に促進したのではない。「残虐立法」と呼ばれる「救貧条例」はヘンリーVIII世治政期のものであり、3. Henry VIII. c. 9, 22 Henry VIII. c. 10, 22 Henry VIII. c. 12, 28 Henry VIII. c. 28, 31 Henry VIII. c. 7, 33 Henry VIII. c. 8, 33 Henry VIII. c. 14, 33 Henry VIII. c. 17である。S. G. Nicholls, History of the English poor law を参照せよ。

「1536年7月5日。ヘンリーVIII世治政第27年に作成された乞食のための条例は、次のように施行されるべきである。

第一項。保安吏 Conestables は、当立法によって慈善的施し benevolent alms を徴収すべきである。

第一項。各教区の住民は、今後、日曜、祭日毎に施しを拠出しなければならぬ。

第一項。今後、何人も家で不法なゲームをなすべきでない。

第一項。立法によって施し Alms を受け取る事を許される貧民は、毎週6ペンスを受け取ること<sup>(47)</sup>。」

修道院解散後のノリッジ市は、右の1536年法によって従来の修道院、教会の貧民救済事業に代って、直接に具体的な貧民救済事業を樹立し、実行することになる。このため、この頃から、Mayors Hanaper の帳簿が編纂される事になる。従って、ノリッジ市の救貧政策は、修道院解散を契機に、積極的な貧民調査、救済院の管理等を推進める。救済院 St. Giles Hospital がヘンリーVIII世によって再建される。そして、1548年に、ノリッジ市当局は、地方都市段階で最初の強制救貧課税制の草案を議事録の中で次の様に記載する。

「1548年11月24日、市長は、各教区の教区役員 Aldermen を召集し、彼らの地区内で、どのくらいの貨幣が貧民救済のために各教区で徴収し得るのか、各教区民が貧民救済のためにどのくらい毎週支払い得るのか、を示す名簿を市長の前へ提出する事を要求する<sup>(47)</sup>。」と。

さらに1549年に、ノリッジ市当局は、上の強制課税案を立法として次の様に制定する。

「1549年3月31日。次の事を制定する。即ち、各大地区 every graunde warde の6人の教区役員 Aldermen と6人の補佐役員 Commoners は、貧民救済のために支払う貧民救済課税を徴収する。そして、右の6人の教区役員 Aldermen は、この立法によってそれらの課税の拒否者を刑務所へ送還する権限を付与される<sup>(48)</sup>。」

ノリッジ市の強制救貧課税額は、1547年のロンドンの強制救貧課税制の原理を継承する1/30税である。救貧課税の基金は、救済院の維持運営及び、その役人層の給料へ支出される事になる。ここにロンドンの首都段階の救貧条例成立過程と対比して、地方都市段階でのノリッジ市の救貧条例成立過程の意義がある。この強制救貧課税制を基礎に1570年代のノリッジ市の救貧政策は、貧民就労政策、特にブライドウェル制を中心にする『偉大な時代』＝「救貧条例の確立」期段階に入るのを可能ならしめるのである<sup>(49)</sup>。

注(47) S. R. C. N., p. 174-175.

(48) S. R. C. N., p. 126.

(49) ノリッジ市の初期救貧政策は消極的な対応策であり、したがって個人的施し或いは慈善に依存する。そして修道院解散を契機にする初期救貧政策は労働可能者に「残虐」立法で対応し、また他方の労働不能な者に施し、援助、さらに救済院の設立を通して救済するという受身的なものであった。しかし、16世紀中期特に修道院解散と「大不況」によるウーステッド産業の低滞、さらに「エンクロージャー・ムーブメント」の激化で貧民群が手をつけられないほどに増大し、救貧条例・政策も積極的対応へ指向せざるをえなくなる。独自の救貧条例・政策を樹立せんとするノリッジ市当局は(1)貧民調査、(2)救済院の設立、(3)強制的な救貧課税制を次々と指定し実践に移す。他方、救貧事業の行政機構も整備する。以上のノリッジ市の救貧条例で最も画



## II ヘンリーVIII世治政期の救貧政策

ヘンリーVIII世治政期の救貧法は、エリザベス救貧法(=1597年「救貧条例」・1601年「救貧法」)に見出される貧民就労主義=社会福祉型に対置して、まさに「残虐立法」と呼ばれる貧民・浮浪者処罰型であるといえよう。そしてノリッジ市はこうした国家制定法の影響を蒙りながら、他方で手に負えないほど増大する貧民・浮浪者群に対しより積極的な方向へ一歩踏み出すことになる。1549年強制救貧課税制法案の成立はノリッジ市の独自の姿勢を反映するものである。

以上の点を踏まえ、国家的制定法の影響下に如何にノリッジ市が初期段階から確立段階へ移行することになるのか、そのプロセスを次に詳論する。

1531年条例はヘンリーVIII世治政期の「残虐立法」である。「残虐」な処罰主義は1531年「乞食、浮浪人処罰条例」An Act concerning punishment of beggars and vagabondsで次のように制定される。

「第一条、治安判事 Justice of the peace は、分別によって、互いの分担区域を定め、右の区域内に定住し、人々の慈善の賦与によって生活している労働不能な老人、病人、貧民について調査し、その後で、治安判事は指定地域内で市民の慈善と賦与 Charity and alms of the people とによって生活する労働不能な老人、病人、貧民らに、物乞いする事を許すこと。その際に、そのような労働不能な乞食の氏名を登録しなければならない。治安判事は、その貧民登録簿を自分の手元に一部置き、もう一部を Custos Rotulorum に保管する事。更に、治安判事は、物乞いする労働不能者数、物乞い地域を指定し、治安判事1名の署名入り封緘証明書をそのような物乞いする労働不能な乞食に与えること。

第二条、ジョン・バピテスト祭 Feast of Nalinity of St. John the Bapitst 以後に、上記の労働不能な乞食は、指定区域以外での物乞いをすべきでない。もし労働不能な貧民が、上記の証明書を有しなく、物乞いし、浮浪するなら、保安吏や他の市民は、彼らを捕えること。そして、治安判事、州保安吏 high conestable は、彼らの上半身を裸にし、鞭うちをすること。そうでなければ、このような乞食を、3日3夜足枷をはめ、パンと水だけを与えてさらし台にさらすこと。そして治安判事、州保安吏は処罰彼らに、証明書を与え、出生地及び3年間居住した所へ戻る事を誓わしめる。

第三条、身体壮健で労働可能な男女 any person or persons being wholl and mighty in body and able to work. が土地、親方、及び、生計を獲得する正業を有しなく、物乞いし、彼の生計の術を合法的に説明しえないなら、都市、教区の保安吏、役人が彼らを捕え、治安判事の所へつれていくのは、合法的である。治安判事は、乞食を市場町で裸にして車の端にしばりつけ、血がでるまで鞭打ちをすること。処罰後に、治安判事は、彼らに、出生地又は3年間居住した所へ戻らせ、そこで、善良な市民として労働する事を誓わしめる<sup>(50)</sup>。」

この1531年立法は、(1)以前の苛酷な浮浪人、乞食処罰条例が効果的に施行されなく、(2)それどころかむしろ壮健な浮浪者数が増加し、今や、王国と国民の安寧をそこねるほどになり、その対応策として制定されたのである。したがってこの立法は貧民救済として(a)労働不能な乞食、貧民

期的なのはこの1548年の強制救貧課税制の都市条例である。J. C. Pound, *ibid.*, p. 190, Leonard, *ibid.*, p. 26, W. K. Jordan, *ibid.*, p. 96.

(50) C. H. Williams, *ibid.*, p. 1025-7. Tudor Economic Documents vol. I p.

に物乞いを許可するライセンス制を縦軸にし、(b)それ以外の壮健な浮浪者の刑罰主義と、(c)帰郷主義 turning home とを横軸にして織り合わす抑圧立法である。

しかし、1531年のその抑圧主義的立法に対置しての1535年「乞食、浮浪人処罰条例」は、(1)1534年首長令による修道院解散、(2)地方都市の窮乏化<sup>(51)</sup>、等により、具体的な貧民救済政策を前面に押進め、イギリス初期救貧条例の起点になる。このため次に逐条的にこの1535年条例を検討する。

「ヘンリーVIII世治政第22年立法は、如何なる方法で貧民、壮健な浮浪者 poor people and sturdy vagabonds を所定の地へ戻すべきか、如何なる方法で各ハンドレッドの住民が右の貧民 poor people の救済のための責任を負うべきか、如何なる方法で各ハンドレッドの地区で頑強な浮浪者 Viliant Vagabonds を仕事に就労させ且つ引きつづき就労させるべきか等を for the setting and keeping in work and labour とりきめ制定していない。

それ故に、今や次の事を制定する。

第一条。各州、都市、ハンドレッド、及び教区の全ての役人、聖職者 ministors は、任意の慈善的賦与 Voluntary and charitable alms の方法によって全ての貧民を救済 succour, find, and keep all and every of the same poor people し、彼らの誰もが必要にせまられて都市、ハンドレッド、教区の賦与を求めて怠けものとならぬようにするばかりでなく、右の壮健な浮浪者、頑強な乞食の全てが、何らかの労働によって自身の生計を獲得しうるように仕事につかせ且つ引きつづき就労させるべきである。

第四条。各都市、バラの市長、役人及び各教区の教会役員 churchwardens、その他の執行官2名は、任意的慈善的賦与を徴収し、日曜、祭日、他の機会に共同募金箱 common boxes をとりつけるべきである。そのような分別のある方法で、虚弱な病人、労働不能な物乞いをいなくなるようにさせること。労働するのに十分な強い身体を有する壮健な人々は、日々ずっと仕事に就労させるべきである。その事によって、彼らの誰も、自身の生計を自分の手で獲得するであろう。

第六条。都市の市長、理事、治安判事は、各教区で、5歳から14歳迄の子供で物乞いし、怠けている全ての子供を捕え、農業及び他の正業を習得すべく親方を指定し、徒弟させること。12歳から16歳の子供が、そのような徒弟を拒否し、及び正当な理由なしに職業から立ち去るのなら、彼らは、役人によって捕えられ、鞭うちにされ、再び徒弟へ出される<sup>(52)</sup>。」

1535年救貧条例は、1531年条例の廃棄の上で、(1)帰農主義 turning home 制を強化し、(2)貧民就労政策として(a)5歳から14歳までの子供の農業徒弟制、(b)壮健な浮浪者、貧民の就労制、(3)そのための救貧行政機構の整備の体系的な樹立、(4)共同募金箱制を媒介にする「富者」による「困窮者」救済責任の義務化、等の従来の抑圧立法から貧民救済、貧民就労＝保護立法への転換を指向する事になる<sup>(53)</sup>。ここに議会段階でのイギリス初期救貧条例成立過程の意義がある<sup>(54)</sup>。ヘンリーVIII世治政期の救貧条例の成立過程は、エリザベス救貧法への一面期を形成する。ヘンリーVIII世治政期に貫ぬく抑圧立法から貧民保護政策への転換の起動力は、前節で分析された如く、「都市と農村との対立」の進化によるものである。この意味で、イギリス初期救貧法の成立過程は、

注(51) W. T. MacCaffrey, Exeter 1540-1640, Harvard Historical Monographs xxxv. J. Cornwall, English Country towns in the 1520s, Eco. Hist. Rev. 2nd Ser. vol. xx. J. F. Pound, *ibid.*, p. 51.

(52) C. H. Williams, *ibid.*, p. 1028-1029.

(53) T. E. D. vol. II, p. 302-305.

(54) T. E. D. vol. III, p. 115-129.

「都市と農村との対立」による「危機」への対応策であり、封建制から資本主義体制への移行段階の歴史的産物でもある。

## 結 び — 展望にかえて —

近代的救貧事業および社会事業は世界史上まずはじめにイギリスで営まれるのであり、歴史的に「旧救貧法」を特徴づける貧民就労主義にその系譜を見出すものである。この意味で、「旧救貧法」は近代社会に展開する社会福祉型の歴史的先駆形態である。近代社会に開花する近代的救貧事業および社会事業は1349年初期労働立法 Ordinance of Labourers から分離・独立し、序々に独自の法体系を樹立する紆余曲折な歴史的産物だったといえよう。

しかし、問題はこうした救貧事業を社会福祉型へ帰結せしめる歴史的背景と救貧法そのものの発展プロセスとの内的関連性を抉るものでなければならない。この小論で展開されたノリッジ市の救貧条例・政策の歴史はこうした内的関連性を特徴にするものである。つまり、ノリッジ市の1571年「救貧条例」は貧民就労主義を特徴にするものであり、国家制定法 Statute たる1597～1601年の旧救貧法に画竜点睛のごとく開花するのである。

したがって、ノリッジの救貧条例・政策史を要約し結論づけることによってイギリス旧救貧法の成立構造そのものを以下のように浮彫りにしえるであろう。

### ●制定法段階での旧救貧法成立過程

制定法 Statute としての旧救貧法は1349年初期労働立法を出発点にするものであり、この意味で初期労働立法の一環として制定される。そして制定法段階での旧救貧法は主に壮健な浮浪者・乞食の刑罰主義＝「残虐立法」 Bluegesetz を特徴にするものである。

### ●都市段階での旧救貧法成立過程

(I) 修道院解散以前……ノリッジ市は修道院解散以前、ロンドン市および国家制定法の影響下にあり、修道院・教会などの宗教的自治体の救貧事業を補完する地位に置かれ消極的性格を有するものであった。したがって、この段階での救貧事業は①労働不能者・老年層を対象にする施し事業、②癩病患者・病人への救済院設立、③労働可能な浮浪者・乞食に対する刑罰主義、④帰郷主義 turning home などである。

以上の修道院解散以前、つまり15世紀の救貧条例はそれほど独自の法体系をなすほどのものではなかった。しかし16世紀に入ると、旧救貧法は独自の法体系としてその巨姿を形成することになる。というのも、ノーフォークで西部「平野地帯」での「廃村」あるいは「人口減少」へ帰結する「エンクロージャー・ムーブメント」の展開と東部「森林―牧草地帯」での伝統的梳毛毛織物工業 traditional worsted industry の低滞・不況などの顕在化が失業者に根ざす壮健な浮浪者・貧民群を大量に発生させることに帰結するからである。そして都市と農村との対立が貧民群の発生を大量化させることになる。

（II） 修道院解散以後……修道院解散を契機にする 16 世紀的な社会経済構成体の展開を背景にして、旧救貧法は従来の「残虐立法」だけで「貧民問題」を処理しきれなくなりついに没落小生産者保護を基調にする救貧政策へ転換するのを余儀なくされる。救貧法体系も「残虐立法」的視野から大きく前進するのである。

（III） 以上の歴史的展開に深く関連しながら、ノリッジ市救貧法は独自の法体系を樹立し新しい地平線を構築する。つまり、ノリッジ市は①従来の「残虐立法」を継承しながら、この上に、②穀物・羊毛供給政策を推進めることによって間接的に都市貧民を救済する。さらに③ノリッジ市当局は貧民調査（3章の資料）を独自に実施し、労働不能者・老年および病人に物乞いライセンス制をもうけ、④ロンドンで 1547 年に制定された強制救貧課税制をノリッジ市は 1549 年にとり入れ実施する。したがって、16 世紀前半ノリッジ市の救貧政策は①「残虐立法」の特徴である刑罰主義と、②強制救貧課税制の原則との二支柱を築くことによって成立するのである。

以上要約されるように、ノリッジ市の救貧条例は試行錯誤をくりかえしながら修道院解散を契機に初期救貧法の成立要件たる上の二支柱をうちたてたのである。

●旧救貧法確立の前提条件

1563 年法律第 3 号は「残虐立法」的性格としての刑罰主義と強制救貧課税制の原則による没落小生産者保護主義との両者を内包する制定法段階での旧救貧法成立法案である。この意味で、旧救貧法は 1563 年法律第 3 号でもって一応成立するものといえよう。

●1597 年～1601 年旧救貧法は成立期特有の刑罰主義的性格よりむしろ没落小生産者保護主義に重点を移し、貧民就労主義を樹立するのである。ここに旧救貧法は貧民就労主義を特徴にする社会福祉型へ指向するのであり、この点をメルクマールにして旧救貧法は確立するのである。ここにイギリス旧救貧法が社会福祉型へ帰結するイギリスのプロセスを見出しえるのである、と同時にこの時点からイギリスの救貧法の歴史が展開することになり、現代社会へ大きく流れこむことになるのである。

### 3章 イギリス旧救貧法の資料探索——

#### ジョン F. ポウンド 女澤史恵 訳 「ノリッジ市の貧民調査 1570 年」(二)

#### 目 次

はじめに

- a. 手書き原稿
- b. 貧民調査の背景
- c. 分析

地図(以上 152 号)

資料付録

- I 年齢, 性別, 婚姻
- II 16 歳未満の児童の年齢と性別
- III 21 歳以上男性の職業
- IV 21 歳以上女性の職業
- V 貧民ハウスに収容された人数
- VI 世帯あたりの人数
- VII ノリッジでの在住期間
- VIII ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産
- IX 各教区の貧民人口

#### NORTH CONSFORTH (North Conesford)

St. Peter per Montergate		
1 Robert	Whitman	30 歳, 労働者 妻アグネス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 息子 2 人, 長男 3 歳, 同居, ここにずっと居住, [労働可能] <i>In Heri Huntens house. 給付無し. 極貧</i>
2 Hery	White	30 歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 白縦糸紡ぎ, 同居, 息子 2 人, 長男 9 歳, 白縦糸紡ぎ, 次男 3 歳, 娘エリザベス・ストリ, 16 歳, 糸紡ぎ 居住期間 6 年, Below 出身 [労働可能] <i>Select. John Lynges house. やや貧しい状態. 給付無し</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

3 John	Goslyng	24 歳, [at South Conffor], Dysse で運搬人として働いている, 妻マーガレット, 24 歳, 糸紡ぎ, 幼児 1 人, 3 歳 ずっとここに居住している, [労働可能] 極貧, 給付無し.
4 Hugh	Davi	18 歳, [転出], ディーンの庭師, 妻は Aylsham に居住している, [労働可能] 極貧, 給付無し.
5 Thomas	Paxe	30 歳, 船乗り, 失業中 妻エリザベス, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, 同居, 息子 2 人, 長男 5 歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Of the ospital house.</i> やや貧しい状態. 給付無し.
6 John	Tomson	36 歳, 失業中 妻タニゼン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住, 夫の出身地は不明 [労働可能] 給付無し. 極貧
7 Margaret	Baxter	未亡人, 70 歳, 自家用の糸紡ぎ, 働いていない, 娘アグネス, 8 年前に出て行った農夫リチャード・カーリーの妻, 36 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住 [労働可能] <i>Mr. Haly house. 2d/週.</i> やや貧しい状態.
8 <Andrew> Herri	Mydelton	54 歳, 労働者, 重い病気, 失業中 妻アリス, 52 歳, 粗麻紡ぎ, 娘 1 人, 12 歳, 粗麻紡ぎ, <幼児> 3 人, 居住期間 2 年, 転々としていた田舎から出てきた, 1 年に満たない [to depature] <i>Rafe Tomsons house.</i> 給付無し. 極貧
9 Cycely	Tolye	50 歳, 未婚, 重い病気, 手助けする人はいない, 体調が良いときは白縦糸紡ぎをする, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>1d/週.</i> 極貧
10 Elizabeth	Mason	未亡人, 母セマンズ, 片腕が不自由, 片腕で糸紡ぎ, 居住期間 40 年 [労働可能] やや貧しい状態
11 Agnes		Wm. Barke の妻, 50 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Mrs. Felix.</i> やや貧しい状態.
12 Agnes	Durant	未亡人, 84 歳, かつて白縦糸紡ぎに従事していた, ずっとここに居住している 娘マリ, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, その娘, 8 歳, 糸紡ぎ [労働可能] <i>2d/週.</i> 極貧
13 Bartholomew	Write	労働者, 50 歳, 病気, Kyrbye で労働 妻アグネス, 糸紡ぎ, 居住期間 6 年, Roklond と Poswick 出身, 37 歳 <i>Select. Mrs. Felis.</i> やや貧しい状態. 給付無し
14 Helen	Elyngham	未亡人, 58 歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 16 年 <i>Mrs. Felix. 1d/週.</i> 極貧
15 Margaret	Fen	未亡人, 60 歳, 足が悪い, 働いていない, 乱暴な女性, ここにずっと住んでいる, [病院行き]

16 Margaret	Lames	<i>Robert Tukes. 2d/週. 極貧</i> 56歳, 未亡人, 足が悪い, 働いていないが酒を売っている, 友人に頼って生活している, 居住期間16年 [労働可能]
17 Agnes	Towers	<i>1d/週, 極貧</i> 未亡人, 60歳, 白縦糸紡ぎ, 娘アリス, 29歳, 白縦糸紡ぎなど, 生涯ここに居住している [労働可能]
18 Robert	Blyth	<i>2d/週, 極貧</i> 60歳, 労働者, 失業中, 妻キャサリン, 同い年, 麻紡ぎ, 居住期間2年, はるか遠方 Trowse 出身, [to departe]
19 Mabel		<i>Peter Petersons house. 1d/週, 極貧</i> 80歳, 糸紡ぎ, メイド2人, Mabel Brethet, 20歳, Mabel Hacrick, 15歳, 2人とも糸紡ぎ, 居住期間18年 [労働可能]
20 John		<i>Mr. Aldriches house. 2d/週, やや貧しい状態</i> トーマス・バーグスの妻, 4年前に失踪, 居場所はわからない, 40歳, 糸紡ぎ, 息子1人, 娘1人, 長子8歳, 編み物 ずっとここに居住している [労働可能]
21 William	Wylson	<i>Robert Cattons house, 2d/週, 極貧</i> 36歳, かご職人, フランセス・アレンのところで働いている, 妻30歳くらい, 毛糸を紡いでいる, 居住期間7年 幼い娘が1人いる [労働可能] <i>Francis Alens house. 給付無し. やや貧しい状態.</i> 〈Elizabeth Rookes, 女性, 26歳, 同居している, 子どもはいない, 毛糸紡ぎ〉
22 Jherhom	Rabi	<i>極貧</i> 50歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 34歳, 綿を紡いでいる, 子ども4人, 長子8歳, 毛糸を紡いでいる, ここにずっと居住している
23 John	Flanders	<i>Mr. Aldriches house. 給付無し, 極貧</i> 80歳, かつて働いていた 妻アリス, 36歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 長子4歳, 居住期間12年
24 John	Tittle	<i>1d/週, 極貧</i> 32歳, 帽子屋, 重い病気, 失業中, 妻フランシス, 38歳, 縫い物, 息子1人, 6歳, 学校に行っている, 娘2人, 10歳と9歳, 糸紡ぎ, 編み物, 母マリオン・ティトゥル, 64歳, 白縦糸紡ぎ
25 John	Robardes	<i>Mrs. Felixs house. 極貧. 2d/週</i> 60歳, 革職人, 妻ジェーン, 42歳, 亜麻紡ぎ, 足が不自由, 居住期間20年
26 Helen	Jenkinson	<i>Mr. Gouches. 給付無し. 極貧</i> 50歳, 未亡人 娘2人, 34歳と15歳, ずっとここに居住している [労働可能]

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

27 Anne	Wawloo	未亡人, 40 歳, 重い病気, 体調の良い時は子どもに教えている, ここで生まれた [労働可能] <i>Mr. Gouches. 給付無し. 極貧</i>
28 Thomas	Warlow	40 歳, 銀細工師, 就労している 妻マーガレット, 28 歳, ウェビング紡ぎ, 子ども 2 人, 長子 6 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] [St. Pauls へ転出] <i>Mr. Stewarves house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
29 Wylliam	Wyse	40 歳, 仕立て屋, 可能な時に働く, 妻スーザン, 48 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 糸紡ぎ, 妻は足が悪い, 居住期間 7 年 <i>給付無し. やや貧しい状態</i>
30 John	Wattes	未亡人, 助産師, 50 歳 <i>給付無し. やや貧しい状態</i>
31 Valentine	Lake	妻カースタンスによると, ヴァレンティンは 70 歳 妻カースタンス, 26 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 乳幼児, ずっとここに居住している <i>給付無し. 極貧</i>
32 Robert	Roger	44 歳, 革職人, 失業中, 妻ヘレン, 60 歳, 糸紡ぎ 居住期間 16 年 <i>1d/週, やや貧しい状態</i>
33 Margaret	Beaver	60 歳以上, 編み物 娘ジョンも編み物, ここにずっと居住している [労働可能] <i>2d/週, 極貧</i>
34 Robert	Brok	50 歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 70 歳, ごく少量の糸紡ぎ, 必要な時には隣人を手伝っている, 居住期間 8 年 [労働可能] <i>給付無し. やや貧しい状態</i>
35 John	Yongers	40 歳, 革職人, 現在は般頭, 妻ジョン, 40 歳, ウェビング紡ぎ 息子 1 人, 9 歳, ウェビング紡ぎ, 居住期間 7 年, Stowmarket 出身 [労働可能] <i>Heri Shipdams. 給付無し. 極貧</i>
36 William	Cocker	50 歳, 最悪の妻帯者, アクアヴット (蒸留酒の一種) を飲んでばかりいる 妻キャサリン, 50 歳, ウェビング紡ぎ, 息子 14 歳, ウェビング紡ぎ, 居住期間 10 年 [労働可能一丘の上の St. Mynel へ転出] <i>Selecte. Heri Shipdam. 給付無し. 極貧</i>
37 Richard	Galiston	26 歳, 石工, 失業中, 妻マーガレット, 24 歳, 編み物, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している, 子ども 1 人 <i>Fydell house. 給付無し. やや貧しい状態.</i>



38	Marye	Colyns	30歳, 子ども3人, 8歳, 5歳, 2歳 [労働可能]
39	Richard	Porter	40歳, 帽子屋として働いている, 妻マルグリ, 36歳, 縫い物, ボーンレース作り, 息子2人, 16歳, 毛糸梳き, 娘3人, 長女13歳, 毛糸梳き, 他の子は幼少 [労働可能]
40	Katherin		<i>Fydeles house.</i> 給付無し. やや貧しい状態. トーマス・アッキンズの妻, 50歳, 夫からの援助はない, 子ども6人, 長子10歳, ボタン作り
41	John	Both	<i>Mr. Gouches.</i> 給付無し. 極貧 羊の刈り込み職人 妻, 幼い子ども2人, [労働可能]
42	John	Nvbbes	40歳, point maker として働いている, 妻オードリ, 30歳, 編み物と糸紡ぎ, 子ども5人, 長子15歳, 編み物, 子どもの世話, 2人の息子は父親と一緒に働いている, その他は幼少, Maydaye 以来ここに居住している, Watton 出身 [労働可能]
43	John	Brother	<i>Davi Neshe.</i> 給付無し. やや貧しい状態 40歳, 解体業者, 失業中, 妻エリザベス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 息子2人と娘2人, 長男15歳, 無職, 次男はまだ幼少, 長女は使用人として働いている, 次女は編み物 居住期間27年 [労働可能]
44	John	Ryvet	<i>Davi Neshe. 1d/週.</i> やや貧しい状態 40歳, レース編み, 働いている, 妻キャサリン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども6人, 長子15歳, 白縦糸紡ぎ, 他はまだ幼少, 居住期間8年, ロンドン出身
45	<John	Coulson	<i>Davi Neshe.</i> 給付無し. 極貧 43歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 34歳, 子ども2人, 長子5歳> [gone to Trowse by Howlettes] <i>Mr. Stewardest.</i> 2d/週, 極貧
46	Margaret	Burchs	子ども1人, 26歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人 [労働可能]
47	William	Bettors	給付無し. やや貧しい状態 40歳, タイル職人, Bukneham で働いている, 妻ヘレン, 40歳, 編み物と洗濯とその他手伝い, 娘1人, 13歳, くつ下編み, 居住期間28年 [労働可能]
48	Frances	Taylor	<i>Selecte.</i> 給付無し. 極貧 未亡人, 87歳, カーディングと糸紡ぎ, 居住期間36年 3d/週, 極貧

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

49	〈Helen	Jenkykson	未亡人, 60 歳, 可能な時には糸紡ぎや他人の洗濯など家事手伝いをする, 子ども 2 人, 20 歳の息子は革手袋作り, 15 歳の娘はほとんど働いていない, ずっとここに居住している 給付無し 〈やや貧しい状態〉 極貧
50	〈Thomas Herison〉	William Ryvet	30 歳, 重い病気, 妻マーガレット, 46 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] <i>John Pokes house.</i> やや貧しい状態. 給付無し 極貧
51	Pleasance	Dam	未亡人, 63 歳, ウェビング紡ぎ, [労働可能] 給付無し 極貧
52	George	Wreth	40 歳, 革手袋作りと毛皮の裏付け, 妻マーガレット, 36 歳, 幼少の子ども 2 人, 長子 3 歳 [労働可能] 〈Select〉. 給付無し. やや貧しい状態
53	John	Car	48 歳, 労働者, 〈無〉職, 妻アリス, 白縦糸紡ぎ, ここに 10 年間居住している, Wyndham 出身 [労働可能] <i>Thomas Parkers house.</i> 給付無し. やや貧しい状態
54	Elizabeth	Bali	未亡人, 46 歳, 白縦糸紡ぎ 14 歳と 11 歳の娘, 二人とも編み物をしている, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Wedowe Cottrelles house.</i> 2d/週, やや貧しい状態 [St. Maris]
55	Bartholomew	Cade alias Cali	44 歳, 〈労働者〉縫い物, 失業中, 妻マーガレット, 44 歳, 白縦糸紡ぎ, 息子 2 人, 学校へ行っている, ここにずっと居住している, マーガレット・パターソンと 2 人の子ども, 何もしないで暮らしている, 彼女はこの町で生まれた <i>Richard Banges house.</i> 給付無し. 極貧
56	Walter	Ketch	34 歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 49 歳, 白縦糸紡ぎ 子ども 2 人, 長子 7 歳, 次子は幼少 [労働可能] To depart <i>Mr. Elis Bates house.</i> 給付無し 極貧
57	売春婦		Margoret Burches, Margoret Paterson, Elizabeth Rokes.
58	転出		Heri Middleton と家族 Ro. Blyth と家族

BEARE STRETE (Ber Street)

		St. Johns in the hyll
1 Roger	Mason	56歳, 仕立て屋, 働いている 妻エリザベス, 38歳, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 6歳, 働いていない, 居住期間32年 [労働可能] <i>N. Freemans house. 3d/週. やや貧しい状態</i>
2 Richard	Smyth	30歳, ウサギの毛皮採取をしている, 教区外にいる, 妻マーガレット, ボタン作りと糸付けなどをしている, 息子1人, 8歳, 学校へ行っている, 居住期間8年 [労働可能] <i>Thorntons house. 3d/週. やや貧しい状態</i>
3 John	Sewel	50歳, 靴修理屋, 失業中, 妻エリザベス, 70歳, 糸紡ぎ 娘1人, 13歳, 糸紡ぎ 居住期間10年 Bongeye 出身 [労働可能] <i>Thorntons house. 3d/週. 極貧</i>
4 Alyce	Hanligh	70歳, 未亡人, 居住期間7年 <i>3d/週</i>
5 William	Admate	26歳, 馬丁, 働いている 妻ジョン, 24歳, 白縦糸紡ぎ ここにずっと居住している [労働可能] <i>Mother Walis house. 給付無し. 極貧</i>
6 William	Wallis	37歳, 仕立て屋, 教区外で働いている, 妻アリス, 60歳, 病気がち, 白縦糸紡ぎ, 若者に教えている, 居住期間30年 [労働可能] <i>Select &amp; ther house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
7 Gefry	Roberdes	40歳, 革職人, 働いている, 妻アン, 修繕屋 娘3人, 長女9歳, 糸紡ぎ, 他は学校へ行っている, ここにずっと居住している [労働可能] <i>持ち家. 給付無し. やや貧しい状態</i>
8 Edmund	Pendelton	26歳, 帽子屋, 失業中, 妻グレイス, 白縦糸紡ぎ, 幼少の子ども1人, 居住期間9年 Lancasher 出身 [労働可能] <i>給付無し. 極貧</i>
9 Robert	Walshe	27歳, 鍛冶屋, 教区外で働いている, 妻キャサリン, 26歳, 白縦糸紡ぎ ここにずっと居住している, 母Cicely Male alias Baldyn, 53歳, 白縦糸紡ぎ [労働可能] <i>Father Lechis house. 給付無し. 極貧</i>
10 <Thomas	Lodesman	45歳, 帽子屋, 生計を立てるために妻の元から去って行った 妻ドロシー, 36歳, 糸紡ぎ, 息子4人, 13歳の長男はロンドンの父親のところへ行った, 他は 8歳, 6歳, 3歳 娘4人, 長女12歳, 以下11歳, 10歳, 乳児, 編み物と糸紡ぎ> <i>Prevaless house. 4d/週. やや貧しい状態. ロンドンへ行った</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

11 Robert	Vtting	40 歳，〈労働者〉小物を売ってまわっている，妻アグネス，同い年，ボンレース作り，息子 3 人，5 歳の長男は学校へ行っている，娘 1 人，乳児，居住期間 7 年，Shottsham 出身 [労働可能] <i>Stevensons house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
12 William	Stevenson	40 歳，製革工，働いている 妻キャサリン，同い年，白縦糸紡ぎ，子ども 4 人，長子 7 歳，ずっとここに居住している [労働可能] <i>持ち家, 給付無し. 極貧</i>
13 Agnes	Gryne	80 歳，未亡人，白縦糸紡ぎ 娘，20 歳，間借り人，エリザベス・ローランド，未亡人 <i>持ち家, 4d/週</i>
14 Robt.	Suell	50 歳，弓師，失業中，妻エミ，同い年，縫い物，娘ケトリン，14 歳，縫い物 [労働可能] <i>Andrews house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
15 <Thoms.>	Wylliam Adams	38 歳，刺繍職人 妻マーガレット，刺繍 子ども 4 人，長子 8 歳，居住期間 12 年 [労働可能] <i>Robert Kemps house. 給付無し. やや貧しい状態.</i>
16 Robert	Hollond	23 歳，大工，妻マーガレット，白縦糸紡ぎ，幼児 1 人，アグネス [労働可能] <i>Andrews house. 給付無し.</i>
17 Thomas	Saye	30 歳，毛糸織り，妻ジョン，37 歳，白縦糸紡ぎ，トーマスは失業中だが，妻の手伝いをしている 姉エリザベス，22 歳，白縦糸紡ぎ [労働可能] <i>John Andreus house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
18 William	Gamble	40 歳，荷馬車の御者，妻クリスティン，白縦糸紡ぎ，子ども 2 人，居住期間 8 年，Northamptonshire 出身 [労働可能] <i>Mr. Dades house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
19 Elizabeth	Rowland	未亡人，52 歳，白縦糸紡ぎ 娘レベッカ，17 歳，被後見人エスィング，糸紡ぎ [労働可能] <i>Colisons. 給付無し. やや貧しい状態</i>
20 William	Barbor	27 歳，労働者，足が不自由，失業中 妻アグネス，カーディング，ここにずっと住んでいる <i>給付無し. 極貧</i>

St. Marten at the bale		
21 John	Cotton	30歳, 製本工, レオナルド・デリソンに就業, 妻アリス, 26歳, ケープ編み, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Mr. Overtones house. 給付無し. やや貧しい状態</i>
22 John	Wodes	48歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 68歳, 白縦糸紡ぎ, [労働可能] <i>Micheles house. 2d/週 やや貧しい状態</i>
23 Thomas	Dament	67歳, 靴修理屋, 失業中, 目がよく見えない, 妻ベトリス, 46歳, 白縦糸紡ぎ 子ども5人, 息子1人<2人>, 長男6歳, 働いていない, 娘3人, 15歳, 12歳, 11歳, 3人とも白縦糸紡ぎ ここにずっと居住している <i>Therkettes house. 4<math>\frac{1}{2}</math>d/週 貧困</i>
24 John	Taylor	50歳, 労働者, 失業中, 妻アリス, 48歳, ウェビング紡ぎ, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 12歳, 編み物, 糸紡ぎ ずっとここに居住している [労働可能] <i>W. Richesons house. 給付無し. 極貧</i>
25 Wylliam	Richeson	49歳, 梳毛織りに従事している, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ 子ども4人, 12歳の娘は学校で糸紡ぎをしている, 10歳, 7歳, 2歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し. やや貧しい状態</i>
26 Alice	Burrel	未亡人, 32歳, 白縦糸紡ぎ 子ども<3>2人, 長子10歳, 糸紡ぎと子守, 他5歳, 2歳 居住期間10年 <i>持ち家, 給付無し, 極貧</i>
27 <Robert	Smart	40歳, 労働者, 就業中> 妻カーストベル, 26歳, 妊娠中, 白縦糸紡ぎ, 居住期間9年, Hull出身 <i>給付無し. 極貧</i>
28 Margaret	Bell	未亡人, 74歳, 麻を紡いでいる, 居住期間9年 [労働可能] <i>給付無し. 極貧</i>
29 Jone		John Parkerの妻, 34歳, 女性の手伝いと糸紡ぎをしている, <2>1人の幼児がいる 居住期間16年 [労働可能] <i>Rokes house. 給付無し. 極貧</i>
30 Herry	Burrell	50歳, 労働者, 就業中, 妻キャシーン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 失業中 幼児2人, 居住期間4年, Yorkshire出身, 家を所有している [労働可能] <i>持ち家. 給付無し. 極貧</i>
31 Francis	Waymer	40歳, 行商人, 就業中, 妻エリザベス, 40歳, 編み物, 娘2人, 13歳の長女は編み物, 7歳の次女は働いていない, 居住期間4年, Harlston出身 [労働可能] <i>Rokes house. 給付無し. やや貧しい状態</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

32 <Robert	Becket	30 歳, 仕立て屋, 就業中, 妻ルーシー, 24 歳, ボタン作りと縫い物をしている, 子どもは 1 人, まだ乳児, ずっと居住している <i>Robert Clerkes house. 給付無し. 極貧</i>
33 John	Both	30 歳, 羊の刈り込み職人, 就業中 妻エリザベス, 30 歳, 糸紡ぎ, 幼い息子が 1 人, ずっとここに居住している [gon to Fydelles house] <i>In Tesmands. 給付無し. 極貧</i>
34 <Helen		ケンブリッジにいる John Wyllms の妻, …), 子ども用のベッド がある <i>極貧</i>
35 Richard	Starkyn	66 歳, 靴修理屋, 失業中, 妻エリザベス, 76 歳, 病気のため労働できないが, 体調が良いと きはメントル縦糸紡ぎをしている, ここにずっと居住している <i>Shipdams house. 2d/週 極貧</i>
36 <Cycely	Barwic	未亡人, 54 歳, 白縦糸紡ぎ, 同じハウスに居住している <i>給付無し. 極貧</i>
37 Margaret	Harison	未亡人, 60 歳, 編み物と洗濯などの手伝い 息子 1 人, 9 歳, 編み物をしている ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し. 極貧</i>
38 Agnes		入院している Thomas Gose の妻, 68 歳, 白縦糸紡ぎ ずっとここに居住している, [労働可能] <i>1 1/2 d/週</i>
39 娘マーガレット	妻マルグリ	夫 Thomas Collyns, 帽子屋, 現在ロンドンで暮らしている, 妻マルグリ, 28 歳, 夫からの生活援助はない, 編み物をしている, 娘 2 人, 9 歳の長女は白縦糸紡ぎをしている, ずっとここに居住している, 幼い次女も一緒に暮らしている, [労働可能] <i>給付無し. 極貧</i>
40 Havergat		床に伏している, <i>Note</i>
41 Christopher	Smythe	40 歳, 片足しかない, 帽子屋, 失業中, 妻ドロシー, 38 歳, 白縦糸紡ぎ, 娘 2 人, 8 歳と 6 歳, 2 人とも Mother Mallerde のところで糸紡 ぎ, ずっとここに居住している <i>3d/週 極貧</i>
42 Robert	Haygat	40 歳, 醸造者, 失業中, 妻マルグリ, 25 歳, 白縦糸紡ぎ, 乳飲み子 1 人, ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し. 極貧</i>
43 Katherin	Malerd	未亡人, 69 歳, 白縦糸紡ぎ, 若者に糸紡ぎを教えている, ずっとここに居住している <i>Select. Shipdams. 給付無し. 極貧</i>
44 Eme	Stowe	80 歳, 未亡人, 腕が不自由, 11 歳の少年, 庶子の娘, 働かず物乞いをしている <i>2d/週 極貧</i>

45 Alice	Colten	未亡人, 80歳, 白縦糸紡ぎ, 手が不自由, ずっとここに居住している [Hubysへ転出] 給付無し. 極貧
46 Margari	Hyll	40歳, 4年前に出て行った石灰焼き職人 John Hyll の妻(未婚), 夫の居場所を知らない, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Godbies house.</i> 給付無し. 極貧
47 Alyce	Heyns	60歳, 未婚, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し. 極貧
48 Margaret	Jones	44歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Hoglis house.</i> 給付無し. 極貧
49 Katherin	Brand	80歳, 未亡人, 縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している一足が不自由 <i>Godbies house.</i> 2d/週. 極貧
50 Geroge	Garland	57歳, 梳毛織り, 失業中, 妻マルガリ, 35歳, 糸紡ぎ, 子どもく5>3人, 息子3人, 19歳と16歳はウェビング紡ぎ, 2歳, 娘2人, 17歳はカーディング, 8歳は糸紡ぎ, ここにずっと居住している <i>Georg Buers house.</i> 給付無し. 極貧
51 Thomas	Vsher	34歳, 雑貨商, 妻アグネス, 40歳, 糸紡ぎと洗濯などの手伝い 子ども6人, 息子3人, 長男12歳はレース作り, 9歳, 6歳, 長女は毛糸紡ぎ, 他の子は働かずに家にいる, ずっとここに居住している <i>Mother Lees. John Paynes house.</i> 給付無し. 極貧 [4d]
St. Myhells		
52 Cysel	Rowell	未亡人, 55歳, 作業手伝い, 商売 居住期間7年 [労働可能] <i>Jo. Haywardes house.</i> 給付無し, 極貧
53 John	Alloyns	37歳, 肉屋, 妻ジョン, 40歳, 白縦糸紡ぎ 子ども3人, 長女12歳は病気, 長男9歳, 2人とも足が不自由, 6歳の娘は学校へ行っている, ずっとここに居住している <i>Cuth. Briertons house.</i> 給付無し, 極貧
54 Thomas	Garden [er]	店員, 妻エイミー, 手が不自由, 働いていない, 子ども3人, 長子10歳は学校へ行っている, 他の2人は幼い <i>Rafe Stevensons house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
55 Jilloin	Waterman	未亡人, 60歳, 働いていない [労働可能] <i>Thirsons house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
56 Margaret	Cop [er]	未亡人, 47歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能]
St. John at the Gates		
57 Andrew	Reynoldes	60歳, 労働者, 高齢のため働いていない, 妻マーガレット, 50歳, 粗麻紡ぎ, 子どもはいない [労働可能]

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

58	Jone		持ち家, 給付無し, やや貧しい状態 ペンキ塗り William Cayn の妻, 2 年間別居している 妻ジョン, 40 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 2 人は糸紡ぎ, もう一人は幼少, ずっとここに居住している
59	Katherine	Gaborne	<i>The parrish house. 3d a fortnet.</i> 極貧 未亡人, 50 歳, 隣人の手伝いと自宅で糸紡ぎをしている, 7 歳の一人娘は学校へ行っている, 居住期間 8 年以上 [労働可能] 給付無し, 極貧
60	<Benedict	de Vale	58 歳, 建具屋, 失業中, 妻アリス, 40 歳, 白縦糸紡ぎ 子ども 3 人, 15 歳の長男はレース織り, 10 歳の長女は白縦糸紡ぎ, もう 1 人は幼児, 居住期間 18 年>
61	Jone	Abell	給付無し, やや貧しい状態. <i>Into the contre.</i> 40 歳, ガラス屋, 妻がいる, 商売をしている, 子ども 1 人, 6 歳, 糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能]
62	Elizabeth		給付無し, <i>Select.</i> 極貧 John Skyven の妻, 30 歳, 夫が去ってから 4 年になる, 夫からの援助はない, 6 歳の一人娘は学校へ行っている, ここにずっと居住している [労働可能]
63	Wm.	Onyons	給付無し, 極貧 37 歳, ペンキ屋として就業している, 妻ベネット, 39 歳, 子ども 2 人 居住期間 5 年, Yermothe 出身
64	Edmund	Harvi	給付無し, 極貧 40 歳, 労働者として就業している, 妻アグネス, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 居住期間 20 年, [労働可能]
65	Thomas	Rushbrok	<i>Mr. Doyles house.</i> 給付無し, やや貧しい状態 60 歳, 石工失業中, 妻アグネス, 64 歳, 白縦糸紡ぎ, 娘マリー, 27 歳, 白縦糸紡ぎ, 息子 19 歳, 働いていない [労働可能]
66	Isbel	Hodgkyns	持ち家, 給付無し, やや貧しい状態 70 歳, 働いていない, 未亡人, 娘マーガレット, 19 歳, ボタン作り, 縫い物, 居住期間 20 年 [労働可能]
67	John	Keye	<i>Robert Haiward house. 2d /週.</i> やや貧しい状態 44 歳, 肉屋として就業している, 重い病気, 妻エリザベス, 50 歳, ウェビング紡ぎ, 子ども 2 人, 10 歳と 7 歳, 糸紡ぎ, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>Mr. Haydons.</i> 給付無し, 極貧



68 John	Covi	荷物運び, 50歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 60歳, 病氣, 撚糸を少しだけしている ずっとここに居住している [労働可能] <i>The gates</i> , 給付無し, 極貧
69 Alice		5年前に出て行って, ロンドンの病院に入院している Richard Laneの妻, 47歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども連れの娘1人, 白縦糸紡ぎ <i>Mr. Haidons house</i> . 給付無し, やや貧しい状態. <i>Nota</i> .
70 Elizabeth	Lorison	未亡人, 70歳, 白縦糸紡ぎ, 息子 Timothe, 16歳, カーディング, 糸紡ぎ, 持ち家を持っている [労働可能] 持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
71 Thomas	Pallmer	60歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 40歳, ウェビング紡ぎ [労働可能] Herrye Reynscrofteの妻キャサリン, 白縦糸紡ぎ, 足が不自由, 夫とは5年間会っていない, 市外から転入 [労働可能] <i>The parish house</i> . 給付無し, 極貧
72 Margaret	Rowland	未亡人, 63歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 3d /週, 極貧
73 Robert	Cullyngton	56歳, 金細工師, 妻エリザベス, 50歳, 白縦糸紡ぎ, Aulmsの子どもを養っている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Girms house</i> . 給付無し, やや貧しい状態
74 Agnes		四年前に去って行った肉屋 Thomas Harisonの妻, 音信不通, 妻は27歳, 縫い物と糸紡ぎ, 3人の子どもを育てている, 長子6歳, 仕事はしていない <i>The parish house</i> . 2d /週, やや貧しい状態
75 Elizabeth	Manges	80歳, 足が不自由, 無職 5d /週, やや貧しい状態
76 Thomas	Lom	50歳, 労働者, 失業中, 妻エリザベス, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 息子1人, <Thomas, 27歳, 重い病氣, 病弱, 介助なし, Wicklynghamの Jamys Golding 出身,> 居住期間20年 [労働可能] <i>William Blomes house</i> . 給付無し, 貧困
77 Margaret	Usher	60歳, 未亡人, 女性らを養っている, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>William Blomes house</i> . 給付無し, 極貧
78 Thomas	Browne	56歳, 屠殺者, 妻キャサリン, 36歳, 野菜などの販売, 子ども2人, 16歳は糸紡ぎ, 8歳は学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] 持ち家, 給付無し, やや貧しい状態

In All Seyntes p(a)rryshe

79 John	Love	64歳, 労働者, 長期間失業している, 妻ジョン, 41歳, 古着の修繕, 子ども5人, 長男は家の仕事を手伝っている, 6歳, 4歳, 1歳, 乳児, 居住期間7年, ロンドン出身 <i>John Myllers house</i> . 給付無し, やや貧しい状態
---------	------	---

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

80 Agnes	Lynson	40 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 娘 1 人, 9 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Myllers house.</i> 給付無し, 極貧
81 Denis	Downynge	54 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 子どもアグネス, 10 歳, 白縦糸紡ぎ [労働可能] 給付無し, 極貧
82 John	Fysher	60 歳, 靴修理屋 妻マーガレット, 50 歳, 息子 2 人, 長男 10 歳は学校へ行っている, ここにずっと居住している [労働可能] <i>The parish house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
83 Frances	Lamberd	40 歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 42 歳, 糸紡ぎ, 娘 7 歳, 編み物と糸紡ぎ, [労働可能] <i>Nicholas Kentes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
84 George	Watson	32 歳, 労働者, 就業している, 妻エイヴィス, 32 歳, 糸紡ぎとカーディング, 子ども 2 人, 長子が兄弟の面倒を見ている, 使用人 Agnes Axham, 21 歳, カーディング, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Nicholas Kent.</i> 給付無し, 極貧
85 William	Huggen	50 歳, 労働者, 失業中, 妻エレン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 息子, 22 歳, 労働者 [Trowse へ転出] <i>Nicholas Kent.</i> 給付無し, 極貧
86 Agnes	Jeffris	30 歳, 未亡人, 編み物と縫い物, 子ども 5 人, 長子 7 歳, 他は幼児 [Powles へ転出] <i>Nicholas Kent.</i> 給付無し, やや貧しい状態
87 Jilion	Ducker	56 歳, 糸紡ぎとカーディング, 居住期間 26 年, 娘アグネス, 17 歳, カーディングと糸紡ぎ [労働可能] <i>Nicholas Kent. Id /週,</i> 極貧
88 John	Moris	40 歳, 仕立て屋, 就業している, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 13 歳の娘は糸紡ぎ, 9 歳の息子は働いていない, 居住期間 7 年, Beclen 出身 [労働可能] <i>Mother Beles house.</i> 給付無し, 極貧
89 Cysely	Bell	68 歳, 白縦糸紡ぎ, 娘 Crystobel Troll, 未亡人, 30 歳, 糸紡ぎ 娘 2 人, 7 歳の長女は毛糸のバイキング, ここにずっと居住している [労働可能] <i>2d /週</i> 極貧
90 Jone	Plomer	未亡人, 34 歳, 糸紡ぎ, 病気を患っている, 居住期間 2 年, <Weston> Spyxfor 出身 [to depart] 給付無し, 極貧
91 Margaret		一年前に出て行った帽子屋 John Hansel の妻, 夫からの支援なし, 30 歳, 子ども 2 人, 長男 7 歳はレース織り, もう一人は乳児, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>T. Fideles house.</i> 給付無し, やや貧しい状態

92	Wylliam	Read	34歳, 労働者, 就業中, 妻マリ, 30歳, 糸紡ぎと織り物, ここにずっと居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
93	Margeri	Demmice	50歳, 白縦糸紡ぎ ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
94	Hery	Cullyngton	72歳, 屠殺人, 失業中, 妻エリザベス, 46歳, 子ども3人, 長子5歳は糸紡ぎをしている 2d /週 極貧
95	Robert	Foster	40歳, 労働者, 失業中, 妻クリスタンス, 42歳, 麻紡ぎ, 子ども, 長子7歳は糸紡ぎ 給付無し, 極貧
96	Alyce	Deyn	未亡人, 48歳, 片腕しかない, 働いていない, 居住期間10年, Shottsham 出身 Umbhry Rantes house. 2s /週, 極貧
97	Agnes	Acres	80歳, 未亡人, ウェビング紡ぎ, 3d /週, 極貧
98	Isbel	Jordan	未亡人, 80歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している 2d /週 極貧
99	John	Jordan	30歳, 機織り, 失業中, 妻ジェーン, 27歳, カーディングと糸紡ぎ, 姉 Rose Fidemud, 29歳, ウェビング紡ぎ, 居住期間4年間, 西部出身 [労働可能] [North Consforth にいる] 給付無し, 極貧, Note
100	Robert	Johnson	30歳, 労働者, 就業中, 妻シシリー, 50歳, 糸紡ぎ, 娘2人, 11歳と10歳, とともにレース織り, 居住期間4年, Holte 出身 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態.
101	John	Laws	33歳, 仕立て屋, 失業中, 妻マーガレット, ボタン作り, 子ども5人, 13歳, 12歳, 9歳, 6歳, 2歳, 全員教会にいる, 息子たちはボタン作り, 娘たちは糸紡ぎ 給付無し, ひときわ極貧
102	Mary		1年前に出て行った George Fen の妻, 頼る人がいない, 30歳, 子ども4人, 長子8歳, ウェビング紡ぎ, 居住期間4年, Ypswiche 出身 Edward Borows house. 給付無し, 極貧
103	Willam	<Becket> Nennett	63歳, 大工, 失業中, 妻マーガレット, 34歳, ウェビング紡ぎ, 幼児1人, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
104	Elyzabeth	Hanson	未亡人, 46歳, ウェビング紡ぎ, Jone Emrye, 未亡人, 40歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

105 Thomas	Rogers	56 歳, 修繕屋, 失業中, 妻エリザベス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 息子 10 歳, カーディング, ずっとここに居住している <i>Mr. Robert Suklynges house. 4d /週, 極貧</i>
106 Leonard	Paggrave	25 歳, 仕立て屋, 失業中, 妻アグネス, 50 歳, 糸紡ぎ, 娘 21 歳, レース織り, ここにずっと居住している 息子 2 人, 幼児 [労働可能] <i>Mr. Suklynges. 給付無し, やや貧しい状態</i>
107 John	Watson	30 歳, 帽子屋, 失業中, 妻アリス, 30 歳, 編み物, 子ども 2 人, 長子 5 歳, 居住期間 3 年, North 出身 [ロンドンへ行った] <i>Thomas Mekes house. 給付無し, 極貧</i>
108 John	More	45 歳, 縫い物, 失業中, 病気がち 妻アドリー, 43 歳, 白縦糸紡ぎ, 病気がち ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
109 Rose	Kynge	41 歳, 未亡人, 糸紡ぎと手伝い, 子ども 4 人, 12 歳, 10 歳, 8 歳, 5 歳, 織物と編み物, 居住期間 6 年, Yermouth 出身 [労働可能] <i>The parish house. 給付無し, 極貧</i>
110 Martoret	Warner	未亡人, 58 歳, 糸紡ぎ, カーディング, 手伝い 娘 22 歳, 糸紡ぎと編み物 ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Lowes house. 1d /週, 極貧</i>
111 Marrion		John Hopton の妻, 夫からの支援はほとんどない, 46 歳, 教えている, 洗濯 子ども 1 人, 6 歳, 学校へ行っている 居住期間 22 年 [労働可能] 給付無し, 極貧
112 Elizabeth	Hare	未亡人, 62 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
113 Agnes	Mallarde	45 歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間 27 年 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態 Mother Bells の未亡人 Jane Plomer Jane Abell, Alys Lane, Rose Fidemond
転出 売春婦		

ST. STEVENS PARRYSHE (St. Stephen's)

1 Robert	Rowe	46歳, ガラス職人, 失業中 妻エリザベス, 白縦糸紡ぎ 子ども5人, 息子2人, 長男16歳が子どもの世話をする 娘たちは糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Thomas Masons house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
2 Agnes	Nicols	未亡人, 40歳, 縫い物, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Thomas Masons house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
3 John	Hubberd	38歳, 修繕屋, スレートふき職人, 妻マーガレット, 30歳, 酒売り, 幼子2人, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
4 Ane	Bucke	未亡人, 46歳, 子どもに教えている 子ども2人, 9歳と5歳, レース編み, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
5 Richard	Gugle	30歳, ガラス職人, 失業中, 妻ドロシー, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 幼子1人, ずっとここに居住している [労働可能] 持ち家, やや貧しい状態
6 Margaret	Turn [er]	未亡人, 50歳, 糸紡ぎ, 手伝い, 居住期間12年 [労働可能] <i>Ro. Carters house.</i> やや貧しい状態
7 Johane	Bongey	未亡人, 60歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 給付無し, 極貧
8 Elizabeth	Norton	40歳, 糸紡ぎ, 手伝い [労働可能] [At Osmond's] 極貧
9 Wylliam	Carter [at Carters]	22歳, 足の病気, 苦痛, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
10 Thomas	Pele	50歳, 靴修理屋, 就業中, 妻マーガレット, 糸紡ぎ, 子ども3人, 16歳は糸紡ぎ, 12歳と6歳は学校へ行っている, 居住期間9年, Yorkshire出身 [労働可能] 給付無し, 極貧
11 Robert	Galiarde	60歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ [労働可能] <i>The paryshe house.</i> 給付無し, 極貧
12 Elizabeth	Gray	未亡人, 36歳, 糸紡ぎ, 息子1人, 4歳, 居住期間5年, Wrouxham出身 [労働可能] 給付無し, 極貧
13 Edmund	Harman	38歳, レース織り, 妻タニゼン, 37歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども5人, 長子10歳と他の2人は糸紡ぎ, 末っ子は幼児, ずっとここに居住している 4d/週, やや貧しい状態
14 Margaret	Hoth	未亡人, 68歳, 糸紡ぎ,

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

15 Thomas	Partiston	給付無し, 極貧 使用人, 36 歳, 妻イザード, 白縦糸紡ぎ, 幼児 1 人, 居住期間 8 年
16 John	Taftes	給付無し, 極貧 40 歳, 革職人, 失業中, 妻アリス, 40 歳, 縫い物 息子 2 人, 11 歳と 8 歳, 学校へ行っている ずっとここに居住している [労働可能]
17 Alexander	Fulborne	<i>Mr. Browne.</i> 給付無し, やや貧しい状態 40 歳, 仕立て屋, 失業中, 妻アグネス, 同い年, 編み物, 手伝い, 娘 2 人, 長女 17 歳は糸紡ぎ, 次女 12 歳も糸紡ぎ, ずっとここに居住している, 長女は足が不自由 [労働可能]
18 John	Petingale	<i>Mr. Grens house.</i> 2d /週, 極貧 40 歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 同い年, 編み物, 手伝い, 子ども 3 人, 長子 9 歳は学校へ行っている, 居住期間 7 年 [労働可能]
19 Myhel	Mast	<i>Mr. Grens house.</i> 2d /週, 極貧 26 歳, 鍛冶屋, 失業中, 妻スーザン, 病氣, 幼児 3 人, ずっとここに居住している [労働可能]
20 Agnes	Warn [er]	<i>Colyson's house.</i> 給付無し, 極貧 未亡人, 60 歳, 縫い物, 子ども 1 人, 居住期間 30 年
21 John	Brygett	<i>The parrish house.</i> 2d /週, 極貧 30 歳, 大工, 妻マーガレット, 30 歳, 妊娠中, 縫い物, 居住期間 2 年, [ ] 出身 [to depart]
22 <Nicholas	Aleyn	<i>Colyson's house.</i> 給付無し, 極貧 [?] 歳 [死亡], 革職人, 失業中, 妻アグネス, 50 歳, 白縦糸紡ぎ <Elizabeth Colyns, 女中, 28 歳, 糸紡ぎ> [労働可能]
23 Chrystian	Hunter	<i>Mr. Myngey.</i> 給付無し, やや貧しい状態 未亡人, 38 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 長女 14 歳は白縦糸紡ぎ, 2 歳, 居住期間 20 年 [労働可能]
24 Margeri	Stevens	給付無し, 極貧 未亡人, 38 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能]
25 Elizabeth	Brother	給付無し, 極貧 40 歳, 未婚, 手伝い, 居住期間 8 年 [労働可能]
26 Helen	Hanworth	<i>William Almons.</i> 給付無し, やや貧しい状態 48 歳, 未婚, <白縦> 糸紡ぎ, カーディング ここにずっと居住している 足が悪い [労働可能] <i>At Bem [o] ndes house.</i> 給付無し, 極貧

27	Nicholas	Fox	40歳, リネン織り, 失業中, 妻アグネス, 50歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども3人, 長子8歳は学校へ行っている, 居住期間20年 <i>William Almans. 4d /週, 極貧</i>
28	Margaret	Dunthorne	未亡人, 50歳, 織物, 居住期間20年 [労働可能] <i>Willam Almans. 給付無し, 極貧</i>
29	John	Byrde	30歳, 革加工人, 失業中, 妻マーガレット, 20歳, 白縦糸紡ぎ, 乳児1人, 居住期間7年, Colchester 出身 [労働可能] <i>William Almans. 給付無し, 極貧</i>
30	Bartholomew	Mathewe	60歳, 醸造者 妻エリザベス, 54歳, 毛糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Edward Braides house. 給付無し, 極貧</i>
31	Bartholomew	Bell	44歳, 石工, 失業中, 妻マーガレット, 36歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども6人, 長子10歳は糸紡ぎ, 他の子は家事手伝い, ずっとここに居住している 持ち家, 給付無し, 極貧
32	John	Burr	54歳, ガラス職人, 失業中, 病気 妻アリス, 40歳, 白縦糸紡ぎ 子ども7人, 長子20歳, 12歳, 11歳, 8歳, 6歳, 4歳, 2歳, 毛糸紡ぎ ずっとここに居住している 持ち家, 給付無し, やや貧しい状態. [3d]
33	John	Findley	82歳, たる製造者, 失業中, 妻シクリー, 病気がち, 糸紡ぎ, 編み物, ずっとここに居住している <i>The church hous. 4d /週, 貧困</i>
34	Elizabeth	Tungat	未亡人, 70歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>2d /週, 極貧</i>
35	Margeri	Whittred	未亡人, 80歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>4d /週, 極貧</i>
36	<John	Viel	Margeri Whitterd の息子, 36歳, 労働者, 就業中, 妻アン, 50歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 長子11歳は糸紡ぎ, 8歳は学校へ行っている, ずっとここに居住している <i>4d /週, 極貧</i>
37	Robert	Stutter	70歳, 床屋, 妻エリザベス, 50歳, 白縦糸紡ぎ 居住期間30年 <i>4d /週, 極貧</i>
38	<William	Dicer	60歳, 縫い物, 就業中> [立ち去った] 妻アリス, 40歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している, John White, 66歳, 労働者, 妻シクリー, 編み物, 子ども2人, 長子9歳は糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能]

39 Edmund	Tod	<i>Huntes house of Chedgrave.</i> 給付無し, 極貧 44 歳, ドーニックス織物, 就業中, 妻アリス, 42 歳, 白縦糸紡ぎ 子ども 4 人, 長子 15 歳, 10 歳, 6 歳, 3 歳,, 長子は糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能]
40 Roger	Stevenson	<i>Mathew Harmans house.</i> 2d /週, 貧困 52 歳, 帽子屋, 妻ジョン, 同い年, 糸紡ぎ, カーディング, 子ども 4 人, 長子 12 歳, 6 歳, 4 歳, 3 歳, 編み物, ずっとここに居住している [労働可能]
41 John	Jacob	<i>John Pyps house.</i> 給付無し, やや貧しい状態 48 歳, 労働者, 就業中, 妻アグネス, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 長子 14 歳, 9 歳, 7 歳, 糸紡ぎ ここにずっと居住している
42 Margaret	Rogers	<i>In the gates.</i> 給付無し, 極貧 50 歳, 未亡人, 洗濯や手伝い, 子ども 1 人, 4 歳, ずっとここに居住している [労働可能]
43 Vrcely	Condly	<i>Chthbert Briertons.</i> 4d /週, やや貧しい状態. 未亡人, 40 歳, カーディング, 子ども 3 人, 長子 7 歳, 6 歳, 3 歳, 居住期間 30 年
44 <Eme	Wode	<i>John Borows house.</i> 給付無し, 極貧 未亡人, 40 歳, 麻ひも紡ぎ, 未婚, 居住期間 22 年> [労働可能]
45 Katherin	Downynge	<i>Sussex</i> へ行つた, 給付無し, 貧困 60 歳, 未婚, 白縦糸紡ぎ, Crystian Collard, 40 歳, 未婚, くつ下編み, ずっとここに居住している [労働可能]
46 Sycely	Clere	<i>Mr. Myngeys.</i> 給付無し, 貧困 未亡人, 編み物, ずっとここに居住している
47 <Elizabeth	Gent	6d /週, 貧困 60 歳, 糸紡ぎ, カーディング, 居住期間 5 年, Harleston 出身> [労働可能] [gon syns ester]
48 Richard	Newel	給付無し, 貧困 40 歳, 仕立て屋, 失業中, 妻ジョン, 40 歳, 糸紡ぎ, 洗濯, 教えている, 子ども 3 人, 長子 7 歳, 4 歳, 1 歳, 居住期間 7 年, Lynn 出身 [un 労働可能]
49 Richard	Cok	給付無し, 極貧 60 歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 30 年, 糸紡ぎ 子ども 2 人, 長子 8 歳, 6 歳, 糸紡ぎ ずっとここに居住している
50 John	Bryce	<i>Mr. Atkins.</i> 2d /週, 貧困 40 歳, 庭師, 失業中, 妻アミー, 28 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 長子 5 歳, 居住期間 5 年, Ireland 出身 [労働可能]
		<i>George Colyson's house.</i> 給付無し, 貧困



51 Edward	Barbar	46歳, 型作り職人, 就業中, 妻エリザベス, 33歳, 子どもと使用人合わせて8人, 長子21歳, 18歳, 17歳, 20歳, 13歳, 14歳, 13歳, 9歳, その他に6歳と4歳 居住期間6年, Debenham Market出身 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
-----------	--------	---

---

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

ST. PETERS OF MANCROFT (St. Peter's)

1	Robt.	Dinge	40 歳, 鍛冶屋, 就業している, 妻アグネス, 30 歳, 酒類の販売, 洗濯などの手伝い, 息子 2 人, 長男 6 歳は学校へ行っている, 次男は 2 歳, 居住期間 20 年以上 [労働可能] <i>Nr. Nicholes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
2	John	Dobbes	60 歳, 縫い物, 失業中, 妻マーガレット, 48 歳, 洗濯の手伝いなど 子ども 2 人, 10 歳と 6 歳, 居住期間 30 年 [労働可能] 給付無し, 極貧
3	<Thomas	Cop [er]	30 歳, 大工, 失業中, 妻マルゲリ, 24 歳, レース織り, 居住期間 4 年, Mvlbarton 出身, アリス, 未亡人, 一緒に生活している, 40 歳, レース織り, Dysse から最近転入してきた> <i>Mr. Gleane.</i> 給付無し, 貧困
4	Robert	Richardson	80 歳, 無職, 妻アン, 52 歳, 縫い物, 子ども 1 人, 9 歳, 学校へ行っている, ここに 14 年居住している [労働可能] <i>Mr. Galardes house of Funel.</i> 給付無し, やや貧しい状態
5	William	Dale	38 歳, ガラス工, 失業中, 妻グリセル, 同い年, 縫い物, 帽子屋, 子ども 3 人, 長子 7 歳は学校へ行っている, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Mr. Myngye.</i> 給付無し, やや貧しい状態
6	Hery	Newman	40 歳, 行商人, 3 年前に妻の元を去る, 妻への援助なし 妻エリザベス, 40 歳, 糸紡ぎ, 縫い物, 手伝い, 子ども 2 人, 長子 10 歳, 働いていない, ここにずっと居住している [労働可能] 給付無し, 貧困
7	Elizabeth	Petis	68 歳, 未亡人, 病弱, ずっとここに居住している> <i>4d/週, 極貧</i>
8	Elizabeth	Dale	70 歳, 病弱, 体調の良い時は糸紡ぎをする, ずっとここに居住している <i>Leo Lownds house. 6d/週, 貧困</i>
9	Robert	Rashe	26 歳, 仕立て屋, 就業中, 妻アリス, 30 歳, 縫い物, 子ども 2 人, 長子 3 歳, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Thomas Coris house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
10	Robert	Kindersley	62 歳, 無職, 妻キャサリン, 22 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 1 歳, ずっとここに居住している <i>Robert Collers house.</i> 給付無し, 貧困
11	Thomas	Goldringe	革職人, 就業中, 妻エリザベス, 重病, 歩行困難, ずっとここに居住している, 2 人とも 60 歳, [労働可能] <i>Symond Halles. 4d/週, やや貧しい状態</i>

12	Richard	Nulliscraft	36歳, パン屋, 就業中, 妻クリスティン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 長子6歳, 病気, 居住期間14年 [労働可能] <i>William Hemlynsg house. 給付無し, 貧困</i>
13	<William	Hemlynge	56歳, 靴修理屋, とても惨めな状態, 足が不自由, 妻バーバラ, 46歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 長子10歳, レース編み, ずっとここに居住している [労働可能] <3d/週> 極貧
14	William	Tomson	67歳, 妻アグネス, 30歳, 洗濯, 編み物, 居住期間3年, Eaton 出身 <i>Ledeles house in St. Geoges. 4d/週, 極貧</i>
15	Thoms	Wolci	68歳, 紡ぎ針作り, 妻ジョン, 同い年, 子ども3人, 22歳, 20歳, 15歳, ずっとここに居住している [労働可能]
16	George	Marshall	25歳, 梳毛織り, レース作り 妻ドルチェ, 32歳, 糸紡ぎ, 居住期間20年 [労働可能] 持ち家。給付無し, やや貧しい状態
17	Rosemond	Man	56歳, 革職人, 就業中, 妻エミー, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間12年, 息子1人, 8歳, 学校へ行っている 持ち家。給付無し, やや貧しい状態
18	Margaret	Ludington	未亡人, 70歳, 白縦糸紡ぎ, 3d/週, 貧困
19	<William	Malam	40歳, 革職人, 就業中, 妻30歳, 糸紡ぎ, 子ども2人, 長子6歳, 居住期間3年, Wymondham 出身 <i>John Tomsons house. 給付無し, 極貧</i>
20	Georg	Gyddye	62歳, 足が不自由, 妻キャサリン, 54歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Robert Quashe house. 給付無し, 極貧</i>
21	Robert	Clerk	46歳, 靴修理屋, <妻シシリー, 目が見えない, 46歳,> 子ども4人, 長子12歳, 糸紡ぎをしながら学校へ行っている, 居住期間20年, <i>Mrs. Crokes house. 4d/週, 貧困</i>
22	Alyce	Peri	54歳, 未亡人, 糸紡ぎ, 居住期間40年 <i>Father Hixes house. 4d/週, 貧困</i>
23	Danyell	Wodes	24歳, レース編み, 就業中, 妻アグネス, 26歳, ポビン詰め, 居住期間10年 [労働可能] 給付無し, 貧困

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

24 Robert	Johnson	60 歳, 労働者, 失業中, 妻エミ, 30 歳, 白縦糸紡ぎ 居住期間 7 年, 北部出身 子ども 2 人, 5 歳と 3 歳 給付無し, 貧困
25 Jamis	Reder	80 歳, 仕立て屋, 失業中, 妻エリザベス, 46 歳, 白縦糸紡ぎ ここにずっと居住している 持ち家, 6d/週, やや貧しい状態
26 Christopher	Brari	68 歳, 無職, 妻バーバラ, 63 歳, 火酒販売, 娘 1 人, 11 歳, 家事手伝い, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Robert Mayheus house.</i> 給付無し, 極貧
27 Johane	Welles	54 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 子ども 5 人, 長子 22 歳, 他 19 歳, 18 歳, 16 歳, 12 歳, 長子は編み物, 1 人はずっと病気を患っている, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>Richard Drakes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
28 Margeri	Dyngle	未亡人, 66 歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>William Wodes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
29 William	Bynglye	60 歳, 無職, 妻レテス, 33 歳, 白縦糸紡ぎ 子ども 2 人, 居住期間 7 年, 北部出身 [労働可能] <i>Mr. Brightyses house.</i> 給付無し, 貧困
30 Thomas	Voyce	50 歳, 靴修理屋, 病気, 妻アリス, 60 歳, 白縦糸紡ぎ ここにずっと居住している [労働可能] <i>Richard Watsons house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
31 Andrew	Thunder	40 歳, 労働者 妻エリザベス, 34 歳, 子ども 2 人, 5 歳と 2 歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Fyshmans.</i>
32 Elizabeth	Aldrich	80 歳, 高齢のため働いていない <i>Richard Beniens house.</i> 4d/週, 極貧
33 Thomas	Aldrich	Elizabeth Aldrich の息子, 50 歳, 梳毛織り, 失業中, 妻マーガレット, 48 歳, 足が不自由で働けない, ずっとここに居住している [労働可能] 4d/週, 極貧
34 Agnes		出ていった使用人 Nicholas Daniell の妻, 夫からの援助なし, 50 歳, レース編み, 洗濯など 子ども 2 人, 長子はレース編み, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Mr. Sothwodes house.</i> 給付無し, 極貧
35 Luce	Doryk	55 歳, 未亡人, 編み物, 娘 1 人, 12 歳, 編み物, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態

36 <Jone	Forcet	未亡人，本人が言うには100歳，白縦糸紡ぎ， ここにずっと居住している> <i>4d/週，極貧</i>
37 Thomas	Clark	妻キャサリン，in the towars of Chapel a Feld
38 Margeri	Eaton	未亡人，53歳，子ども1人 [労働可能]
39 Rose	Esyn	未亡人，36歳，子ども2人 [労働可能]
40 転出		Wm. Tomson と家族，Wm. Malam と家族

---

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

ST. GYLES P[A]RRYSHE [AND WARD] (St. Gile's)

1	Wylliam	Barker	28 歳, 修繕屋, 就業中 妻ジョン, 42 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 10 歳, 8 歳, 1 人は糸紡ぎ, もう 1 人は学校へ行っ ている ずっとここに居住している <i>William Chaplyns house. 給付無し, 極貧</i>
2	Jone	Shynkwyn	74 歳, 白縦糸紡ぎ <i>3d/週, 極貧</i>
3	Betryce	Shynquyne	Jone Shyniwyn の娘, 40 歳, 子ども 2 人, 8 歳は糸紡ぎ, 3 歳, <i>給付無し, 極貧</i>
4	Margaret	Rose	47 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している <i>1/2d/週, 極貧</i>
5	Wylliam	Townsyng	60 歳, 病気のため労働不可能, 妻マーガレット, 64 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Robert Tomsons house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
6	Thomas	Wylliam	40 歳, 革手袋作りの仕事がないため労働者として働いている, 妻サンゼン, 38 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 長子 8 歳は糸紡ぎ, 5 歳, 2 歳, 居住期間 4 年, Yermoth 出身 [労働可能] <i>Steven Skryveners house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
7	Maude	House	60 歳, 未亡人, 物乞い, ここにずっと居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
8	<Thomas	Stori	75 歳, 物乞い, 妻マーガレット, 60 歳, ウェビング紡ぎ, 居住期間 16 年 [in St. Swythens] <i>給付無し, 極貧</i>
9	Katherin	Worlynton	67 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している <i>Umphri Rants. 3d/週, 貧困</i>
10	Katherin	Kareman	40 歳, ウェビング紡ぎ, 現在は Dysse にいる <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
11	Wylliam	Dunch	60 歳, 足が不自由, 靴修理屋, 失業中, 妻ジョン, 50 歳, 白縦糸紡ぎ, 娘 1 人, 15 歳, 編み物, 居住期間 40 年 [労働可能] <i>The church house. 給付無し, 貧困,</i>
12	John	Robardes	57 歳, 労働者, 妻ベトリス, 30 歳, 白縦糸紡ぎ 子ども 1 人, 居住期間 30 年 [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
13	Thomas	Riches	34 歳, 労働者, 就労中, 妻エリザベス, 40 歳, 麻紡ぎ 子ども 1 人, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>At the gates. 給付無し, 極貧</i>

14	Avis		2年前に家を出て行った Myhel Halydeye の妻、 夫からの援助はない、63歳、編み物、 ずっとここに居住している <i>Jo. Brierton. 2d/週, 極貧</i>
15	Elizabeth		働いていない、物乞い <i>給付無し, 極貧</i>
16	Robt.	Bronde	42歳、労働者、就労中、 妻<マーガレット>クリスチャン、28歳、体調の良いときに糸紡ぎ、 教区外へ行っている、 子ども1人、3歳、[労働可能] <i>2d/週, 極貧</i>
17	<Margaret	Canold	79歳、重病、 ずっとここに居住している> <i>3d/週, 極貧</i>
18	Walter	Fuller	40歳、労働者、織り物 妻マルガリ、同い年、裁断の手伝い、 子ども4人とも幼児 <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
19	Robert	Fuller	60歳、武具製作、失業中、 妻エリザベス、同い年、 ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
20	Matheu	Fulborne	80歳、無職、パイプ詰め、 妻アグネス、60歳、白縦糸紡ぎ、 子ども8人、糸紡ぎ、 ずっとここに居住している [労働可能] <i>St. Johns house. 給付無し, 極貧</i>
21	Thomas	Caly	縫い物、60歳、就労中、 妻キャサリン、31歳、白縦糸紡ぎ、 子ども1人、9歳、白縦糸紡ぎ、 居住期間33年 [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
22	Chrystina	Gyles	未亡人、55歳、メントル縦糸紡ぎ、 子ども2人、長子16歳は糸紡ぎ、もう1人は学校へ行っている 居住期間37年 [労働可能] <i>Bartholomew Redes house. 給付無し, 極貧</i>
23	Thomas	Ellmere	36歳、労働者、失業中、 妻アリス、30歳、糸紡ぎ、洗濯など 子ども4人、長子7歳は病気、 居住期間9年、Cambrydge出身 <i>Mrs. Felixe house. 給付無し, 極貧</i>
24	Richard	Pecok	36歳、労働者、重病、 妻ジョン、同い年、白縦糸紡ぎ、 子ども2人、長子2歳、 ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧, St. Swithens へ</i>
25	John	Bell	26歳、石工、失業中、 妻アグネス、40歳、重病、 子ども2人、 ここにずっと居住している [労働可能] <i>給付無し, ひときわ極貧</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

26 Anne	Alee	80 歳，働けない 極貧
27 Alyce	Rande alias Auste	未亡人，48 歳，白縦糸紡ぎ， ずっとここに居住している <i>The nether tower.</i> 極貧

---



WEST WYMER (West Wymer)

		St. Benettes
1	Agnes	Wignel 未亡人, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 5歳と1歳, ここにずっと居住している <i>At the gates. 1d/週, 極貧</i>
2	John	Benett 28歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 5歳と3歳, ずっとここに居住している [労働可能]
3	<Agnes	William gatesの妻> 居住期間1年
4	Robert	Hollins 67歳, 無職, 妻エリザベス, 69歳, ストリング織り, 居住期間16年 [労働可能] <i>In the 1 tower. 給付無し, 極貧</i>
5	Margaret	Fenkle 45歳, ストリング作り, 居住期間10年 [労働可能]
6	Elizabeth	Wyth alias Halidai 36歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 6歳, 物乞い, ここにずっと居住している <i>The 2 tower. 1d/週, 極貧</i>
7	Agnes	Scapiens 未亡人, 60歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している <Agnes More, 未亡人, 40歳, 居住期間21年> [労働可能] <i>The upper tower. 1d/週, 極貧</i>
8	Agnes	More 未亡人, 34歳, 両足とも不自由, 白縦糸紡ぎ, 居住期間23年 <i>1d/週, 極貧</i>
9	John	Richeson 50歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間12年, Marrham出身 [労働可能] <i>Mother Colles house. 給付無し, 極貧</i>
10	Katherin	Wester Richard Wrightの後妻, 重病で床に臥せている, 体調の良いときは糸紡ぎ, 居住期間12年 [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
11	Alyce	Maynard 37歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ここで生まれた [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
12	Elizabeth	35週間前に出て行った Peter Fysherの妻, 夫からの援助なし, <60歳> 44歳, 糸紡ぎ, カーディング, 病気 居住期間22年 [労働可能] <i>Christopher Barettes house. 1d/週, 極貧</i>
13	Thomas	Emans 28歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マーガレット, 30歳, パイプ詰め, 子ども2人, 3歳, 9か月, ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

14	Walter	Holles	77 歳, 労働者, 労働不可能, 妻アリス, 66 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 12 歳, 糸紡ぎ, Helen Grandge, 40 歳, 毛糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>The Church house.</i> 給付無し, 貧困
15	Robert	Muggens	40 歳, ステイン職人, 失業中, 妻エリザベス, 46 歳, 糸紡ぎ, カーディング, 居住期間 10 年, Derham 出身, 息子 1 人, 9 歳, 働いていない [労働可能] <i>The Church house.</i> 給付無し, 貧困
16	Thomas	Colles	26 歳, ドーニックス織り, 就労中, 妻マーガレット, 24 歳, 白縦糸紡ぎ 子ども 1 人, ここで生まれた [労働可能] 給付無し, 貧困
17	Robert	Grove	29 歳, 梳毛織り, レース編み, 妻マーガレット, 同い年, 編み物 幼児 1 人 [労働可能] <i>William Cosens house.</i> やや貧しい状態
18	Philip	Elsynge	67 歳, 靴修理屋, 妻マーガレット, 44 歳, 白縦糸紡ぎ 娘 1 人, 糸紡ぎ, 聖霊降臨祭以来ここに居住している, Keslond 出身 [to departe] 給付無し, やや貧しい状態
19	John	Whalle	30 歳, レース織り, 就労中, 妻キャサリン, 40 歳, 編み物, 子ども 3 人, 長子 8 歳は編み物, 他は幼少, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 貧困
20	John	Drane	64 歳, 庭師, 就労中, 妻タンゼン, 40 歳, 白縦糸紡ぎ 姉の娘, 15 歳, 糸紡ぎ 居住期間 40 年 [労働可能] <i>The Church house.</i> 給付無し, 貧困
21	Thomas	Blud	25 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マーガレット, 25 歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 8 年, Horssefor 出身 [労働可能] 給付無し, 貧困
22	John	Maye	26 歳, 梳毛織り, 病気に罹っている, 妻キャサリン, 28 歳, 編み物, 幼児 1 人, ここで生まれた [労働可能] <i>The Church house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
23	<Wylliam	Kynge	40 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マーガレット, 39 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 4 人, 長子 11 歳は編み物, 8 歳, 6 歳, 3 歳, 織物をしたり遊んだりしている 給付無し, 貧困, Note
24	Thomas	Baxter	30 歳, 労働者, 就労中, 妻マーガレット, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] <i>John Goses house.</i> 給付無し, 極貧

25	<Jone		30歳, 編み物, 子ども2人, 8歳, 4歳, 編み物, ずっとここに居住している 給付無し, 極貧, Note
26	George	Farloe	40歳, 革手袋作り, 就労中, 妻ジェーン, 35歳, リネン紡ぎ, 息子1人, 9歳, 働いていない, 居住期間20年 [労働可能] 給付無し, 極貧
27	John	Taylor	35歳, 縫い物, 失業中, 妻マーガレット, 33歳, カーディングと糸紡ぎ, 子ども1人, 3歳, 居住期間20年 [労働可能] 給付無し, 極貧
28	Robert	Clerk	50歳, 靴修理屋, 就労中, 妻アグネス, 55歳, 麻紡ぎ, 子ども3人, 18歳, 8歳, 10歳, 全員糸紡ぎの見習い [労働可能] 給付無し, 極貧
29	Thomas	Barthlett	50歳, 片腕しかない, 働いていない, 妻ジェーン, 同い年, 教区外へ行商へ行く, 子ども3人, 8歳, 6歳, 3歳, 耳の間こえない物乞い, 居住期間7年, 北部出身 John Goses house. 給付無し, 極貧
30	Walter	Manvell	30歳, 労働者, この1年は就労している, 妻エリザベス, 42歳, カーディングと糸紡ぎ, 子ども2人, 居住期間25年 [労働可能] John Trowse house. 給付無し, やや貧しい状態
31	John	Clerke	46歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 52歳, 糸紡ぎとカーディング, 子ども6歳, 働いていない, ここで生まれた, [労働可能] Mother Rais house. 給付無し, やや貧しい状態
32	William	Stevenson	ゲート内の荷物運び, 46歳, ドーニックス織り, 失業中, 妻ジェーン, 42歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 14歳, 編み物, 居住期間36年 Mr. Wodes house. 2d/週, 貧困
33	John	Bonde	50歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 60歳, 洗濯などの手伝い, 子ども1人, 20歳, 編み物, ずっとここに居住している [労働可能] Steven Davis house. 給付無し, 極貧
34	John	Hadlye	30歳, 石工, 妻マーガレット At Bondes.
			St. Swythuns
35	<Margaret	Goodwyns	60歳, 糸紡ぎ, 居住期間32年 Thomas Richmans house. 2d/週, やや貧しい状態
36	Agnes	Saule	50歳, 糸紡ぎ, 洗濯の手伝い, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

37 John	West	50 歳，製粉業者，失業中， 妻エミ，47 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 4 人，長子 10 歳，他は幼児 居住期間 16 年 給付無し，極貧
38 Jefry	Emson	48 歳，織物，失業中， 妻ジョン，60 歳，足が不自由，糸紡ぎとカーディング， 教区外へ行く， 居住期間 18 年 [労働可能] 給付無し，極貧
39 <Thomas	White	30 歳，失業中， 妻アミー，同い年，白縦糸紡ぎ， 幼児 1 人， 居住期間 10 年 給付無し，極貧
40 James	Daus	40 歳，梳毛織物，就労中， 妻マーガレット，30 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 2 人，長子 6 歳は糸紡ぎ， ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
41 <Jone	Robynson	40 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 3 人，11 歳，7 歳，6 歳，みんな糸紡ぎ， ずっとここに居住している <i>Selecte Ed. Ormes house. 3d/週</i> ，やや貧しい状態
42 Wyllyam	Pynchin	56 歳，労働者，囚人の監視， 妻アリス，同い年， 子ども 3 人，重病， ずっとここに居住している [労働可能] <i>Select.</i> 給付無し，やや貧しい状態
43 Elizabeth	Willington	未亡人，45 歳，毛糸紡ぎ， 子ども 2 人，10 歳，5 歳，2 人とも毛糸紡ぎ， 居住期間 17 年 [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
44 Rafe	Stevenson	34 歳，なめし革職人，失業中， 妻チセル，60 歳，毛糸紡ぎ，耳が聞こえない， 居住期間 16 年 [労働可能] 持ち家，やや貧しい状態
45 Janis	House	未亡人，85 歳，毛糸紡ぎ， ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Houses house.</i> 給付無し，貧困
46 <Jone	Iren	未亡人，60 歳，白縦糸紡ぎ， ずっとここに居住している Margaret Goodwyn，未亡人，40 歳， <i>Hospital house. 2d/週</i> ，極貧
47 Alyce	Baker	未亡人，80 歳，足が不自由，毛糸紡ぎ， 居住期間 30 年 <i>2d/週</i> ，極貧
48 Agnes	Rowland	未亡人，60 歳，白縦糸紡ぎ， 居住期間 50 年 給付無し，極貧
49 Annor	Thurston	未亡人，63 歳，糸紡ぎ， 居住期間 33 年 <i>2d/週</i> ，貧困

50 <John> Jone	Ward	65歳, 未亡人, 毛糸紡ぎ, 居住期間26年 [労働可能] 給付無し, 貧困, Note
51 <Harry	Palliner	35歳, なめし革職人, 就労中, 妻マーガレット, 30歳, 糸紡ぎと縫い物 子ども3人, 8歳, 4歳, 3歳, 長子は働いていない, ずっとここに居住している Steven Davis house. 給付無し, やや貧しい状態
52 Margaret	Gylle	60歳, 未亡人, 編み物, ずっとここに居住している Steven Davis house. 1d/週, ひときわ極貧
53 Robert	Tooke	80歳, 重病, 妻グレイス, 60歳, 病人の看病をしている, 毛糸紡ぎ, ここにずっと居住している Stephen Burmans house. 給付無し, 貧困
54 Elizabeth	Fraunces	40歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 娘2人, 17歳, 10歳, 2人とも糸紡ぎ [労働可能] 給付無し, 貧困
55 John	Levold	40歳, 縫い物, 就労中, 妻エリザベス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 10歳, 7歳, 4歳, 1歳, 学校へ行っている, 居住期間17年 [労働可能] Yong Dixs house. やや貧しい状態
56 William	Storage	36歳, 革職人, 就労中, 妻エマニ, 編み物, 子ども1人, 11歳, 編み物, 居住期間14年 [労働可能] John Browns house. 給付無し, やや貧しい状態
57 Katherin	Bedfor	66歳, 仕立て屋, ずっとここに居住している 給付無し, やや貧しい状態
58 Agnes	Manyng	60歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間40年 [労働可能] Mr. Brousters house. 2d/週, 貧困
59 Elizabeth	Holte	未亡人, 60歳, 糸紡ぎとカーディング, ここで生まれ育った 2d/週, 貧困
60 Katherin	Waterday	未亡人, 72歳, 白縦糸紡ぎ, 娘アリス, 44歳, 体が不自由, ずっとここに居住している 2d/週, 貧困
61 Margaret	Baxter	67歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している Lyns house of Sudburi. 2d/週, 給付無し, 貧困
62 Margaret	Smyth	40歳, 白縦糸紡ぎ, ここで生まれ育った [労働可能]
63 <William	Benham	40歳, 石工, 失業中, 妻アグネス, 32歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 20歳, 15歳, 8歳, 2歳, 長子は糸紡ぎ 給付無し, やや貧しい状態

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

64	Nicholas	Turner	54 歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 40 歳, 編み物, 子ども 3 人, 9 歳, 8 歳, 3 歳, 2 人は編み物 <i>The house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
65	Anne		家を出て行った John Gybson の妻, 夫からの援助はない, 40 歳, 居住期間 9 年 [労働可能] 給付無し, 極貧
66	Nicholas	Baxter	30 歳, 労働者, 就労中, 妻マーガレット, 40 歳, 糸紡ぎ, ここで生まれた [労働可能]
67	Richard	Skynner	82 歳, 革職人, 労働可能, ここにずっと居住している
68	Agnes	Foxe of Below	<i>Mr. &lt;Thimblethorp&gt; Timbernel. 6d/週, 極貧</i> 入院中の Adam Beloe の妻, 42 歳, 毛糸紡ぎ, 子ども 2 人, 9 歳, 7 歳, 編み物, ここにずっと居住している [労働可能]
69	William	Oldcroste	<i>Mr. Rais house.</i> 給付無し, やや貧しい状態 40 歳, 靴修理屋, 妻ウィブロー, 42 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 4 人, 長子 8 歳は編み物, 他は幼児, ここにずっと居住している <i>Heri Shipdams house.</i> 給付無し, 極貧
70	Robert	Porter	20 歳, 刈り込み職人, 妻ジョン, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
71	Robert	Palmer	52 歳, 労働者, 妻アグネス, 41 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども達に編み物を教えている, 幼児がいる, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Richard Smythes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
72	<Anne		14 週前に出て行った仕立て屋 Anthony Foxe の妻, 夫からの援助はない, 26 歳, 乳児が 1 人いる, 居住期間 5 年 給付無し, 極貧
73	Thomas	Alen	40 歳, 大工, 就労中, 妻フィスドニア, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 7 歳, 4 歳, 2 歳, 居住期間 17 年 [労働可能]
74	Elizabeth		<i>Mr. Timperleys.</i> 給付無し, やや貧しい状態 7 年前に出て行った鍛冶屋 William Houis の妻, 妻は夫を死んだものと思っている, 40 歳, 白縦糸紡ぎ, 娘 1 人, 7 歳, 居住期間 13 年 [労働可能] 給付無し, 極貧
75	Richard	Rhodes	40 歳, 妻マーガレット, 同い年, 羊毛梳き, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 7 歳, 4 歳, 学校へ行っている, 居住期間 20 年, Mr. Clere に仕えている [労働可能] <i>Heri Goodredes house of Felthorp.</i> やや貧しい状態. 給付無し

76 Alyce	Savaun	50歳, 未婚, 病氣, 糸紡ぎと女性の手伝い, 居住期間26年 [労働可能] 給付無し, 極貧
77 John	Rede	45歳, 労働者 妻マーガレット, 60歳, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 27歳, 糸紡ぎ, 居住期間12年 [労働可能] <i>William Lyns house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
78 <Jane	Souchin	使用人, 編み物, 24歳, 居住期間7年> 貧困
79 <John	Tootsans	30歳, 労働者, 就労中, 妻クリスチャン, 26歳, 綿紡ぎ, カーディング, 子ども3人, 5歳, 3歳, 1歳, ずっとここに居住している
St. Gregoris		
80 William	Bell	50歳, 労働者, 就労中, 妻ジョン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 片腕が不自由, 子ども3人, 8歳, 6歳, 学校へ行っている, ずっと居住している [労働可能] <i>Widow Hages house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
81 Edmund	Downyng	62歳, 妻クリスチャン, 40歳, 編み物, 子ども3人, 7歳, 5歳, 3/4歳, 働いていない, ずっとここに居住している [労働可能] <i>The house in mortgage.</i> 給付無し, やや貧しい状態
82 Thomas	Hysham	40歳, 帽子屋, 就労中, 妻ジョン, 羊毛のカーディング, 44歳, 子ども3人, 12歳, 10歳, 8歳, 学校へ行っている, 居住期間20年 [労働可能] <i>John Tomsons house.</i> 給付無し, 貧困
83 Alyce	Cotes	未亡人, 92歳, 労働不可能, 孫1人, 18歳, 編み物, ずっとここに居住している 4d/週, 貧困
84 Edward	Ward	40歳, 労働者, 就労中, 妻シシリー, 50歳, 麻紡ぎ, 子ども3人, 13歳, 9歳, 8歳, 糸紡ぎ, 編み物, 居住期間20年 [労働可能] 給付無し, 極貧
85 Thomas	Bowes	40歳, 靴修理屋, 妻アリス, 同い年, 麻紡ぎ, 子ども4人, 10歳, 8歳, 6歳, 3歳, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 貧困
86 John	Seman	70歳, 妻アグネス, 60歳, 綿紡ぎ, ずっと居住している 2d/週, やや貧しい状態
87 <huge	Johes	30歳, 労働者, 妻エリザベス, 28歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間3年, Chensforth 出身> <i>The church house.</i> 給付無し, やや貧しい状態

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

88 John	Baxter	靴修理屋, 失業中, 60 歳, 妻キャサリン, 45 歳, 編み物, 子ども 5 人, 11 歳, 8 歳, 6 歳, 5 歳, 2 歳, 編み物 <i>Mr. Wardens. 2d/週, 貧困</i>
89 Thomas	Sawer	革職人, 30 歳, 就労中, 妻マーガレット, 40 歳, 編み物, 子ども 1 人, 2 歳, ずっと居住している <i>Select. 給付無し, やや貧しい状態</i>
90 Dorethe	Sawer	未亡人, 60 歳, 働いていない, 目が見えない, 居住期間 22 年 <i>2d/週, 極貧</i>
91 <Dorethe	Taylor	未亡人, 50 歳, 糸紡ぎ, カード, 子ども 3 人, 12 歳, 8 歳, 5 歳, 長子は編み物とカード, 居住期間 9 年, Becles 出身 <i>Selecte. 2d/週, 極貧</i>
92 Jone	Bane	70 歳, 未亡人, 編み物, ずっとここに居住している <i>持ち家, 給付無し, やや貧しい状態</i>
93 Elizabeth	Gilpyn	未亡人, 60 歳, カーディングと糸紡ぎ, 居住期間 6 年, Kendall 出身 [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
94 John	Harison	40 歳, 帽子屋, 妻の元と去っていった, 妻クルスタック, 40 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 6 人, 14 歳, 9 歳, 9 歳, 7 歳, 5 歳, 1 歳, 使用人 2 人, 長子は編み物と糸紡ぎ [労働可能] <i>家は抵当に入っている, 極貧</i>
95 Cysely	Angell	Curstanc8 の母, 80 歳, 病気で寝ている <i>4d/週, 極貧, [6d]</i>
96 John	Wagstaffe	46 歳, 革職人, 妻アリス, 44 歳, 働いている, 子ども 5 人, 15 歳, 11 歳, 9 歳, 白縦糸紡ぎ, 6 歳, 1 歳, 1/2 歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Tomsons house. 貧困</i>
97 Robert	Horton	46 歳, 毛皮商, 就労中, 妻アン, 37 歳, 亜麻紡ぎ, 子ども 3 人, 7 歳, 6 歳, 2 歳, 居住期間 12 年 <i>Harisons house. 給付無し, 貧困</i>
98 Alyce	Tag	80 歳, 毛糸紡ぎ, 居住期間 25 年 <i>The church house. 2d/週, やや貧しい状態</i>
99 Cyce	Reves	80 歳, 編み物, 目が見えない, 労働不可能, ずっとここに居住している <i>The church house. 2d/週, 極貧</i>



100 Thomas	Aleyne	帽子屋, 子どもに教えている, 33歳, 妻アグネス, 24歳, 靴下編み, 居住期間14年, 子ども1人, 3歳, 姉の子ども, 9歳, 編み物, 病気 [労働可能] <i>John Tomsons house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
101 Robert	Seman	40歳, 帽子屋, 失業中, 妻エリザベス, 36歳, <i>4d/週, 極貧</i>
102 Philis	Vinnen	43歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 16歳は編み物, 8歳, 4歳, 4歳, 居住期間12年 <i>Select. 2d/週, 極貧</i>

---

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

MYDLE WYMER (Middle Wymer)

St. Johns of Mattermarket		
1 Thomas	Plom [er] ton	49 歳, 労働者, 失業中, 妻アリス, 43 歳, 洗濯と糸紡ぎ, 子ども 5 人, 14 歳, 10 歳, 11 歳, 6 歳, 4 歳, 学校へ行っている, 居住期間 13 年, Calyn 出身 <i>Christchurch house, 4d/週, 極貧</i>
2 Nycnolas	Foster	30 歳, 労働者, 就労中, 妻マーガレット, 36 歳, 毛糸紡ぎ, 子ども 3 人, 11 歳, 8 歳, 2 歳, 妊娠中, ずっとここに居住している <i>2d/週, 極貧</i>
3 Helen	Davi	72 歳, 未亡人, 糸紡ぎ 居住期間 23 年 <i>Mr. Sotherton house. 給付無し, 貧困</i>
4 William	Pryer	29 歳, スピンドル製作, 就労中, 妻アリス, 31 歳, リネン紡ぎ, 子ども 4 人, 6 歳, 5 歳, 2 歳, 1/4 歳, 居住期間 19 年 [労働可能] <i>John Sotherton house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
5 William	Hause	35 歳, 仕立て屋, 妻ヘレン, 50 歳, 洗濯と糸紡ぎ ずっとここに居住している [労働可能] <i>Select. Mr. Wynters. 給付無し, やや貧しい状態</i>
6 Alice	Puttcorese	未亡人, 50 歳, 糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
7 Gilion	Tivet	60 歳, 未亡人, 編み物, ここにずっと居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
8 Margaret	Maxwell	40 歳, 夫は 2 年前に家を出て行き, 援助なし, 手伝い, ずっとここに居住している [労働可能] [At Mother Howales] <i>給付無し, 極貧</i>
9 John	Davi	77 歳, かつて働いていた, 妻 40 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Mr. Rugges. 給付無し, 貧困</i>
10 John	Bate	27 歳, 革職人, 妻ジョン, 40 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
11 Alyce	Mychelles	未亡人, 70 歳, 労働不可能, ずっとここに居住している <i>4d/週, 極貧</i>
12 Jone	Johnson	50 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している, [労働可能] <i>給付無し, 貧困, Note</i>
13 John	Heth	28 歳, 就労中, 妻キャサリン, 同い年, ヘア紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 持ち家, やや貧しい状態. <i>給付無し,</i>

14 Rose	Hoglys	74歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, かつて働いていた, ずっとここに居住している <i>Mr. Wynters. 6d/週, 極貧</i>
15 Margaret	Gyle	74歳, 糸紡ぎ, Charles Mayne, 50歳, 靴職人, 妻エリザベス, 36歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 13歳, 靴下編み <i>4d/週, 極貧</i> <i>8d. At Andrewes. やや貧しい状態</i> ※ <i>12d/週は margaret Gyle に渡されている</i>
16 転出		Philip Elsing 他 Harlotes eliza Warde, 未亡人 Jone at Mr. windams.
St. Andreus		
17 Alyce	Launce	79歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, かつて働いていた, ずっとここに居住している <i>Mr. Sothertons house. 4d/週, 極貧</i>
18 Dorethe	Harvi	57歳, 未亡人, 毛糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>John Sotherton house. 給付無し, 極貧</i>
19 Agnes		2年前に出て行った行商人 Roger Ilder の妻, 夫からの支援はない, 40歳, 帽子編み, 子ども4人, 17歳, 9歳, 4歳, 2歳, 編み物, ずっとここに居住している <i>Mr. Suklynges house. 給付無し, 貧困</i>
20 Edward	Ledol	70歳, 靴修理屋, 妻アグネス, 50歳, 糸紡ぎ, 子ども2人, 8歳, <16> 20歳, 糸紡ぎ, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
St. Myhell of Muspole		
21 Thamison	Pecke	32歳, 未亡人, 働いていない, 居住期間12年 [労働可能] <i>John Peckes house. 給付無し, 貧困</i>
22 Margaret	Pigot	60歳, 未亡人, 重病, 労働不可能, 娘アグネス, 25歳, 編み物, ずっとここに居住している <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
23 Jone	Lyn	54歳, 未亡人, 編み物, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Mr. Thomas Servis house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
24 Alice	Chapman	72歳, 未亡人, 編み物, 娘エリザベス, 38歳, 靴下編み, ずっとここに居住している <i>3d/週, 貧困</i>
25 Ezarde	Hales	未婚, 足が不自由, 58歳, 靴下編み, ずっとここに居住している <i>4d/週, 極貧</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

26 Robert	Calver	56 歳，労働者，就労中， 妻エリザベス，51 歳，白縦糸紡ぎ 子ども 1 人，12 歳，編み物， ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
27 Valentyn	Ysborne	38 歳，金細工職人， 妻アリス，同い年，編み物，手伝い， 子ども <5> 4 人，9 歳，7 歳，5 歳，2 歳，働いていない， 妹アグネス，22 歳，家事， ずっとここに居住している 持ち家，給付無し，貧困
28 John	White	45 歳，革職人， 妻アリス，同い年，編み物， 居住期間 24 年 [労働可能] <i>John Browns house.</i> 給付無し，貧困

---

THE WARD OF EST WYMER (East Wymer)

St. Peter of Howndergate		
1 Alyce	Blomvile	79歳, カーディングと糸紡ぎ, かつて働いていた, 娘23歳, 糸紡ぎとカーディング, ずっとここに居住している <i>Mr. Wiewardes. 3d/週, 貧困</i>
2 Gregory	Blomfyld	36歳, 労働者, ずっとここに居住している やや貧しい状態
3 Chrystian	Halle	79歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Mr. Parkers. 3d/週, 極貧</i>
4 Alyce	Thipthorpe	63歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Christchurch house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
5 Richard	Gryfen	40歳, 使用人, 妻バーバラ, 18歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 2歳 [労働可能] 給付無し, 極貧
St. Symond & Jude		
6 John	Colyns	30歳, 屋根職人失業中, 妻エリザベス, 35歳, 白縦糸紡ぎ 子ども1人, 4歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Robert Lynges house. やや貧しい状態</i>
7 Cycely	Brewer	60歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ ずっとここに居住している <i>4d/週, 貧困</i>
8 Alyce	Graunte	60歳, 未亡人, 洗濯, 糸紡ぎ, 子ども3人, 30歳, 20歳, 6歳, ずっとここに居住している [労働可能] 持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
9 John	Fellous	26歳, 羊皮紙製作, 妻シシリー, 同い年, 糸紡ぎ, 縫い物, 子ども1人, 3/4歳, 居住期間7年, Burye出身 [労働可能] <i>Mr. Fyshers. 給付無し, やや貧しい状態</i>
10 William	Cooke	40歳, 労働者, 妻ジョン, 50歳, 編み物, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Selecte. Mr. Sucklinges house. やや貧しい状態</i>
St. George of Tomblonde		
11 Robert	Marke	50歳, 刃物師, 妻アグネス, 60歳, カーディングと糸紡ぎ, 子ども1人, 11歳, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Rafe. Clementes. 給付無し, 貧困</i>
12 Richard	Call	30歳, 染色業者, 妻アリス, 27歳, 縫い物, 子ども1人, 3歳, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

13 Dorethe	Conye	60 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Rafe Pies house. 2w/週, やや貧しい状態</i>
14 Alyce	Hadam	40 歳, リネン紡ぎ, 洗濯, 居住期間 6 年 <i>3d/週, 貧困, Note</i>
15 Peter	Wyete	40 歳, boteman, 妻エリザベス, 27 歳, 靴下編み, 居住期間 8 年以上, 子ども 2 人, 5 歳, 2 歳 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
16 Thomas	Clerke	60 歳, 革職人, 妻アリス, 40 歳, カーディングと糸紡ぎ, 子ども 1 人, 11 歳, 学校へ行っている, 居住期間 7 年, Hadleye 出身 [労働可能] <i>John Bratinghans house. 給付無し, 貧困</i>
17 Chrystian	Coup [er]	86 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住してきた <i>T. Betes house. 2d/週, やや貧しい状態</i>
St. Martens at the Palace		
18 Hery	Lee	36 歳, 労働者, 就労中, 妻アグネス, 46 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 15 歳は糸紡ぎ, 3 歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Bettles house. 給付無し, 極貧</i>
19 Margaret	Halles	82 歳, 白縦糸紡ぎ, かつて働いていた, ずっとここに居住していた <i>6d/週, 極貧</i>
20 Margaret		Ladi Calthrope の使用人 John Togg の妻, 30 歳, 足が不自由, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 5 歳, 教区外へ行った <i>4d/週, 極貧</i>
21 <Helen	Legrace	50 歳, 重病, 体調の良いときには白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Jacobs house. 3d/週, 極貧</i>
22 Robert	Tomson	50 歳, Hindfingham の Mr. Hastings に仕える使用人, 2 年前に家を出て行った, 妻アリス, 72 歳, 白縦糸紡ぎ 居住期間 8 年 [労働可能] 給付無し, 貧困
23 John	Gryme	44 歳, reder, 妻フランシス, 44 歳, 縫い物, 子ども 2 人, 6 歳と 1 歳, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
24 Wylliam	Guy	50 歳, 労働者, 教区外で就労中, 妻アグネス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 7 歳, 糸紡ぎ, 居住期間 20 年, 片足が悪い [労働可能] 給付無し, 極貧

25	katherine	Shadale	30歳, 未亡人, 糸紡ぎ, 洗濯 子ども1人, 4歳, ずっとここに居住している [病院に収容] <i>Selecte. 給付無し, 貧困</i>
26	Cecely	Wodes	50歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間6年, [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
27	Robert	Brylsye	60歳, 労働者, 就労中, 妻マーガレット, 同い年, 洗濯, 教区外で働いている, 子ども2人, 18歳, 21歳, 糸紡ぎ, 編み物, 居住期間2年, Smallborowe 出身 [労働可能] [転出] <i>Mr. Cordales house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
28	John	Wytherly	80歳, 働いている, 妻エリザベス, 40歳, 足が不自由, 縫い物, 子ども3人, 7歳, 3歳, 1/2歳, ずっとここに居住している <i>3d/週, 極貧</i>
29	Richard	Sandlyng	54歳, 目が見えない, 働いていない, 妻キャサリン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 21歳, 糸紡ぎ, 居住期間40年, 父親のいない子ども, 12歳 <i>Widow Flints house. 6d/週, 極貧</i>
30	Margeri	Ellwyn	未亡人, 60歳, 毛糸紡ぎ, 娘の子ども1人, 4歳, 居住期間20年 [労働可能] <i>持ち家, やや貧しい状態</i>
31	William	Hales	86歳, かつて働いていた <妻キャサリン, 同い年> 労働不可能, ずっとここに居住している <i>The cyte house. 12d/週, 極貧</i>

---

In St. Gyles Hospitale

---

32	John	Myles	50歳, 靴修理屋, 妻キャサリン, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども5人, 12歳, 8歳, 9歳, 6歳, 4歳, 長子は糸紡ぎ, 居住期間8年, Ware 出身 [労働可能] <i>Select. The Cite house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
33	Wylliam	Gysler	66歳, 靴修理屋, 妻ジョン, 40歳, 白縦糸紡ぎ 子ども3人, 9歳, 8歳, 3歳, 長子は糸紡ぎ, 居住期間14年, Ware 出身 [労働可能] <i>Selecte. The cyti house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
34	John	<Fully> Funell	70歳, Plomsted の店員, 妻マーガレット, 46歳, 最近ここに居住している, Plomsted に4年居住していた [転出] <i>給付無し, 貧困</i>
35	Florence	Fakener	入院している Jamys Fakener の妻, 48歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 11歳, 編み物, ここにずっと居住している [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

36 William	Cared	50 歳, 石灰焼き, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども 4 人, 13 歳, 8 歳, 7 歳, 6 歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
37 Edmund	Smyth	56 歳, 床屋, Byshops gate の荷物運び, 妻エリザベス, 46 歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している, 子ども 1 人, 10 歳 [労働可能] At the gates. 極貧
38 Margeri		入院中の William Warner の妻, 56 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 22 歳, 26 歳, 4 歳, ずっとここに居住している [労働可能] Mr. Farrers. 給付無し, 貧困
39 転出		Robert Brysley と家族 att Mr. Cordales
40 売春婦		Margeri Funell と家族 the cite house Alyce at Rafe Pyes house



COSLENEY WAED (Coslany)

		St. Myhell of Coslany
1 Ursula	Morley	60歳, 働いていない, あまり目が見えない, ここで生まれた <i>Mr. Martins house. 3d/週, 極貧</i>
2 Margeri	Madwell	未亡人, 74歳, 白縦糸紡ぎ, 少し足が不自由, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Mr. Jernys house. 1d/週, 貧困</i>
3 <margaret	Raynolde	64歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している> <i>2d/週, 極貧</i>
4 John	Fyn	80歳, 羊の刈り込み職人, 妻ジョン, 56歳, 足が不自由, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Widow Brouns house. 2d/週, 極貧</i>
5 John	Bacon	67歳, ほとんど目が見えない, 働いていない, 未亡人, ずっとここに居住している <i>Wiggetes house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
6 Margaret	Grene	64歳, ヤーン撚り, ずっとここに居住している [労働可能] <i>The Coledg house. 3d/週, 極貧</i>
7 Thomas	Ashone	36歳, Mr. Sothwell に仕えている使用人, メイド1人, 15歳, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 居住期間6年, [労働可能] <i>Wigites house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
8 Margaret		ずっと前に出て行った革職人 Robert Dowe の妻, 夫からの支援はない, 40歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間7年, Lynn 出身 <i>2d/週, 極貧</i>
9 William	Briges	28歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども <3> 2人, 4歳, 2歳, <乳児>, 居住期間10年 <i>Coledg house. 2d/週, 極貧</i>
10 Robert	Poyner	64歳, slamaker, 失業中, 妻アリス, 45歳, 縫い物, 子ども5人, 12歳, 10歳, 6歳, 8歳, 1歳, 妊娠中, 長子は学校へ行っている, 編み物 <i>3d/週, 貧困</i>
11 Eme	Nonam	82歳, 毛糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>4d/週, 極貧</i>
12 John	Wodrowe	44歳, 靴修理屋, 妻ジョン, 42歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども3人, 居住期間15年 [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
13 Thomas	Banby	30歳, 労働者, 妻マーガレット, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども3人, 12歳, 11歳, 5歳, レース織り, 居住期間20年, Smalborow 出身 [労働可能] <i>給付無し, やや貧しい状態</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

14 Jone	Brampton	Thomas Banby の母, 74 歳, 未亡人, かつて働いていた, 糸紡ぎを少しだけする, ずっとここに居住している <i>2d/週, 極貧</i>
15 Thomas	Grene	36 歳, 革職人, 妻ドルチェ, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども 4 人, 10 歳, 7 歳, 5 歳, 2 歳, 長子は学校へ行っている, ここで生まれた [労働可能] <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
16 William	Brampton	40 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻エリザベス, 24 歳, カーディング, 毛糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>給付無し, 貧困</i>
17 John	Andrews	30 歳, 石工, 妻ジュディス, 24 歳, 白縦糸紡ぎ, ここで生まれた [労働可能] <i>Christopher Austen house. 給付無し, 極貧</i>
18 Margaret		出て行った毛皮商の妻, 40 歳, バイブ詰め, 子ども 1 人, 5 歳, [労働可能] <i>給付無し, 極貧</i>
19 Robert	Rhene	50 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マーガレット, 40 歳, 縫い物, 子ども 3 人, 12 歳, 8 歳, 3 歳, 居住期間 18 年 [労働可能] <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
20 Margaret		毛皮商の妻, 38 歳, 娘マーガレット, 8 歳, 白縦糸紡ぎ [労働可能]
St. Maris		
21 Cycely	Amis	100 歳, 労働不可能, ずっとここに居住している <i>Axons house. 給付無し, 極貧</i>
22 Alice	Thorpe	40 歳, 未亡人, 病気, 糸紡ぎ, 洗濯, ずっとここに居住している 息子 1 人, 10 歳, 学校へ行っている [労働可能] <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
23 Umphri	Garden [er]	60 歳, 修繕屋, 妻アミー, 59 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 14 歳, 居住期間 20 年, <i>In Manfildes house. 給付無し, 貧困</i>
24 John	Bridge	60 歳, 鍛冶屋, 就労中, 妻グレイス, 48 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 15 歳, 編み物, 居住期間 8 年 [労働可能] <i>John Kinges house. 給付無し, 貧困</i>
25 <Margaret 26 John	Cok Chambers	<i>Note</i> 29 歳, 仕立て屋, 就労中, 妻ヘレン, 21 歳, ボタン作り, 子ども 1 人, 乳児, 居住期間 12 年 [労働可能] <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
27 Margaret	Shitehede	家を出て行った John Whited の妻, 68 歳, 糸紡ぎ, ここにずっと居住している <i>給付無し, やや貧しい状態</i>

28	Chrystian	Judith	80歳, 労働不可能, ずっとここに居住している, 娘アン, 38歳, 白縦糸紡ぎ <i>Widow Tylers. 4d/週, 極貧</i>
29	Elizabeth	Cowes	50歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 娘14歳, <i>Wydw Haryson</i> と一緒に暮らしている 給付無し, やや貧しい状態
30	John	Alen	33歳, ラッセル織り, 妻マーガレット, 24歳, パイプ詰め, 子ども2人, 2歳, 乳児, ずっとここに居住している [労働可能] 担保に入っている持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
31	Christopher	Cok	34歳, 大工, 就労中, 妻ヘレン, 62歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, ずっとここに居住している [労働可能] 担保に入っている持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
32	John	Cok	60歳, 梳毛織り, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
33	Launcelot	Sybole	39歳, 梳毛織り, 妻マルガリ, 38歳, メント縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している, 子ども3人, 10歳, 7歳, 3/4歳, 長子は糸紡ぎ, 学校へ行っている [労働可能] <i>Mother Margretes house. Selecte. 給付無し, やや貧しい状態</i>
34	Thomas	Dale	60歳, 梳毛織り, 妻エリザベス, 50歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 担保に入っている持ち家
35	William	Cok	36歳, 梳毛織り, 妻マーガレット, 37歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 9歳, 7歳, 5歳, 1歳, 長子は織物, 糸紡ぎ, 居住期間16年 [労働可能] <i>Select</i> , 担保に入っている持ち家, 給付無し, 貧困
36	Jamys	Curteis	33歳, 梳毛織り, 就労中, 妻エリザベス, 同い年, パイプ詰め, 子ども2人 ここにずっと居住している [労働可能] <i>Christopher Awsterns house. 給付無し, 貧困</i>
37	Margeri	Godsen	未亡人, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 4歳, 居住期間7年, <i>Hdlsden</i> 出身 [労働可能] <i>2d/週, 貧困</i>
38	Robert	Canold	68歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マーガレット, 50歳, メント縦糸紡ぎ [労働可能] <i>Thomas Dams house. Selecte. 給付無し, やや貧しい状態</i>
39	Richard	Gold	40歳, 労働者, 失業中, 妻ジョン, 30歳, メント縦糸紡ぎ, 子ども4人, 8歳, 4歳, 2歳, 学校へ行っている, ずっとここに居住している 給付無し, 極貧

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

40 Thomas	Dam	60 歳，労働者，失業中， 妻レテス，58 歳，メントル縦糸紡ぎ， ずっとここに居住している [労働可能] <i>Select.</i> 給付無し， やや貧しい状態
41 Symond	Whode	50 歳，梳毛織り，就労中， 妻アリス，40 歳，糸紡ぎ， 子ども〈6〉5人，〈14歳〉，10歳，7歳，5歳，3歳，2歳， 糸紡ぎ，学校へ行っている， 居住期間20年 [労働可能] 担保に入っている持ち家，給付無し， やや貧しい状態
42 Robert	Dorman	24 歳，梳毛織り， 妻ヘレン，45 歳，縫い物，白縦糸紡ぎ， 子ども3人，10歳，8歳，3歳， ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Sothertons house.</i> 給付無し， やや貧しい状態
43 <John	Bryce	60 歳，木綿紡ぎ，未亡人， 娘1人，17歳，糸紡ぎ， ずっとここに居住している〉 給付無し， 貧困
44 John	Burton	36 歳，労働者，就労中， 妻マリ，同い年，糸紡ぎ， ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し， 貧困
45 Katherin	Moyne alias Crab	84 歳，未亡人，白縦糸紡ぎ， ずっとここに居住している 給付無し， 極貧
46 <Richard	Colyn	36 歳，船頭， 妻キャサリン，43 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども1人，8歳，糸紡ぎ， ずっとここに居住している〉 給付無し， 貧困
47 Leonard	Symondes	40 歳，手袋作り，失業中， 妻エリザベス，32 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども3人，10歳，8歳，2歳，長子は糸紡ぎ， [労働可能] 給付無し， 貧困
48 Mary	Wode	40 歳，未亡人，編み物， 子ども〈3〉2人，10歳，12歳，〈8歳〉，編み物， 居住期間12年 2d/週， 貧困
49 Lancelot	Amis	32 歳，仕立て屋，就労中， 妻アグネス，同い年， 子ども4人，8歳，6歳，4歳，2歳 [労働可能] 給付無し， 極貧
50 Katheryn	Froste	44 歳，未亡人，パイプ詰め， 子ども1人，7歳，学校へ行っている， ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し， 貧困
51 Father	Whighthed	80 歳，梳毛織り，労働不可能， 妻ジョン，同い年，毛糸紡ぎ，かつて働いていた， ずっとここに居住している 4d/週， 極貧

52 Roger	Ansell	60歳, 梳毛織り, 就労中, 妻アリス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 14歳, レース織り, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
53 William	Fayerman	38歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ジョン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 12歳, 9歳, 8歳, 4歳, 長子は学校へ行っている, 他は編み物, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Mr. Aldrich house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
54 <Hery	Alen	26歳, thaxter, 失業中, 妻キャサリン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 4歳, 居住期間5年, Barnham Brome 出身 給付無し, やや貧しい状態
55 <John	Goslyng	80歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 居住期間30年 給付無し, 極貧
56 <John	Beri	24歳, 梳毛織り, 就労中 妻エリザベス, 同い年, 糸紡ぎ, 子ども1人, 乳児 居住期間17年 給付無し, 極貧
St. Marten at the Oke		
57 Peter	Lane	35歳, 梳毛織り, 就労中, 妻レテス, 30歳, レース織り, 子ども3人, 6歳, 3歳, 3/4歳, 居住期間20年 [労働可能] <i>Peter Goldes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
58 Agnes	Welles	76歳, 未亡人, 働いていないが他人の手伝いをしている 居住期間40年 給付無し, 貧困
59 John	Jankynson	40歳, なめし革職人, 妻エリザベス, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間24年, 子ども2人, 4歳, 2歳 [労働可能]
60 Robert	Pynder	40歳, 労働者, 重病, 妻ジョン, 同い年, カーディング, 糸紡ぎ, 子ども2人, 8歳, 4歳, 居住期間12年, Buxon 出身 <i>Rychard Fytters house.</i> 給付無し, 極貧
61 Edward	Stokes	95歳, 労働不可能, 妻マーガレット, 40歳, レース編み, 子ども3人, 9歳, 7歳, 3歳, 長子は織物, ずっとここに居住している < <i>Mr. Basen of</i> > <i>Selecte Mr. Haslakes house.</i> 給付無し, やや 貧しい状態
62 Thomas	Pynk	28歳, 梳毛織り, 就労中, 妻グレイス, 29歳, 毛糸紡ぎ, 居住期間15年 [労働可能] 給付無し, 貧困

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

63 John	Cutballe	34 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻エリザベス, 30 歳, パイプ詰め, 子ども 2 人, 6 歳, 2 歳, 見習い [労働可能] 給付無し, 極貧
64 Alyce		家を出て行った Wm. Arnold の妻, 53 歳, 雑貨小間物賞と教区外へ行く, 居住期間 2 年 [転出] <i>At Crosses.</i> 給付無し, 極貧
65 Robert	Caro	33 歳, 労働者, 就労中, 妻オリーブ, 40 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 3 歳, 居住期間 4 年, Cossey 出身 [労働可能] <i>Horns house.</i> 給付無し, 極貧
66 Mathew	Robinson	32 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻アン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 給付無し, 極貧
67 John	Watters	60 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 〈娘 1 人〉 居住期間 2 年, Nall 出身 [転出] <i>Katherine Barnardes house.</i> 給付無し, 極貧
68 Alyce	Thurkell	74 歳, 未亡人, 糸紡ぎ, 居住期間 44 年 <i>James Yxfors house.</i> 2d/週, 極貧
69 Margaret	Bukyn	66 歳, 未亡人, パイプ詰め, 居住期間 40 年 [労働可能] 給付無し, 貧困
70 Jamys	Yxforth	32 歳, 梳毛織り, 失業中, 妻スーザン, 24 歳, レース織り, ずっとここに居住している 子ども 3 人, 5 歳, 3 歳, 1 歳, [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
71 William	Yxforth	30 歳, 織物, 就労中, 妻アグネス, 40 歳, レース織り, 子ども 2 人, 7 歳, 5 歳, レース織り, ここで生まれた [労働可能] <i>Ed. Pecovers house.</i> 給付無し, 極貧
72 Richard	Barnard	24 歳, 梳毛織り, 妻アグネス, 同い年, レース織り, 子ども 1 人, 1 歳 [労働可能] 給付無し, 貧困
73 Agnes	Barnarde	60 歳, 母親, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している, 4 年間行ったり来たりしている, Wyclewode 出身 [to depart] 給付無し, 極貧
74 Margaret	Newman	48 歳, 夫がここ出身, 少し気が狂っている, 働いていない, 教区外へ行った 持ち家, 給付無し, 極貧
75 Margaret	Cob	50 歳, 〈パイプ詰め〉未亡人, Mr. Somes house に仕える, 居住期間 17 年 <i>Mr. Mychelles house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
76 Alyce	Brymble	未亡人, 36 歳, パイプ詰め, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態

77 John	White	57歳, 手袋作り, 失業中, 妻シシリー, 57歳, メントル縦糸紡ぎ, 子ども1人, 10歳, 手袋作り, 居住期間30年 [労働可能] <i>Basnettes house of Swanton.</i> 給付無し, やや貧しい状態
78 William	Massam	60歳, 足が不自由, 労働不可能, 妻クリスチャン, 50歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間24年 <i>4d/週,</i> やや貧しい状態
79 Vincent	Wyse	50歳, 梳毛織り, 就労中, 妻アグネス, 糸紡ぎ, 40歳, 子ども3人, 6歳, 4歳, 2歳 ここで生まれた [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
80 Agnes	Rydly	40歳, 未亡人, パイプ詰め, ここで生まれた [労働可能] <i>Mr. Mychels.</i> 給付無し, 極貧
81 John		入院中のRichard Thomasの妻, 46歳, メントル縦糸紡ぎ, 子ども1人, 10歳, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 貧困
82 Robert	Kyg	40歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マーガレット, 64歳, メントル縦糸紡ぎ, 娘1人, 8歳, レース織り, 見習い [労働可能] ずっとここに居住している [労働可能] <i>Hospital house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
83 Jamys	Wodehouse	53歳, 梳毛織り, レース織り, 妻アグネス, 40歳, パイプ詰め, 子ども5人, 11歳, 9歳, 7歳, 4歳, 1歳, 長子はレース織り, 居住期間3年, Yermothe 出身 <i>Thomas Norfors house.</i> 給付無し, 極貧
84 Elizabeth	Brene	40歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 子ども3人, 10歳, 9歳, 9歳, 糸紡ぎ, 居住期間20年 [労働可能] <i>Mr. Somis house.</i> 給付無し, 極貧
85 Christopher	Colthrop	60歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 同い年, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間7年, Hulle 出身 [労働可能] <i>The porters lodge.</i> 給付無し, 極貧
86 Ysabell	Waker	70歳, 未亡人, 糸紡ぎ, カーディング, 居住期間7年, Hulle 出身 <i>In the 1 tower.</i> 給付無し, 極貧
87 Agnes	Longworth	40歳, 未亡人, 働いていない, 子ども2人, 9歳, 6歳, 物乞い, ずっとここに居住している <i>The 2 tower.</i> 給付無し, 悲惨, 貧困
88 Nicholas	House	40歳, 梳毛織り, 失業中, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 9歳, 8歳, 6歳, 3歳, 長子は糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Steven Horns hous.</i> 給付無し, 極貧
89 売春婦		Margaret Cook at John Bridgis.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

COLGATE WARD (Colegate)

		St. Augustyns
1 Nycholas	Fylbeck	54 歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 36 歳, 糸紡ぎ, 子ども 3 人, 5 歳, 4 歳, 乳児, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>At the Austen gate, the porter.</i> 極貧
2 Jone	Bund	40 歳, 編み物, 手伝い, 子ども 2 人, 6 歳, 4 歳, <i>The 2 tower.</i> 給付無し, 極貧
3 Anne	Caly	whistle, 50 歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間 40 年 <i>The 1 tower.</i> 給付無し, 極貧
4 Elizabeth	Halle	60 歳, 未亡人, 編み物, 長期間居住している <i>The 3 tower.</i> 給付無し, 極貧
5 Richard	Multon	60 歳, 梳毛織り, 足が不自由, パイプ詰め, ずっとここに居住している <i>Heri Mvltton.</i> 給付無し, 貧困
6 Agnes		1 年前に出て行った John Thurkel の妻, 50 歳, カード, 糸紡ぎ, 居住期間 5 年 [労働可能] 担保に入っている家, 給付無し, やや貧しい状態
7 Agnes		未婚, 60 歳, 働いていない 長期間居住している 給付無し, 極貧
8 John	Lawes	40 歳, 労働者, 就労中, 妻エリザベス, 63 歳, 病气, メントル縦糸紡ぎ, 居住期間 14 年 持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
9 George	Emerson	33 歳, 労働者, 就労中, 妻アン, 同い年, 縫い物, 子ども 3 人, 5 歳, 3 歳, 1 週間, 居住期間 10 年 給付無し, 貧困
10 Grace	Thetfor	46 歳, 未亡人, メントル縦糸紡ぎ, 居住期間 36 年, 子ども 1 人, 7 歳, 糸紡ぎ, [労働可能] <i>John Stalers house.</i> 給付無し, 極貧
11 Awsten	Brok	43 歳, 毛糸織り, 就労中, 妻エリザベス, 33 歳, パイプ詰め, 子ども 3 人, 5 歳, 4 歳, 2 歳, 妊娠中, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>Mrs. Norgates house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
12 Richard	Harman	58 歳, 労働者, 就労中, 妻グレイス, 40 歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間 12 年 [労働可能] 給付無し, 極貧
13 Alyce	Dugen	40 歳, 未亡人, 糸紡ぎ, カーディング, モルト作り, 居住期間 4 年, Laystofte 出身 [労働可能] 給付無し, ひときわ極貧



14 Thomas	Cok	40歳, 労働者, 就労中, 妻アグネス, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1/4歳, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
15 Symond	Frary	86歳, 労働不可能, 妻アリス, 60歳, メントル縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 4d/週, 貧困
16 John	Sharpy	71歳, 労働者, 失業中, 妻アグネス, 50歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間40年 1d/週, やや貧しい状態
17 Alen	Roadin	25歳, 梳毛織り, 就労中, 妻エリザベス, 20歳, レース織り [労働可能] <i>John Capos house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
18 Alyce	Houson	42歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ 子ども1人, 12歳, 糸紡ぎ, 父親の分からない子ども1人, 糸紡ぎ ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
19 <John	Lawrens	58歳, 労働者, 病気, 妻アリス, 同い年, カーディング, 糸紡ぎ, 子ども1人, 9歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間8年, Essex出身 <i>John Stallers house.</i> 給付無し, 貧困
20 Agnes	Bunde	70歳, 重病, 未亡人, 体調の良いときは糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Frances Marly.</i> 給付無し, 極貧
21 Edward	Brasonet	60歳, 両足に病気, 鍛冶屋, 失業中, 妻キャサリン, 同い年, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間30年 給付無し, 貧困
22 Richard	Berny	80歳, 労働者, 労働不可能, 妻アリス, 40歳, カーディング, 糸紡ぎ, ここにずっと居住している 給付無し, <貧困>, やや貧しい状態
23 Mable	a Breten	メイド, Wodhousに仕えている, 23歳, Note
24 John	Hanworth	39歳, 未亡人, レース織り, 子ども4人, 11歳, 7歳, 5歳, 2歳, 長子はレース織り, 居住期間20年 <i>Edward Pyes house.</i> 給付無し, 貧困
25 Alyce	Tuke <of> alias Bryn- klye	3年前に出て行った Jamys Brynkley の妻, 夫からの援助なし, 31歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間17年 1d/週, 極貧
26 Richard	Seggen	40歳, 梳毛織り, 就労中, 妻エリザベス, 同い年, 洗濯 子ども2人, 12歳, 6歳, 働いていない, 居住期間3年, Safron Walden 出身 [労働可能] 給付無し, 極貧, Select

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

27 Robert	Thacker	30 歳，梳毛織り，就労中， 妻アリス，50 歳，糸紡ぎ， 子ども 2 歳，20 歳，10 歳，織物，カーディング [労働可能] <i>The Spital house.</i> 給付無し，やや貧しい状態
28 John	Catton	40 歳，修繕屋，就労中， 妻マーガレット，36 歳，毛糸紡ぎ， 居住期間 12 年 [労働可能] 給付無し，極貧
29 Robert	Trull	40 歳，カレンダー仕上げ職人， 妻マーガレット，30 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 1 人，3/4 歳， 居住期間 12 年 [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
30 Robert	Colson	30 歳，梳毛織り，就労中， 妻ドロシー，24 歳，白縦糸紡ぎ， [労働可能] 給付無し，貧困
31 Roger	Clerk	36 歳，仕立て屋，失業中， 妻マルグリ，同い年，毛糸紡ぎ， 子ども 4 人，9 歳，5 歳，15 歳，2 歳，長子はレース織り， ずっとここに居住している 2d/週，貧困
32 Alice	Chestini	50 歳，未婚，白縦糸紡ぎ， ずっとここに居住している [労働可能] 2d/週，〈給付無し〉極貧
33 Margaret	Usher	60 歳，未亡人，縫い物， 居住期間 7 年 [労働可能] 2d/週，極貧
34 Benet	Gedwyis	26 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 2 人，5 歳，1 歳， 居住期間 7 年，Horsted 出身 [労働可能] <i>Edward Pies house.</i> 給付無し，極貧
35 <Elizabeth		John Thurston の妻， 30 歳，糸紡ぎ，子ども 1 人，3 歳， ずっとここに居住している〉 給付無し，極貧
36 Andrew	Mordew	36 歳，パン屋，就労中， 妻アン，同い年，白縦糸紡ぎ， ここで生まれた [労働可能] 給付無し，極貧
37 Thomas	Cok	40 歳，労働者，就労中， 妻スーザン，同い年，洗濯， 居住期間 20 年 [労働可能] <i>Robert Smyths house.</i> 給付無し，やや貧しい状態
38 Hary	Hardiman	23 歳，梳毛織り，就労中， 妻シシリー，28 歳，白縦糸紡ぎ， 居住期間 7 年 [労働可能] 給付無し，極貧

39 John	Aldrych	42歳, 梳毛織り, 就労中, 妻アグネス, 同い年, 白縦糸紡ぎ 子ども1人, 6歳, 話せない, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Edward Pyes.</i> 給付無し, やや貧しい状態
40		<スコットランド人, Richard Arnoldes のところで働いている, Wm Boyis, 労働者> <i>Note</i>
41 <Robert	Wodstok	60歳, 干し草づくり, 妻アグネス, 44歳, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 16歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している> 抵当に入っている持ち家, 極貧
42 Helen	Curson	66歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 娘1人, 9歳, レース織り, 居住期間50年 [労働可能]
43 Agnes	Perchem	80歳, 糸紡ぎ, 娘アリス, 30歳, 糸紡ぎ, 居住期間5年, Refam 出身 <i>Robert Wodstokes house.</i> 給付無し, 極貧
44 John	Suger	50歳, 労働者, 就労中, 妻エリザベス, 46歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 9歳, 4歳, 2歳, 1歳, 居住期間9年, [判読不能] 出身 <i>Selecte. Edward Pye house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
45 Newel	Wodes	80歳, 労働者, 労働不可能, 妻アグネス, 60歳, 織物, 息子1人, 26歳, 給付無し, やや貧しい状態
46 John	Elgar	40歳, 梳毛織り, レース編み, 子どもに指導, 妻シシリー, 50歳, パイプ詰め, 子ども1人, 10歳, レース織り, 見習い [労働可能] <i>Mr. Grenales house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
47 Margaret	Ipson	50歳, 未亡人, メント縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 出て行った John Dryver の妻 Margaret Dryver, 26歳, 白縦糸 紡ぎ, 子ども1人, 2歳, ずっとここに居住している [労働可能] 担保に入っている家, 給付無し, やや貧しい状態
48 Hery	Osborne	34歳, 大工, 就労中, 妻エリザベス, 44歳, 子ども3人, 12歳, 8歳, 4歳, 長子は糸紡ぎ, 学校へ行ってい る, 見習い中 [労働可能] <i>Mrs. Crokes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
49 Elizabeth	Gaske	使用人, 脚の病気, 30歳 <i>Note</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

50 Olyver	Browne	76 歳, パイプ詰め, 妻エリザベス, 73 歳, メントル縦糸紡ぎ, 居住期間 40 年 給付無し, 極貧
51 Margaret	Taylor	68 歳, 未亡人, カーディング, 糸紡ぎ, 息子 John Samon, 44 歳, 妻マルグリ, 30 歳, 糸紡ぎ, カーディング, 子ども 2 人, 12 歳, 3 歳, 長子は学校へ行っている, 居住期間 5 年, Long Melfor 出身 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
52 William	Fakener	80 歳, 靴修理人, Helen Fakener, 60 歳, メントル縦糸紡ぎ, メイド Margaret Santri, 26 歳, 麻紡ぎ, 娘 1 人, 8 歳, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
53 Elizabeth	Preson	52 歳, 未亡人, レース織り, 子ども 2 人, 21 歳, 14 歳, レース織り, 居住期間 30 年 Selecte. 給付無し, 極貧
54 Elizabeth		出て行った Thomas Clark の妻, 夫からの援助なし, 42 歳, 重病, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 10 年, 息子 1 人, 8 歳, 糸紡ぎ 給付無し, 極貧
55 Georg	Himpres	31 歳, 妻ヘレン, 50 歳, メントル縦糸紡ぎ, 居住期間 12 年 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
56 Elizabeth	Cimege	50 歳, 未亡人, メントル縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
57 Richard	Ives	50 歳, 労働者, 就労中, 妻イザベル, 54 歳, メントル縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 14 歳, 9 歳, 6 歳, 長子はレース織り, 他は糸紡ぎ, ずっとここに居住している Mr. Rok. 給付無し, やや貧しい状態
58 Robert	Cotton	27 歳, なめし革職人, 就労中, 妻アグネス, 31 歳, 糸紡ぎ, 子ども 1 人, 2 歳, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 貧困
59 Margeri	Colson	60 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 娘 1 人, 17 歳, 糸紡ぎ, 真夏からここに居住している [労働可能] Select. 給付無し, やや貧しい状態
60 Margaret	Leman	43 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 娘 1 人, 17 歳, レース織り, 居住期間 30 年 [労働可能] Select. Stalers. 給付無し, 貧困
61 Robert	Wolby	50 歳, 梳毛織り, パイプ詰め, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 貧困

62	<Richard	Harleston	50歳, 修繕屋, 失業中, 妻マリ, 42歳, 糸紡ぎ, 子ども2人, 10歳, 13歳, レース織り, 居住期間30年 給付無し, 貧困		
63	Robert	Smyth	25歳, レース織り, 妻アグネス, 45歳, レース織り, 子ども3人, 12歳, 9歳, 6歳, 織物, 学校へ行っている, この町に来たばかり [労働可能] <i>William Castiloes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態		
64	John	Arnelynit	60歳, 労働者, 妻ジョン, 同い年, 教区外へ行く, ずっとここに居住している <i>Thomas Norgates house.</i> 給付無し, やや貧しい状態		
65	Edward	Hunt	50歳, 修繕屋, 居住期間10年 <i>Mr. John Redes house.</i> 1 1/2d/週, 極貧		
66	Robert	Neycton	56歳, slawrytt, 妻エリザベス, 同い年, 糸紡ぎ, 息子1人, 15歳, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Calys house.</i> 給付無し, やや貧しい状態		
67	Thomas	Hendrye	70歳, 無職, 妻アグネス, 73歳, タオル売り, ずっとここに居住している <i>The parrishe house.</i> 4d/週, 極貧		
68	Alyce	Dam	80歳, 未亡人, 働いていない, 居住期間59年 4d/週, やや貧しい状態		
69	John	Fyn	30歳, 梳毛織り, 就労中, 出て行った Wm. Jonson の妻, 夫からの援助は無い, 70	Alyce	60歳, 糸紡ぎ, カーディング, 息子1人, 14歳, 学校へ行っている, カーディング, 居住期間8年, Aylsham 出身 [労働可能] <i>The church house.</i> 給付無し, 貧困
71	Margaret	Reynoldes	66歳, 未亡人 入院している John Barbor の妻, 72	Jone	80歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>The church house.</i> 2d/週, 極貧
73	Alyce	Haris	79歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 2d/週, 極貧		
74	Anne	Nityngale	60歳, 片腕が不自由, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 2d/週, 貧困		
75	Jamys	Ledel	48歳, 革職人, 就労中, 妻キャサリン, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間17年 [労働可能] <i>Richard Spurlinges house.</i> 給付無し, 極貧		

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

76 Raynold	Styngate	<48> 56 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ジョン, 40 歳, パイプ詰め, 子ども 3 人, 7 歳, 5 歳, 2 歳, 長子は学校へ行っている, 居住期間 20 年 [労働可能] <i>Richard Spurlinges house.</i> 給付無し, 極貧
77 John	Skott	80 歳, 修繕屋, 就労中, 妻アリス, 66 歳, 白縦糸紡ぎ, 息子 1 人, 16 歳, 働いている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Matthew Ploms house.</i> 給付無し, やや貧しい状態 & 良好
78 William	Bushe	72 歳, パンキ塗り, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
79 Thomas	Toly	25 歳, レース織り, 就労中, 妻アグネス, 40 歳, 糸紡ぎ, 子ども <3> 2 人, 12 歳, 15 歳, 糸紡ぎ, 織物, ここで生まれた [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
80 Thomas	Harvi	60 歳, 大工, 就労中, 妻ジョン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 娘の子ども 1 人, 10 歳, 働いていない, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Father Grens house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
81 John	Rudlande	<80> 60 歳, 無職, 働いていない, 妻シシリー, 60 歳, 魚売り, 糸紡ぎ, メイド, 13 歳, 織物 居住期間 10 年 <i>John Balles house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
82 William	Savantes	50 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻マルグリ, 46 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 10 歳, 5 歳, 編み物, 居住期間 26 年 [労働可能] <i>Selecte Mrs. Bacons.</i> 給付無し, 貧困
83 John	Force	28 歳, 梳毛織り, 以前はレース織り 妻エリザベス, 同い年, パイプ詰め, レース織り, 子ども 1 人, 1 歳, ここで生まれた [労働可能] <i>Christofer Austens house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
84 <Margeri		6 年前に出て行った Wm. Pallin の妻, 夫からの援助は無い, 53 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 12 歳, 8 歳, レース織り, 学校へ行っている, 居住期間 34 年 <i>Robert Henon house.</i> 2d/週, ひときわ極貧
85 Jone	Hawne	40 歳, 未亡人, 修繕屋, 子ども 2 人, 8 歳, 4 歳, 働いていない, 居住期間 12 年, 給付無し, やや貧しい状態

St. Buttolphs paryshe		
86 William	Asgoode	54歳, ウール織物, 就労中, 妻アリス, 同い年, 糸紡ぎ, カーディング, 子ども7人, 20歳, 18歳, 16歳, 10歳, 7歳, 5歳, 3歳, 長 子は糸紡ぎ, 織物, 居住期間40年 [労働可能] <i>Edward Pyes house.</i> 給付無し, 貧困
87 Robert	Raby	30歳, 石工, 就労中, 妻アリス, 32歳, 白縦糸紡ぎ, 幼児1人, [労働可能] <i>Edward Pyes.</i> 給付無し, やや貧しい状態
88 John	Gyle	80歳, sherman, 就労中, 妻エリザベス, 82歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Mr. Aldriches house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
89 Gregori	Pollard	50歳, slawright, 妻ヘレン, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども<4>3人, <14歳>8歳, 6歳, 3歳, 長子は就労中, 居住期間30年 [労働可能] <i>Select. Mr. Pokes house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
St. Mari Unburnt		
90 Thomas	Barny	69歳, パイプ詰め, 妻ブリス, 63歳, 白縦糸紡ぎ, メイド, 16歳, ボタン作り, ここで生まれた [労働可能] <i>Nicholas Crystiscrostes house.</i> 給付無し, 極貧
91 Nycholas	Crystcrosse	68歳, 靴修理屋, 就労中, 子ども2人, 6歳, 5歳, 学校へ行っている, 居住期間20年 <i>John Pikeringes house.</i> 給付無し, 貧困
92 Thomas	Gedgball	46歳, 梳毛織り, 妻マーガレット, 40歳, 編み物, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>In Nicholas Sothertons house.</i> 給付無し, 貧困
93 売春婦		Mabel a Breten at Frances Morlis, Elizabeth Gask at Osborns.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

FYBRIDG WARDE (Fyebridge)

			St. Clementes
1	<Wylliam>	Robert Bolter	60歳, 梳毛織り, パイプ詰め, 妻アリス, 48歳, 毛糸紡ぎ, 子ども2人, 12歳, 6歳, 糸紡ぎ, 居住期間20年 <i>Mr. Wodes. 4d/週, 極貧</i>
2	Margaret	Croke	60歳, 未亡人, 糸紡ぎ, Elizabeth Ely, 62歳, 糸紡ぎ, ここにずっと居住している [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
3	John	Mace	58歳, かご作り, 妻エリザベス, 50歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
4	Elizabeth	Skott	40歳, 未亡人, レース織り, 子ども<5>4人, 18歳, 12歳, 10歳, 9歳, 長子はレース織り, 居住期間16年 [労働可能] <i>Mr. Aldriches house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
5	Robert	Knott	45歳, 織物, 就労中, 妻マーガレット, 44歳, 縫い物, パン売り, 子ども3人, 7歳, 4歳, 2歳, 長子は店の手伝い, 居住期間20年 [労働可能] <i>Elizabeth Albons house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
6	Rafe	Molle	50歳, 梳毛織り, 失業中, 妻マーガレット, 同い年, 縫い物, 居住期間8年 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
7	Richard	Baker	78歳, 靴修理屋, 就労中, 居住期間55年, 使用人, Alexander Plater, 36歳, 靴修理人, 居住期間4年, [労働可能] 給付無し, 貧困
8	<Thomas	Sanders	44歳, レース織り, 妻アリス, 40歳, メントル縦糸紡ぎ, 子ども3人, 6歳, 4歳, 1歳, 居住期間36年> <i>Roger Apleyerdas house. 給付無し, 極貧</i>
9	William	Heaslewoode	24歳, ペンキ屋, 妻アリス, 25歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 2歳, 妊娠中, 母<Helen Heslewoode, 60歳, chopp flocks, 居住期間5年, Marslond 出身> [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
			St. Saviors
10	William	Mordewe	70歳, 目が不自由, パン屋, 就労中, 妻ヘレン, 46歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 10歳, 4歳, 長子は学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] 持ち家, 給付無し, 貧困



11 John	Rochester	42歳, 織物, 失業中, 妻アグネス, 32歳, パイプ詰め, 子ども4人, 9歳, 5歳, 2歳, 1歳, 長子は編み物, ここで生まれた [労働可能] <i>Mr. John Redis house. 貧困</i>
12 <John	Samm	50歳, 仕立て屋, 就労中, 妻マーガレット, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども4人, 10歳, 6歳, 3歳, 1歳, 居住期間10年> 給付無し, やや貧しい状態
13 Agnes	Foster	50歳, 未亡人, カーディング, 糸紡ぎ, 娘マリ, 17歳, 編み物, ずっとここに居住している <i>Mr. Reades house. 2d/週, 極貧</i>
14 Rose	Hayeward	60歳, 白縦糸紡ぎ, 娘2人, 29歳, 28歳, 靴下編み, ずっとここに居住している <i>Select. Richard Maris house. 給付無し, 貧困</i>
15 Peter	Colyns	22歳, reder, 失業中, 妻エイヴィス, 30歳, 白縦糸紡ぎ, [労働可能] <i>Edward Pyes house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
16 Thomas	Love	28歳, 靴修理屋, 妻エリザベス, 35歳, 糸紡ぎ, 洗濯, 父親の分からない子, 12歳, 糸紡ぎ, ここで生まれた [労働可能] 持ち家, 給付無し, 貧困
17 Cycely	Love	Thomas Loveの母親, 60歳, フラックス紡ぎ, ずっとここに居住している <i>6d/週, 貧困</i>
18 Thomas	Sparrow	60歳, plomer, 失業中, 妻マーガレット, 同い年, 糸紡ぎ, 魚売り, ずっとここに居住している <i>Mrs. Norgates house. 給付無し, &lt;貧困&gt;, やや貧しい状態</i>
19 Margaret	Warnes	耳が聞こえない, リネン紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Mrs. Norgates. 2d/週, 極貧</i>
<hr/> St. Edmondes <hr/>		
20 Margaret	Clason	9年前に出て行った John Clasonの妻, 夫からの支援はない, 41歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 9歳, 糸紡ぎ, 居住期間20年 <i>At Wedowe Ketringham's house. 1d/週, 極貧</i>
21 Rychard	Ebotes	40歳, カレンダー仕上げ職人, 就労中, 妻ヘレン, 同い年, 糸紡ぎ, 子ども<2>1人, <15歳>14歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間22年 [労働可能] <i>Mr. Whalles house. 給付無し, 貧困</i>
22 Richard	Robertes	80歳, 労働者, 失業中, 居住期間6年, Kenyngle出身 持ち家, 4d/週, やや貧しい状態

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

St. Martens		
23 John	Nedehen	44 歳, 労働者, 失業中, 妻マーガレット, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 3 人, 9 歳, 7 歳, 1 歳, 長子は糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Thomas Derikes house.</i> 給付無し, 極貧
24 Richard	Peper	37 歳, 織物, 就労中, 妻アリス, 33 歳, 糸紡ぎ, カーディング, 子ども 4 人, 10 歳, 6 歳, 4 歳, 5 歳, 長子は学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] 担保に入っている持ち家, 給付無し, 極貧
St. Jamys paryshe [in] Pockthorpe		
25 Thomas	White	sheperde, 60 歳, 妻エリザベス, 47 歳, 糸紡ぎ, カーディング, 子ども 2 人, 12 歳, 10 歳, 糸紡ぎ, カーディング, ずっとここに居住している <i>Mr. Parkers house.</i> やや貧しい状態~良好.
26 William	Thaxter	40 歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども 4 人, 11 歳, 9 歳, 6 歳, 3 歳, 長子は学校へ行っている, 居住期間 20 年 <i>Select.</i> 給付無し, 極貧
27 Agnes	Hollyns	80 歳, 未亡人, 糸紡ぎ, Hevyngham 出身, 息子 John Hollyns のところに居住している [to departe] <i>John Wigmans house.</i> 給付無し, 貧困
28 John	Hollyns	30 歳, lymeburner, 妻アリス, 40 歳, 糸紡ぎ, 洗濯の手伝い, 居住期間 6 年 給付無し, 貧困
29 John	Parchment	55 歳, 革なめし職人, 失業中, 妻ジョン, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 6 歳, 4 歳, ここにずっと居住している 持ち家, 給付無し, 貧困
30 Robert	Rayners	30 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ジョン, 50 歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 <7 年> 給付無し, 貧困
31 Heri	Reade	80 歳, 大工, 手足が不自由, 妻アン, 56 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>Select.</i> 持ち家, やや貧しい状態
32 Richard	Angell	40 歳, 労働者, 重病, Waxham にいる, 妻ジェーン, 32 歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している 給付無し, 貧困
33 Katherine	Warnes	84 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 40 年 <i>John Teusdays house.</i> 給付無し, 貧困

34 Agnes	Harison	40歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 8歳, 糸紡ぎ, 居住期間24年 <i>1d/週, 極貧</i>
35 Thomas	Danyel	36歳, 梳毛織り, 妻マーガレット, 24歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間30年 <i>Thomas Selers house. やや貧しい状態</i>
36 Robert	Toly	36歳, 労働者, 就労中, 妻ジョン, 40歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 幼児, ずっとここに居住している <i>John Lynges house. やや貧しい状態</i>
37 Alyce	Morbek	40歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 子ども3人, 5歳, 3歳, 1歳, ずっとここに居住している <i>&lt;2d/週&gt; 給付無し, 貧困</i>
38 Elizabeth	Dix	67歳, 白縦糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>2d/週, 貧困</i>
39 Thomas	Browne	60歳, 労働者, 就労中, 妻エリザベス, 50歳, リネン紡ぎ, 居住期間2年, Yorkshire 出身 <i>&lt;子ども3人, 14歳&gt; [転出] 給付無し, 貧困</i>
40 John	Palgrave	34歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ジョン, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 2歳, 居住期間20年 <i>John Lynges house. 給付無し, 貧困</i>
41 Agnes		2年前に出て行った労働者 William Harison の妻, 夫からの支 援はない, 33歳, 糸紡ぎ, 子ども1人, 4歳, 居住期間12年 <i>1d/週, 貧困</i>
42 Thomas	Ysbelles	33歳, 梳毛織り, 就労中, 妻キャサリン, 27歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 8歳, ここで生まれた <i>給付無し, 貧困</i>
43 Adam	Browne	60歳, 梳毛織り, 妻シシリー, 36歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 1歳, 30週, 居住期間30年 <i>給付無し, やや貧しい状態</i>
44 Philip	Philip	30歳, 修繕屋, 就労中, 妻マーガレット, 22歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間5年, [空白] 出身 <i>Thomas Sellers house. やや貧しい状態</i>
45 Robert	Bridge	26歳, 鍛冶屋, 就労中, 妻キャサリン, 30歳, 白縦糸紡ぎ, <i>Water Sharps house. やや貧しい状態</i>

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

46	Rose	Sharpe	70 歳，未亡人，白縦糸紡ぎ，ずっとここに居住している 2d/週，貧困
47	Richard	Browne	50 歳，労働者，病気，労働不可能， 妻マーガレット，52 歳，編み物， 居住期間 4 年，Waxham 出身 持ち家，給付無し，貧困
48	Jone	Alen	80 歳，メントル縦糸紡ぎ，居住期間 40 年 持ち家，1d/週，やや貧しい状態
49	Robert	Hardgrave	54 歳，石工，失業中， 子ども 2 人，16 歳，10 歳，働いている，糸紡ぎ， 居住期間 24 年 <i>Mr. Parkers house.</i> 給付無し，極貧
50	Nicholas	Payne	33 歳，梳毛織り，就労中， 妻ジェーン，40 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 3 人，11 歳，9 歳，7 歳，長子は糸紡ぎ，学校へ行っている， ここで生まれた ここで生まれた 給付無し，やや貧しい状態
51	William	Grandger	40 歳，労働者，就労中， 妻マーガレット，同い年，リネン紡ぎ， 子ども 4 人，8 歳，6 歳，3 歳，1 歳，長子は pyll hempe， 居住期間 7 年，Howe 出身 給付無し，貧困
52	Richard	Baxter	30 歳，織物，就労中， 妻マーガレット，51 歳，糸紡ぎ，カーディング， 子ども 1 人，8 歳，羊毛突き，家事手伝い， 居住期間 20 年 給付無し，極貧
53	Thomas	Wodrowe	30 歳，製粉業者，Lyn で就労， 妻 29 歳，白縦糸紡ぎ， 子ども 1 人，2 歳，妊娠中， ここで生まれた，ずっとここに居住している 給付無し，極貧
54	Richard	Cavard	80 歳，雑貨小間物商，失業中，足が不自由， 妻クリスチャン，50 歳，糸紡ぎ，カーディング， 居住期間 19 年， 子ども 1 人，10 歳，働いていない， <i>Mr. Parkers house.</i> 給付無し，極貧
55	John	Stokes	44 歳，lymeburner，就労中， 妻スーザン，30 歳，縫い物， 子ども 2 人，4 歳，2 歳， ずっとここに居住している 給付無し，やや貧しい状態
56	William	Rogers	30 歳，織物，就労中， 妻エリザベス，同い年，糸紡ぎ，カーディング， 子ども 1 人，8 歳，糸紡ぎ， 居住期間 6 年，Bongey 出身 <i>Richard Thurton</i> ，給付無し，貧困
57	Helen	Godfrye	40 歳，未亡人，白縦糸紡ぎ， 子ども 1 人，7 歳，働いていない， ずっとここに居住している <i>Mr. parkers house.</i> 給付無し，極貧

[St. James' parish] Within the gates		
58 <Peter	M [ar] ten	54歳, sherman, 就労中, 妻ヘレン, 40歳, 病氣, 居住期間7年, Ypswyche 出身) <i>Thomas Picreles house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
59 Pichard	Rowe	80歳, flecher, ほとんど仕事をしていない, 妻マーガレット, 同い年, 居住期間40年 [労働可能] <i>Robert Grens house.</i> 給付無し, 貧困
60 Richard	Fyddel	36歳, 梳毛織り, 就労中, 妻アグネス, 50歳, 糸紡ぎ, カーディング, 子ども5人, 9歳, 8歳, 6歳, 4歳, 15歳, 長子はレース織り, 家事, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Select. Waters house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
61 Robert	Trace	80歳, かつて働いていた, 耳が聞こえない, 妻マーガレット, 60歳, 白縦糸紡ぎ, 息子の子ども1人, 10歳, 糸紡ぎ, 居住期間6年, Walsham [労働可能] 持ち家, 給付無し, 貧困
62 Thomas	Goodson	40歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 30歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 6歳, 3歳, 居住期間12年 <i>John Marcons house.</i> 給付無し, 貧困
63 Abraham	Foster	23歳, 梳毛織り, 就労中, 妻シシリー, 40歳, 糸紡ぎ, カーディング, 息子1人, 10歳, 学校へ行っている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Mr. Whalles house.</i> 給付無し, 貧困
64 <Richard> Wylliam	Sap	36歳, 労働者, 妻ジョン, 40歳, 就労中, 居住期間20年 [労働可能] 給付無し 貧困
65 <Samuel	Somer	24歳, 梳毛織り, 就労中, 妻エリザベス, 26歳, 縫い物, ここで生まれた) <i>Robert Reasons house.</i> 貧困
St. Poules		
66 Robert	Johnson	40歳, アクアビット (酒) 売り, 妻マーガレット, 60歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども3人, 11歳, 7歳, 20歳, 長子は糸紡ぎ, レース織り, ここにずっと居住している [労働可能] <i>Mr. Whalles house.</i> 給付無し, 貧困
67 John	Bryght	24歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ヘスター, 20歳, ここで生まれた [労働可能] <i>John Marcales house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
68 Cuthbert	Bach	36歳, 足が不自由, パイプ詰め, 妻シシリー, ここで生まれた, [労働可能] 給付無し, 貧困

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（二）（大場四千男）

69 John	Lech	30 歳，梳毛織り，かつては労働者だった，妻エリザベス，34 歳，パイプ詰め，子ども 1 人，1/4 歳，ずっとここに居住している [労働可能] <i>Nicholas Bradfers house.</i> 給付無し，極貧
70 Annys	Leman	50 歳，未亡人，メントル縦糸紡ぎ，子ども 1 人，18 歳，糸紡ぎ，ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Buttlers house.</i> 給付無し，極貧
71 Richard	Acklond	38 歳，パン屋，就労中，妻マーガレット，38 歳，糸紡ぎ，編み物，居住期間 12 年 [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
72 Nicholas	Tomson	30 歳，梳毛織り，就労中，妻キャサリン，30 歳，靴下作り，居住期間 20 年 [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
73 Symond	Powell	26 歳，労働者，失業中，妻アグネス，36 歳，白縦糸紡ぎ，子ども 2 人，4 歳，3 歳，居住期間 6 年，Walis 出身 <i>Edward Ormes house.</i> 給付無し，貧困
74 Adam	Deane	40 歳，織物，就労中，妻ジョン，同い年，リネン紡ぎ，居住期間 12 年 [労働可能] 担保に入っている持ち家，給付無し，やや貧しい状態
75 Robert	Pynyen	50 歳，アクアヴット（酒）飲み，妻ジョン，同い年，白縦糸紡ぎ，子ども 3 人，13 歳，8 歳，5 歳，糸紡ぎ，編み物，ずっとここに居住している [労働可能] <i>Richard Whetlys house.</i> 給付無し，貧困
76 Jone	Wyn	48 歳，未亡人，メントル縦糸紡ぎ，居住期間 24 年 [労働可能] 給付無し，やや貧しい状態
77 Ambrose	Flower	27 歳，織物，就労中，妻ジョン，24 歳，白縦糸紡ぎ，ずっとここに居住している [労働可能] <i>Heri Leavis house.</i> 給付無し，貧困
78 Thomas	Pycher	27 歳，reder，失業中，妻ベトリス，33 歳，白縦糸紡ぎ，子ども 1 人，1 歳，ずっとここに居住している，Ludham 出身， 給付無し，極貧
79 Edmund	Thurston	54 歳，Mr. Byrdes の台所仕事，妻ジョン，63 歳，糸紡ぎ，居住期間 40 年 [労働可能] 給付無し，極貧
80 Edward	Hixe alias Harte	58 歳，煙突掃除屋，妻アリス，63 歳，糸紡ぎ，娘 1 人，7 歳，学校へ行っている，居住期間 15 年 [労働可能] 給付無し，貧困

81	<John	Bylet	25歳, ドーニックス織, 就労中, 妻アグネス, 22歳, 編み物, ずっとここに居住している [at St. Martens at Ock] 給付無し, 極貧
82	Robert	Tayton	38歳, 労働者, 就労中, 妻マーガレット, 45歳, 糸紡ぎ, 子ども2人, 5歳, 8歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Heri Levs house.</i> 給付無し, 貧困
83	Hari	Parterson	28歳, russel織り, 妻マーガレット, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, ここで生まれた [労働可能] 給付無し, 貧困
84	William	Eache	30歳, russel織り, 就労中, 妻マーガレット, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 1歳, [労働可能] <i>Mr. Claptes house.</i> 給付無し, 貧困
85	Matheu	<Nyckers> Nycolson	40歳, 鍛冶屋, 脚を骨折している 妻キャサリン, 58歳, カーディング, 糸紡ぎ, 子ども2人, 6歳, 8歳, 編み物, 居住期間10年, Cambrydge出身 [労働可能] 給付無し, 極貧, [2d]
86	Edmund	Smyth	30歳, 鍛冶屋, かつては労働者だった, 妻アグネス, 32歳, 糸紡ぎ, 編み物, 子ども3人, 6歳, 4歳, 2歳, 居住期間8年, Fakenham出身 [労働可能] 担保に入っている持ち家, 給付無し, 貧困
87	Katherin	Powel	60歳, 未亡人 [労働可能]
88	John	Guye	36歳, 縫い物, 就労中, 妻アグネス, 31歳, 縫い物, 子ども1人, 7歳, 学校へ行っている, 居住期間2年, Bungey出身, Richard Thurtonの姉妹 [to depart yf Thurton be not bownd] 給付無し, 極貧
89	Wylliam	Learie	40歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ウースラ, 36歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども6人, 15歳, 11歳, 9歳, 5歳, 3歳, 1歳, 糸紡ぎ, レース織り, ここで生まれた, [労働可能] 給付無し, 貧困
90	Richard	Kedge	60歳, 梳毛織り, パイプ詰め, 妻エリザベス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 16歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 貧困
91	Thomas	Wade	40歳, 靴修理屋, 足が不自由で就労不可能, 妻アリス, 47歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども1人, 4歳, 居住期間30年 [労働可能] 給付無し, 極貧

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

92	William	Pleasance	50 歳, 目が見えない, 妻アリス, 96 歳, 労働不可能, 居住期間 11 年 [労働可能] 給付無し, 極貧
93	William	Granaway	36 歳, 妻 30 歳 [労働可能]
94	George	Castylowe	32 歳, 革手袋作り, 就労中, 妻キャサリン, 34 歳, ずっとここに居住している [労働可能] 給付無し, 極貧
95	Jone	Tame	64 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 12 年, Burlyngham 出身 給付無し, 貧困
96	Robert	Beane	62 歳, 労働者, 故郷で友人と一緒に働いている, 妻ジョン, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 4 年, Barowe 出身 [労働可能] 給付無し, 貧困
97	Richard	Whitinge	46 歳, 労働者, 足が不自由, パイプ詰め, 妻エリザベス, 80 歳, 白縦糸紡ぎ, ここで生まれた <i>Mr. Hassetes house.</i> <給付無し> 1d/週, 極貧
98	John	Monde	26 歳, 労働者, 足が不自由, パイプ詰め, 妻ジョン, 46 歳, 編み物, 居住期間 26 年 給付無し, 貧困
99	Robert	Garrod	90 歳, 革手袋作り, 失業中, 妻ジェーン, 92 歳, 居住期間 40 年 2d/週, 極貧
100	Robert	Guye	40 歳, sherman, 就労中, 足が不自由, 妻エリザベス, 53 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 4 人, 19 歳, 17 歳, 9 歳, 14 歳, ここで生まれた [労働可能] <i>Robert Todes house.</i> 給付無し, ひときわ極貧
101	Robert	Tod	56 歳, 織物, マーガレット, 40 歳, 子ども 8 人 [労働可能]
102	Jone	Bower	60 歳, 未亡人, 施しに頼りがち, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 16 年 2d/週, 極貧
103	<Cycely		出て行った梳毛織り Wm. Gose の妻, 夫からの支援はない, 43 歳, 白縦糸紡ぎ, 姉妹の娘 2 人, 17 歳, 10 歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している> <i>At Gylnas.</i> 給付無し, 貧困
104	Agnes	Hugon	79 歳, カーディング, 糸紡ぎ, 居住期間 36 年 <i>The 1 house in the south side.</i> 3d/週, 極貧
105	Elizabeth	Stori	44 歳, 糸紡ぎ, 息子 1 人, 9 歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 10 年, Yermouth 出身 [労働可能] <i>The 2 house.</i> 給付無し, 極貧
106	<Note		Robert Usher と妻はここから St. Johns の丘へ行く>



107	Olyve		病院にいる John Tomson の妻, 48 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 2 人, 10 歳, 4 歳, 長子は糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>The 3 house. &lt;2d&gt; 1d/週, 極貧</i>
108	Jone	Gogney	64 歳, 片手が不自由, 働いていない, ここにずっと居住している, 病院から最近戻ってきた <i>4 house. 給付無し, 極貧</i>
109	<Margaret	West	未亡人, 62 歳, 足が不自由, 労働不可能, 居住期間 35 年 [病院に収容] <i>5 house. 1 1/2d/週, ひときわ極貧</i>
110	Margaret	Harison	未亡人, 43 歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 36 年 <i>6 house. 1d/週, 極貧</i>
111	Cycely	Browne	未亡人, 34 歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 9 歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>給付無し, 極貧</i>
112	Margaret	Payne	80 歳, かつて働いていた, ずっとここに居住している <i>7 house. 給付無し, 極貧</i>
113	Katherin	Powel	67 歳, 未亡人, 糸紡ぎ, 居住期間 10 年, Laystofte 出身 [労働可能] <i>The inner corner house. 給付無し, やや貧しい状態</i>
114	Eme	Smyth	80 歳, 未亡人, 糸紡ぎ, 居住期間 10 年, Laystofte 出身 [労働可能] <i>The inner house. 1 1/2d/週, 貧困</i>
115	Cycely	Betes	60 歳, 糸紡ぎ, 居住期間 21 年 [労働可能] <i>The 2 house. 給付無し, 貧困</i>
116	Amy	Gedgbale	60 歳, 白縦糸紡ぎ, 居住期間 43 年 [労働可能] <i>&lt;The 3 h&gt; The same house. 給付無し, 貧困</i>
117	Margaret	Hesell	80 歳, 目が見えない, 病弱, 編み物, 居住期間 20 年 <i>The 3 house. 2d/週, 極貧</i>
118	Elizabeth	Tidemunde	80 歳, 未亡人, 白縦糸紡ぎ, 少女, 14 歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している <i>The 4 house. 給付無し, 極貧</i>
119	John	Silie	88 歳, 労働不可能, 病気, 妻アグネス, 手が不自由, 労働不可能, 糸紡ぎ, カーディング, 居住期間 7 年, Ryson chace 出身 [労働可能] <i>The 5 house. 給付無し, 貧困</i>
120	Robert	Townson	20 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻アグネス, 40 歳, パイプ詰め, 子ども <2 人> 1 人, 4 歳, ここで生まれた [労働可能] <i>Mr. Whhetlyes house. 給付無し, 極貧</i>
121	John	Hollis	66 歳, 靴修理屋, 就労中, 妻エリザベス, 28 歳, 編み物, 居住期間 10 年, Shelten 出身, 出て行った牧師 Wm. Ladbroke の妻ジョンも一緒にいる 持ち家, 給付無し, <貧困> やや貧しい状態

十六世紀イギリス旧救貧法の成立 (二) (大場四千男)

122 Gefrey	Blome	60 歳, 梳毛織り, 失業中, 妻マーガレット, 60 歳, 白縦糸紡ぎ, 父親のわからない子ども 2 人, 30 歳, 18 歳, 2 人とも糸紡ぎ, ここで生まれた [労働可能] <i>Mr. Peters house.</i> 給付無し, やや貧しい状態
123 Timothe	Maunde	50 歳, 労働者, 就労中, 妻ジョン, 同い年, 縫い物, 糸紡ぎ, 子ども 1 人, 3 歳, 居住期間 15 年 [労働可能] 給付無し, やや貧しい状態
124 Richard	Keatch	60 歳, 労働者, 足が不自由なため労働不可能, 妻アグネス, 68 歳, 白縦糸紡ぎ, 娘 Jone Skynner, メイド, 子どもに頼って生きている, 子どもは St. Feythes にいる Walter Rogers, Mr. Thursbyes に 仕えている 担保に入っている持ち家, 2d/週, 貧困
125 John	Swayne	58 歳, 働いていない, 妻アリス, 47 歳, 重病, ひどく惨め, 居住期間 32 年 <i>The tower ther.</i> 給付無し, ひときわ極貧
126 John	Laye	25 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ジョン, 30 歳, 白縦糸紡ぎ, ここで生まれた <i>Wedow Sellers house.</i> 給付無し, 貧困
127 John	White	50 歳, 労働者, 就労中, 妻アリス, 同い年, 白縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 9 歳, 学校へ行っている, 居住期間 7 年 [労働可能] 給付無し, 貧困
128 John	Fuller	50 歳, 労働者, 就労中, 妻キャサリン, 44 歳, メントル縦糸紡ぎ, 子ども 1 人, 9 歳, 糸紡ぎ, 居住期間 18 年 [労働可能] 担保に入っている持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
129 John	Whitby	26 歳, 梳毛織り, 就労中, 妻ヘレン, 30 歳, レース織り, 子ども 3 人, 3 歳, 1 歳, 5 歳, ずっとここに居住している [労働可能] <i>Select.</i> 担保に入っている持ち家, 給付無し, やや貧しい状態
130 Quyntyn	Russell	60 歳, 梳毛織り, かつて働いていた, 妻マーガレット, 60 歳, 夫と一緒に働いている, ずっとここに居住している [労働可能] <i>John Cobes house.</i> <働けない?> 給付無し, やや貧しい状態
131 <Robt.	Wode	57 歳, 労働者, 失業中, 妻ジョン, 68 歳, リネン紡ぎ, 居住期間 18 年 <i>To catton.</i> 給付無し, 貧困
132 Adam	Gogle	56 歳, ガラス屋, 就労中, 妻アリス, 50 歳, 糸紡ぎ, 娘 12 歳, 糸紡ぎ, ずっとここに居住している, 息子 2 人, 9 歳, 4 歳, 長子は働いている [労働可能] <i>Wedow Wollmans house.</i> 給付無し, 極貧

133	〈John	Bately	25歳, 梳毛織り, 就労中, 妻シシリー, 42歳, 白縦糸紡ぎ, 子ども2人, 9歳, 5歳, 長子は糸紡ぎ, > <i>John Hollis house. 給付無し, 貧困</i>
134	転出		Agnes Hollyns, T. Browne とその家族, T. Picher とその家族, Jo Guye とその家族
135	売春婦		Jone Skyner at Ketches.

---